

IT7A19

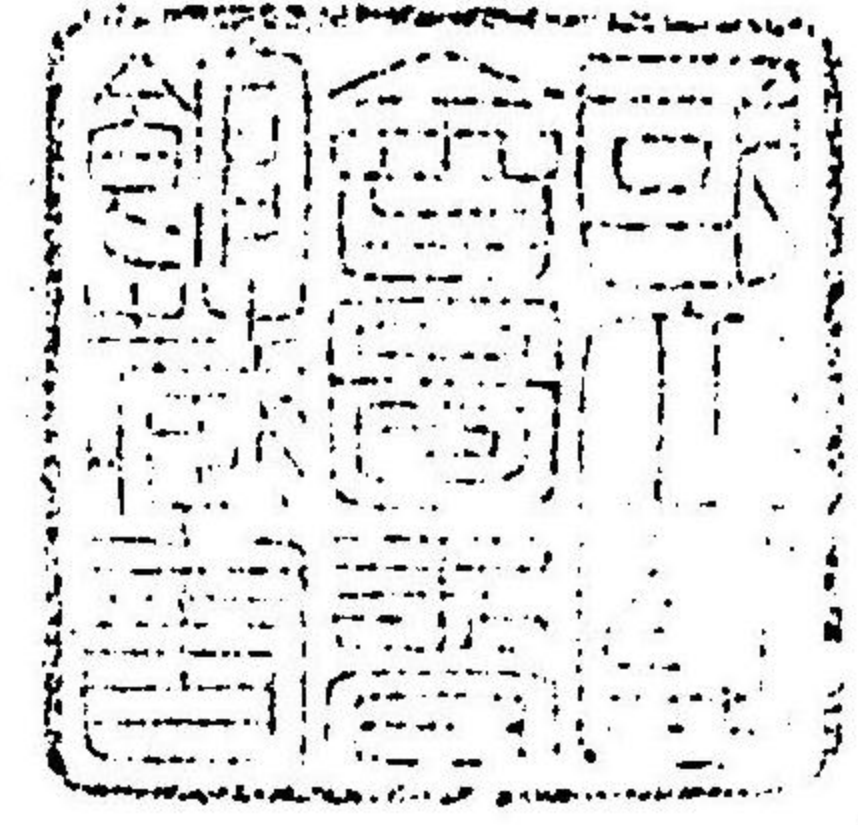
文學士中村勝麻呂著

井伊大老と開港

株式會社 啓成社發行

115

210.59
N378:



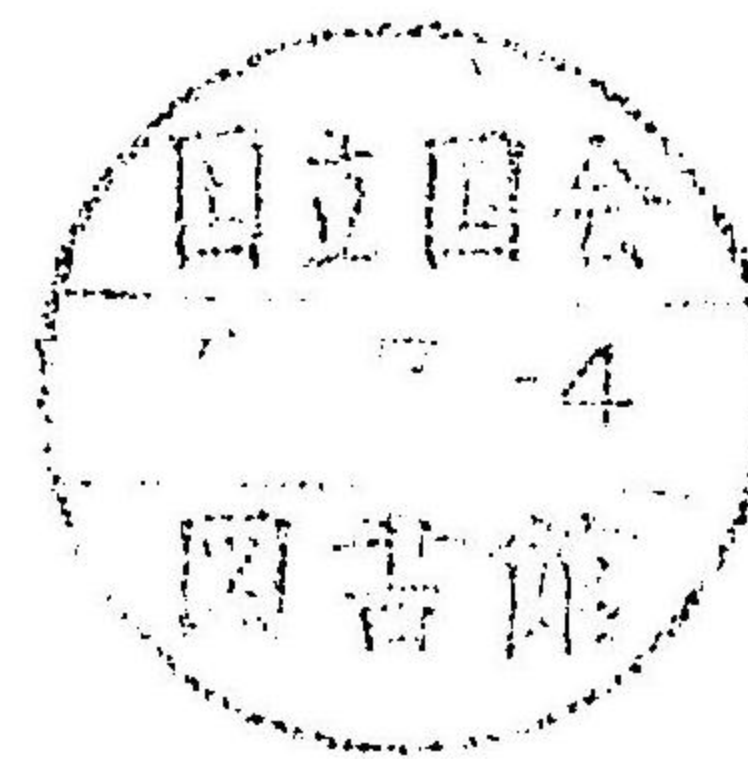
後書院
年值本助照經書行

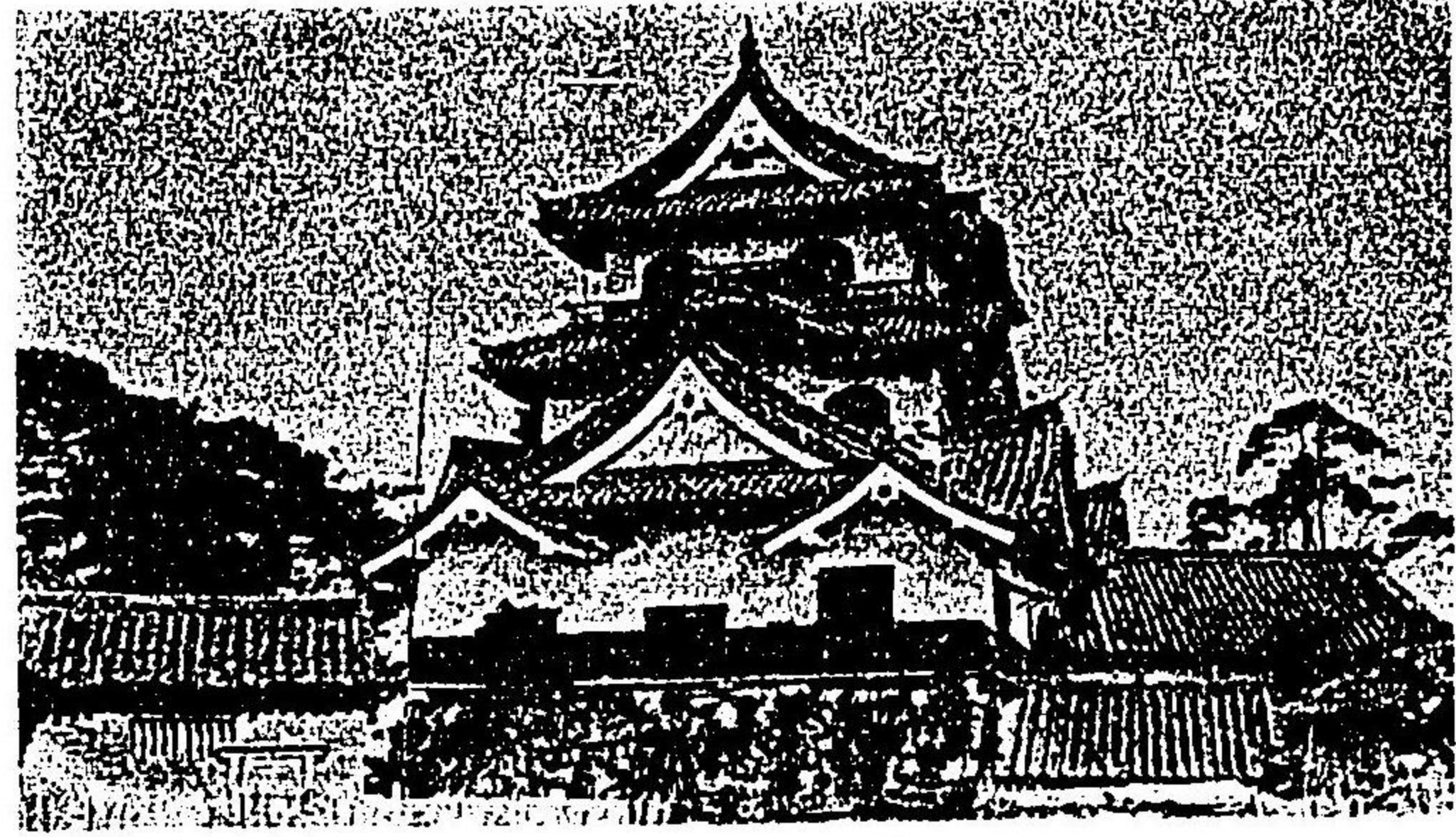


237630

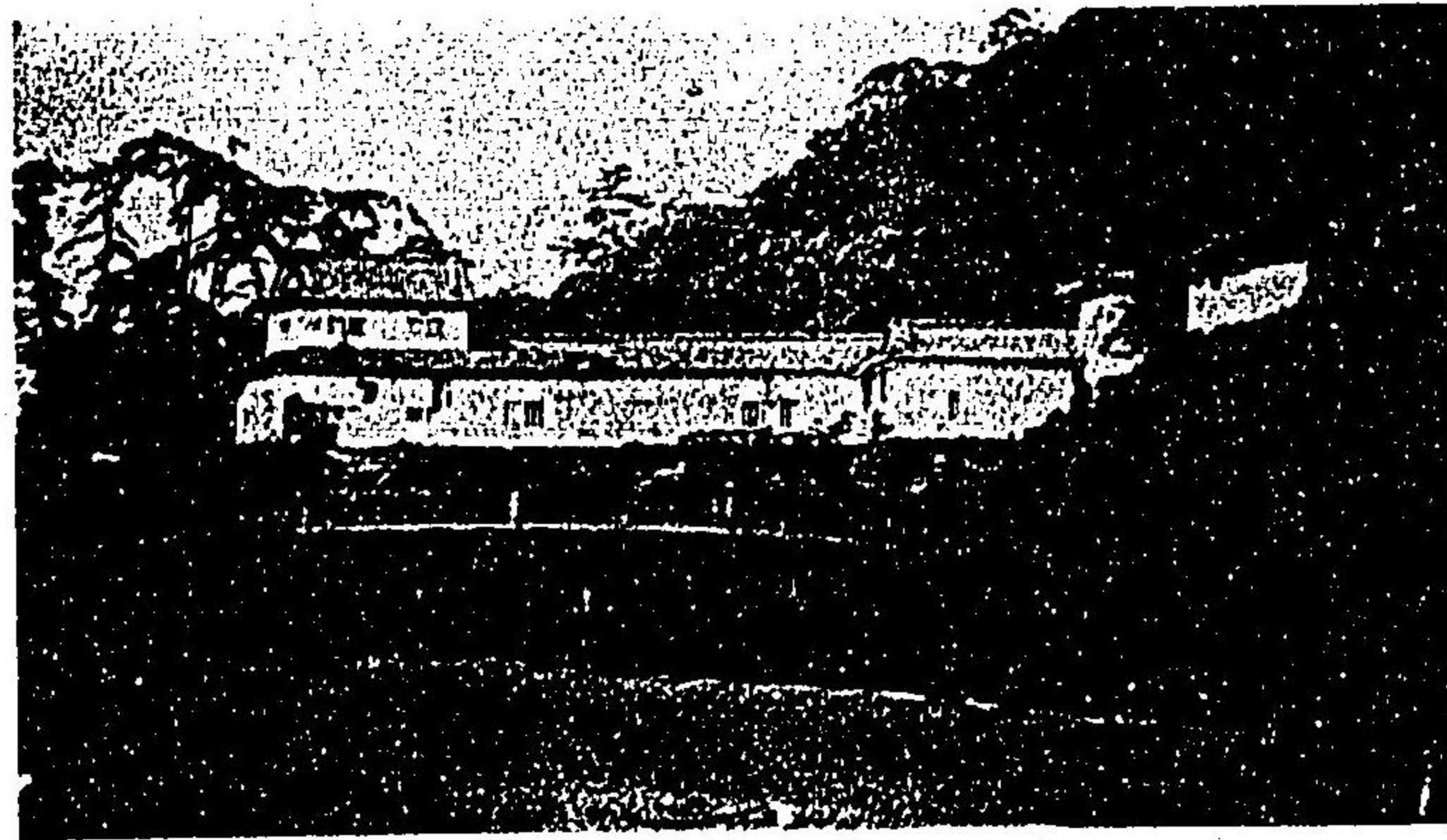


伊井直弼肖像
狩野縫殿助永岳

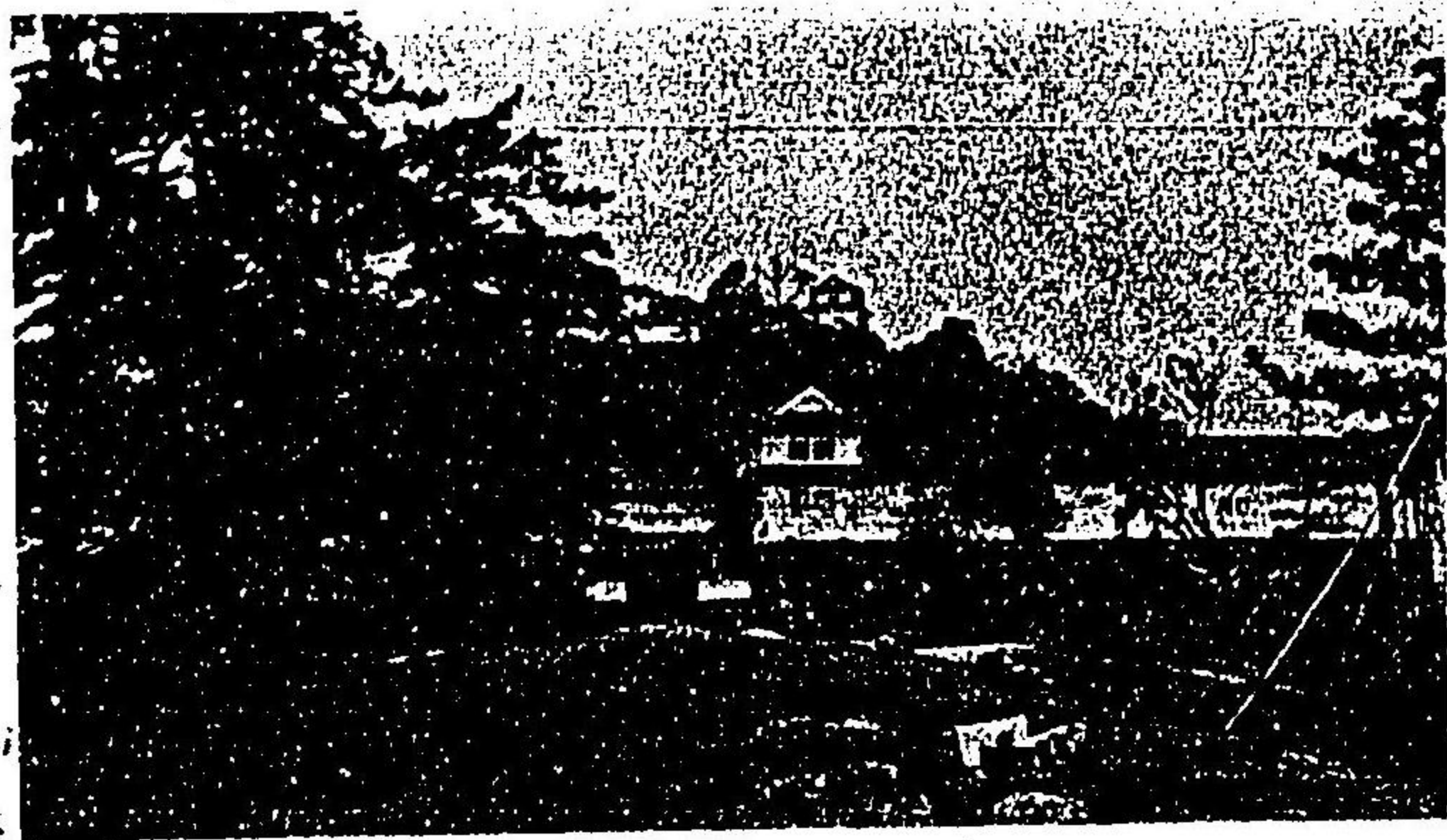




彦根城天主閣



同城大手口



同城佐和口

緒言

今年三月は、井伊大老の五十年忌に當り、七月には、横濱開港五十年紀念の催あるべく、有志等大老の銅像を是地に建て、將に除幕の式を擧げなんとす、銅像建設委員諸氏余に囑して、大老の開港に關する事蹟を編述せむ、乃ち此一篇を起稿して、之を世に發表す、

維新の大變革は、我邦千古未曾有の鴻業なり、此は我邦が眞の統一せる國家を形成せし時にして、同時に世界の日本として立ちし初なり、是よりして、内に在りては、朝威隆々として、日に昌盛を加へ、外に對ひては、國歩驟々として、月に進運に向ふ、此の如きの鴻業、豈一朝一夕の致す所

ならんや、又豈一人若くは一派の人の爲す所ならんや、此書若し大老の事蹟が、其鴻業の一方面に大關係を有する所以を讀者に了解せしむるを得ば、著者の望足れり、希はくは、此書の記事を以て、大老の功績を説くに專にして、他の功績を没却するものと爲すことなからんを、
井伊大老を紀念するは、嘗に其功業を回想するに止まらず、又其献身的の大精神を追慕する意なくはあらず、此書其人物修養の點に稍詳密なるは、著者が微意の存する所なり、然れども此は唯一斑のみ、讀者姑らく此を以て多方面なる大老の全豹を描き得たりと爲すこと勿れ、
此書の記事必ずしも其典據を示さず、煩雜に涉らんこ

とを恐れてなり、されど悉く正確なる材料に據りて、漫りに臆斷を爲さず、唯材料の缺けて研究の餘地ある所、間々著者が意見を以て、記事の連絡を附けしものあり、必ず文中其意を表示せり、

此書の記事若し世間流布の書に異なる所ありと認むるものあらば、其は著者が豊富なる材料を見る便宜を有するが故なることを知るべし、而して此は彦根の方面にては、多年材料の蒐集に努力せし亡祖父不能齋及び亡従兄大久保余所五郎の賜物にして、他の方面にては、舊師及び諸先輩の好意の致す所なり、こゝに謹みて謝意を表す、
此書に引證せる材料中、其出處を示さざるものは、皆伯

爵井伊直忠君の所藏に係るものか、又は舊從士の所藏にして、伯爵家にて其謄本を作られたるものなり、伯爵が自由には是等貴重材料を攻究し得る便宜を與へられたるは、著者の光榮とする所なり、幕末史の材料中尙ほ未だ世に出でざるもの多かるべく、此書の記事又誤謬なきを保せず、讀者若し其珍藏の史料を示して、著者が研究の資に供せらるゝあらば、豈唯著者が幸のみならんや、至囑々々、

文學博士大槻文彦君の父磐溪翁は、幕末開港論者の一人にして、大老の政策に同情を寄せし人なり、博士は、是故を以て、大老の事蹟には、特別の興味と見解とを有せらる

此書稿成るや、著者が爲めに特に閲讀の勞を取られ、有益なる注意を與へられき、こゝに謹みてこれを謝す、

明治四十二年六月十九日

五十一年前假條約調印斷行のありし日

著 者 識

目次

第一章 鎖港攘夷と開港

- 第一 鎖港攘夷の實例……………一
- 第二 鎖港政策の由來及び攘夷論の起原……………二〇
- 第三 ペリー提督の渡來及び和親條約の締結……………四二

第二章 井伊直弼の政治上の地位及び其人物

- 第一 井伊氏の歴史……………五三
- 第二 直弼の經歷及び其修養……………六五

第三章 井伊直弼の開港論

- 第一 溜詰の責任と彦根藩の面目……………一三三
- 第二 蒸汽船の發明と世界の大勢の變化……………一三三
- 第三 彼我武力の比較に本づける非戰論……………一四九

第四 國威宣揚武士道維持及び財政難救済の策としての出貿易
説……………一六八

第五 國論統一の必要上朝廷へ奏聞の説……………一九〇

第六 直弼の開港論の由來……………一九八

第四章 幕府の開港政策と直弼の活動

第一 溜詰大名の開港論……………二一八

第二 和親條約締結につき公武の交渉及び彦根藩の京都守護……………二三六

第三 溜詰派の代表者として堀田備中守の入閣……………二五〇

第四 總領事ハリスの渡來及び修好通商條約締結につき公武の
交渉……………二六四

第五章 井伊直弼の大老職拜命及び修好通商條約の

調印

第一 假條約調印斷行の事情……………二八四

第二 假條約調印斷行につき公武の交渉……………三〇七

第三 開港の準備及び國防擴張政策の實行……………三二〇

寫眞版目次

井伊直弼肖像

狩野繼殿助永岳筆
武藏國世田ヶ谷村豪徳寺藏

彦根城天主閣、大手口及び佐和口圖明治九年撮影

嘉永六年六月九日米使久里濱上陸及び彦根藩警衛の圖

舊彦根藩士三居滿一君藏……………四八

彦根藩槻館舊跡(直弼出生の地)……………六六

彦根藩尾末町北の御屋敷埋木舎舊跡……………六六

直弼より三居一通に與へし自作の戲畫三居滿一君藏……………七四

直弼茶道の極意を詠める歌伯爵井伊直忠君藏……………七四

弘化三年六月六日直弼より藩士三浦五郎右衛門に與へし書翰

同上……………九六

安政五年九月十三日直弼より養母耀鏡院に贈れる書翰 上……………一七八

嘉永六年八月二十九日直弼より幕府に呈せし開港策の意見書案

同上 初の一部分を示す……………二二八

萬延元年二月三日直弼講武所開講式に臨みて詠める歌同 上……………一九六

弘化二年四月二十一日直弼より長野義言に贈れる書翰同 上……………一九六

嘉永六年八月頃直弼より幕府に呈せし品川連砲臺に就ての意見

書案同 初の一部分を示す……………二三〇

安政二年二月朔日孝明天皇より直弼に贈ひし掛物同 上……………二四六

安政三年十二月八日孝明天皇より直弼に賜ひし十體和歌手

鑑同 上……………二四六

安政三年十二月八日典侍駿河より直弼に贈れる書翰及び直弼の

返翰案同 上……………二四八

直弼石造兎獻上につきて詠める歌同 上……………二四八

安政五年六月二十一日徳川齋昭より大老老中に贈れる書翰

同 上……………三〇〇

萬延元年正月二十日鍋島齊正より直弼に贈れる書翰同 上……………三〇〇

安政五年六月十九日調印日米修好通商條約正本外務省蔵……………三〇六

安政五年七月十八日調印日英修好通商條約正本外務省蔵……………三〇六

安政六年十月十五日家茂將軍十四歳より直弼に與へし自筆の大字

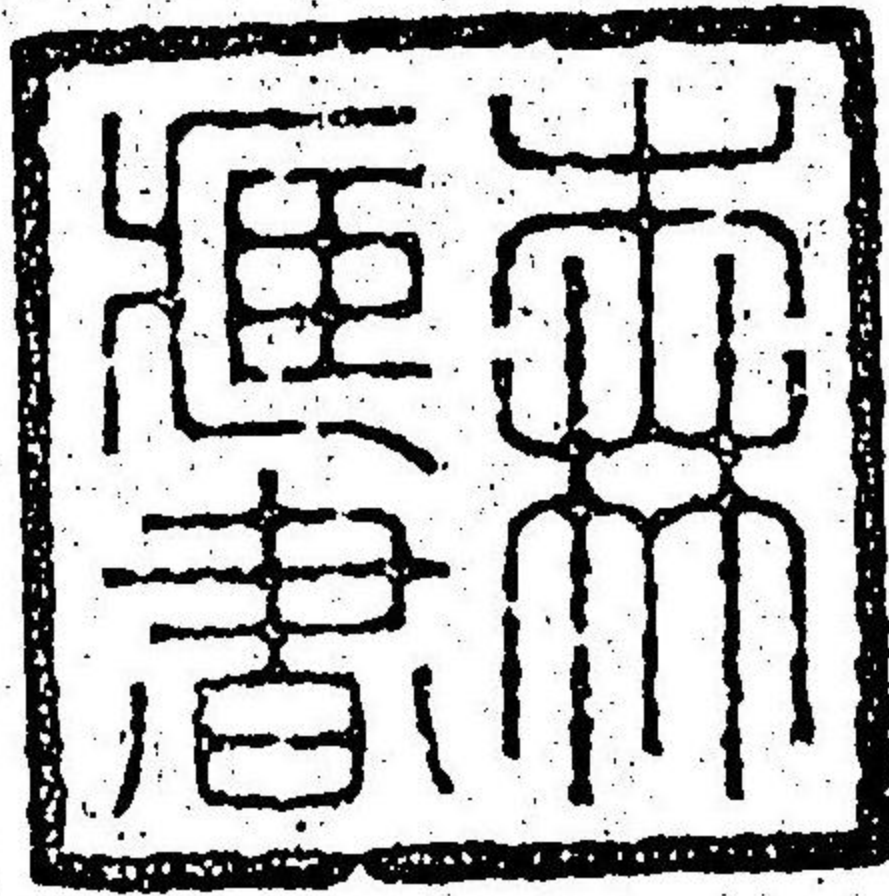
額面上三尺横五尺四寸……………三二六

直弼爲君祈世の歌同 上……………三二六

櫻田門外風景の圖三居滿一君蔵
天保弘化頃のもの……………三三〇

井伊大老と開港

中村勝麻呂著



第一章 鎖港攘夷と開港

第一 鎖港攘夷の實例

ペリト提督の齎らし、國書及び之に添へて提督より奉れる書翰は、げに好くも書きつるものかな、これや洵に近世外交文書中の傑作のみに數ふべきものなるべき、文は東洋風に直截簡明にして、しかも意は懇切鄭重に、辭令の巧妙なること西洋風の特長を表はすといへども、誠意全篇に流露して、いさゝかも輕薄の趣なく、又毫も曖昧模糊の點なし、たとへば宏度快活にして

世故に長けたる人の後進者を諒すが如し、流石に大國に恥ぢざる大文章とこそは見ゆるなれ、さはあれ當時排外の感情に凝り固まれる多くの人々は、此劃切なる忠言も、其固陋なる僻心を解き、其偏狹なる知識を啓く料とはならず、反てますます疑心闇鬼を生ぜしめ、あはれ名文も、内に禍心を包藏して、外に巧言令色を装ふものに過ぎずと見られしこそ是非なけれ、

さて使節の求むる所は、和親交易、石炭食料、漂流民撫卹の諸項なりしが、提督は、此終の一項につきて、國書の趣意を敷衍していへらく、

余はかく貴國に告げんことを命ぜられ、大統領は、日本に對し友愛の情を懷けり、さるに合衆國の人民故意に貴國の海邊に渡來し、又は難風に遇ひてはからずこゝに漂到するときは、貴國は之を待つこと仇讐の如しと聞く、是れ大統領のいたく駭き、且つ心を痛ましむる所以なりと、蓋し往年貴國が亞米利加船「モリソン」「ラゴダ」「ローレンス」を遇する處置に就ていへるなり、米國人は、基督教諸國民の例には漏れて、其海岸に漂到せる難民

はいづれの國民たりとも、之を憐れみ之を撫卹保護することを以て、神聖なる義務と心得たり、さればこそ我國民の貴國の難民を好遇すること、終始一にして變らざりつるなれ、

と、現今萬國交通の世に在りて見れば、普通の道理を叙べしばかりの此平凡なる辭令も、當時の我國狀より見れば、げに頂門の一針なりけり、自ら仁義の國を以て任ぜるもの、此詰責に對して、いかてか省みて慚づる所なかるべきされば、米艦浦賀に入りぬと聞きて、憂國の感情激昂し、此書翰を讀みて、醜虜能く何をか爲さん、彼れ若し甘言を以て我を惑はさば、我に主張すべき大義あり、彼れ若し兵威を以て我を嚇さば、我之に具ふべき決心ありと慷慨せる也、此難民撫卹の一項のみは、其要求に應ずる外なしと悟り、外交を絶ち貿易を拒むにつきては、相應の理由あり、あながち無謀とのみ評すべからざれど、薪水食料を求めんとして近づける商船を砲撃し、九死に一生を獲て漂着せる難民を虐待するが如きは、無謀とやいはん、非道とやいはん、鎖港政策

の弊も、是に至りて亦極れりと謂ふべし、凡そ鎖港といひ、攘夷といふ、之を今日の國狀に比ぶれば、あまりに懸隔甚だしくて、我邦が全然其政策を廢せしより、未だ久しからずと雖も、既に隔世の感あり、多くの人々には、想像にだに及ばぬふしもあるべし、いてや開港の事を説く前に、先づ提督が指摘せる、モリソン號の事件によりて、此政策の餘弊の甚しきを示さん、

米國政府にて、日本の事情を調査し、之と交通すべき手段を講究し、そめけるほどのことなりき、日本の一小船難風に遇ひて、幾日か太平洋中に漂流し、終に北亞米利加バンクーバーの西北なるシャーロット女王が島といふ處に着きぬ、僅に生き残りし三人の水夫は、初め土人の手に捕へられけるが、こゝより南の方コロムビヤ河の口なる英國毛皮會社の役員の恵に頼りて、英國に護送せられ、それより又澳門に送られ、しばしがほど宣教師グツラフの家に保護を受けたりき、幾ばくもなくフィリッピン群島に漂着せし四人の日本人も、亦こゝに護送せられて、ともに憂き身の上を晤らふことゝは

なりぬ、

其頃澳門の米國人等は、本國政府の意向をば聞き知りしか、それかあらぬか、此憐れむべき難民を故國に送り返さん機會を以て、日本と交通を開かんことを試みばやとの議起り、キングといふ名ある米國商人の手して、モリソン號といふ帆船を仕立て、目的の平和に在るを示さんが爲めに、殊更に武裝を爲さず、キングを始め、グツラフ、宣教師中の醫師パーカー博士、後にペリ提督に隨行して再び我國に來りし雜誌『支那叢說』アキモリスレボトリーの編輯員ウィリアムスなど、世に知られたる人々之に乗組み、日本の都なりと傳へられたる江戸を志ざして出帆し、天保八年六月二十八日(千八百三十七年七月三十日)浦賀の港に船を進めけるに、不意に山上より砲撃せしかば、倉皇之を避けて退き、港よりやゝ距りたる處に錨を投じぬ、

是より先、相模國の南端城ヶ島の沖合に、異船一艘見えけるよし、三崎詰の與力より海陸の注進あり、午前九時過ぐる頃、其報同時に浦賀に達しぬ、奉行

山本運八郎急ぎ其旨を江戸に報じ、山上より船を望ましむるに、折節雨ありて影だに見えず、乃ち與方同心どもを一番船に乗り込ませしめて、異船の所在を見届けしめ、自らは陣羽織を着、手勢引具し、嚴めしく旗馬驗など押し立てて、平根山の臺場に押し出す、又用人を觀音崎の臺場に遣りて、之を指揮せしめ、與方同心をして、備船に乗り込み、大砲其他の武器を積み載せて、續々漕ぎ出でしめ、海陸相應じて、異船を攘はんとす、さるほどに雨やう／＼晴れて、異船の帆影見えたり、見届の船も亦歸り來りて、異船次第に進み來ると報ず、臺場にては、對岸なる上總國の備場に向けて、號砲を放ちけるに、請打あり、やがて玉込の用意をなして、待ち掛けたり、程なく異船臺場の沖に進み來る、奉行命じて、烈しく之を砲撃せしむ、異船かなはじと引返し、平根山より二里ばかり外の方、山陰に入りて、野比村沖に止まりぬ、因りて遠見船を發して、其模様を探らしめ、なほも追撃せんとして、其手筈に及びしかども、風雨甚だしく、日も亦暮れにければ、明日の拂曉船形見ゆるを待ちて、打つべしと命じ、夜に乘じ

て野比村へ大砲を廻し置き、又備船を伏せて、敵若し上陸せば、陸上を應援し、若し退帆せば、進みて之を追撃せんとす、

明くれば二十九日午前四時船形やう／＼見えそめたり、すはこそとて、野比濱に臨める丘の上より、四門の大砲もて、打あろす、とかくするほどに、東雲にもなりしかば、いよいよ烈しく砲撃す、モリソン號の人々は、はる／＼來つる甲斐もなく、かくしふねくも打拂はれて、其好意を傳へん術もなかりければ、今はこれまでぞと、錨を抜き帆を揚げて、船を出さんとす、三四十人の同勞を載せたる砲舸三艘、浦賀の方より漕ぎ出て、頻りに發砲す、思へばモリソン號が武裝せざりしこそ幸なれ、若し軍船ならんには、かゝる無法の振舞に遇ひて、いかでか一矢酬いてやあるべき、さては双方ともに死傷は免かれざるべく、兩國民の間に長く恨を残して、後にいかなる悪影響を及ぼし、か測られざるなり、幸にも火藥の製法精しからず、射撃の術も亦拙かりければ、船は些少の損害を蒙れるのみにて、順風に帆を孕ませて、こゝを免れ出てにけ

り、奉行更に命を下し、輕軻を發して退帆の模様を見届けしめしに、暮つ方其舟歸り來りて、異船大島沖に隠れ去りぬと報せしかば、やがて警戒を解くの命は下りぬ。

モリソン號は、江戸灣を出て、後、鳥羽の港に入りて、難民の幸福を求めんとせり、難民のうち嘗てこゝに舟を泊めしことありて、其地の案内をよく知りたればなり、されど風の便り悪しくて、船を入ること能はず、去りて鹿兒島灣に入りぬ、水深を測らんが爲めに、船員水夫等數人をして、日本の漁船に乗りて、佐多村の方へ漕ぎ行かしめ、モリソン號は、其後に隨ひて進み行きしに、村人ども驚きて立ち騒ぐ氣色なりき、漁船は間もなく官人一人從者若干名を伴ひて歸り來れり、官人は思慮ありげなる容貌にて、舉動も亦沈着なりき、青地に白筋ある木綿の衣服を着、幅廣き帯を固く結び、之に二柄の短き刀を指し、煙草入れの袋と煙管とを挿めり、從者は殆ど裸體も同様の姿なりき、官人は船員に向ひていひけるやう、國人皆船員を海賊ならんと思ひ、打拂の

用意をしたりとありければ、船を寄せたる仔細を委しく打明かし、に、然らば甚だ重要な事件なりと思へる氣色なりき、是時薩摩侯及び國王に呈する書翰を出して之を渡し、に、官人之を受取りて、上官に渡すべきよしを約しつ、水深測量の事は許しつれども、深く港の内に船を入るゝことは嚴しく禁めたり、其後水を船に贈り來れり、難民の一人上陸せしに、いと懇にあへしらひ、近き頃大阪に一揆あり、忿懣を懐ける官人は、都府を焼き拂ひて灰燼と爲せり、など語り聞かせたり、とかくするほどに、數人の官人復た來りて、前に出し、書翰を戻し、さていひけるやう、上官は書翰を受取ることを肯せず、されど其趣を具さに鹿島へ言ひおくりたれば、其答久しからずして來るべしと、官人は、尙ほ薪水食料を贈らんことを約し、船を西の方安全の場所に移すべしと命ぜり、然るに警戒いと嚴にして、光景たゞならず見えたりければ、官人の約束も憑み難くぞ覺えける、かくて二日の間は何事もなかりしかど、今は薪水食料も贈り越さず、舟を出してモリソンを好き投錨地へ導かんともせ

ず、土人は一人も船の傍に來らず、唯哨船を出して、嚴に見張るのみなりき、船中の人々官人の鹿島より來るを待わび、かゝる有様にては、よも難民を受取ることはあるまじなどいひあへり、三日目の朝、漁船三艘漕ぎ寄せて、之に乗りたる者ども船に入り來り、難民に對ひて語りけるは、此船はやがて打拂はるべし、とくとく出船の用意せよ、と語りもあへず、はや陸上にては、異しき戰備を爲すさまなり、二三人の役夫ども、長く縫合せたる木綿を樹木の間、に張りて、幔幕の陣を造る、之を造り了へし頃、馬に乗りたる士官、及び數百人の兵士背に糧糞を負ひたるが、足早に進み來りて、陣中に入るよと見えしが、忽ちにして大砲小銃を劇しく打出せり、船は帆を揚げて去らんとしけれども、風なくして進むこと能はず、水夫等力を合せて、やう／＼彈丸の届かぬ處に漕ぎ出でつ、十八時間ばかりの間は、廣さ二里ほどの港の兩岸より打出す彈丸の中に引包まれてぞ居たりける、されど船には火器を備へざりければ、こゝにても亦敵對すべきやうもなかりき、

かゝりければ、すべての望も絶え果たり、あはれ七人の日本人は、長く本國より追放せられ、又還るべきよすがもなかりしかば、同胞の所作こそ情なく恨めしけれとて、泣き悲しむこと限りなし、中にも二人、今は本國を思ひ切たる印ぞとて、髻を切て捨てたるにぞいと哀れはまさりける、かくては長崎に到らんも其甲斐あるまじく思はれ、將た難民も、もはや望なきよしを申し出でたりければ、モリソン號は、何のしだいさせる功もなく、碇泊を許さざる海岸を辭して、空しく澳門の方へぞ歸りける、

さても浦賀奉行は、異船打拂の顛末を幕府に聞え上げしに、是より先、文政八年、幕府は、全國に異船打拂の事を令して、何れの海岸にても、異船近づくを見ば、是非を言はず一圖に打拂ふべし、若し誤ちて和蘭船を撃つとも咎あるまじければ、二念なく打拂ふことを心懸くべしとさへ命じつれば、モリソン號の危難も、畢竟此布令のありしが爲めにして、こたびの奉行の處置は、悉く政府の旨に適ひければ、其年の末奉行へ褒詞あり、與力同心へは金銀を賜は

りて其勞を慰せられき。

三

モリソン號事件は、十六年後ヘリ提督の艦隊が、同じ浦賀の港に来れるに比ぶれば、固より些細の事件なりき。彼は堂々たる合衆國々家の事業なるも、此は唯東洋に在る數人の有志者が一時の企圖に過ぎず。彼は初度の渡來には、二艘の蒸汽船と二艘の帆船とにして、再度の渡來には、三艘の蒸汽船と四艘の帆船と二艘の運送船となれども、此は僅に一艘の帆船なり。彼は精銳なる武器を備へ、威風あたりを拂ひて乗り込みしかども、此は少しも武装を爲さず、謂れなく砲撃を受けながら、之に應戰することだになくて退きたり。彼は大統領の書翰を齎らし、提督は威嚴を示さんが爲めに、容易に來訪者に面會せず。若しこゝにて高官の人出て、之を受取らずば、進みて江戸に入らんとぞいさまさしかども、此は乗組人が何れの國の人にして、何の目的にて船を寄せしかをさへ知られずして止みにき、されば若し此事件が、唯此の如く輕卒に發起せられ、此の如く空漠に終結せしのみならんには、歴史上の價

値はさまで重からざるべしと雖も、凡そ歴史上の事實には、其事柄に既に重大の意味を含めるものあり、又單に其事柄につきていへば、取るに足らざる事にて、其影響顯著にして、隨ひて史上に特筆大書せらるべきものあり、ヘリ提督渡來の如きは、其事柄の意味も影響もともに重大なる例なるが、モリソン號事件の如きは、即ち此第二の例に屬するものにして、其事柄の簡單なる割合には、其内外に與へし影響大なるなり。是れ畢竟時勢の然らしむる所、一見すれば我國情にも通ぜず、頗る時機を失したる迂濶の計畫の如くなれど、機運の嚮ふ所は、些細の刺戟も意外の反動を生じて、其計畫を徒勞に終らしめざるなり。

モリソン號事件は、ひとしく日米の兩國に多大の影響を與へしかども、其影響は、兩國各、いたく趣を異にせり。ウィリヤムスは、其年の末『支那叢説』に此航海の紀事を掲げけるが、翌年バーカー博士も、亦ロンドンにて一書をば著しぬ。尋て翌々年キングも、亦ニューヨークにて一書を著し、三人異やうなる筆

三

を以て、事の顛末を世に表白したり、かゝれば是頃より米國識者の間に、日本を開かしむることの必要に就て、輿論を喚起したりと見えて、日本と通商に關する交渉を開かんが爲めに、適當の方法を講ずるの議案を議會に提出せし人あり、政府の處置も亦是頃より一步を進めて、日本と交渉を開かんが爲めに委員を命じ、艦隊をして之を護送せしめなどするに至れり、此はペリ
提督渡來の數年前の事なるが、提督の派遣は、畢竟かゝる企圖がしばしば挫折し、小規模の計畫にては、成效覺束なきと明かなりしより、米國政府は、終に斷乎たる處置を以て、其目的を遂げんとせしものなりけり、其詳なることは、下文に説くところあるべし、要するにモリソン號事件は、米國に於ては、一時朝野の識者の間に、大に忿懣の情を發さしめたるには相違なけれども、之が爲めに其國民の注意を東洋の問題に嚮はしめ、依りて以て將來に兩國々交の端緒を開くの好結果をば生じたるなり、

我邦に於ける影響は、大に異にして、之が爲めに進歩主義を懐ける草莽の

志士と保守主義を抱ける要路の人との間に、葛藤を生じ、終に一場の悲劇を演出して、其結果は、一時進歩主義の論者を屏息せしめたりき、

文化文政より天保の初年に亘る時代は、太平盛治の極にして、其頃江戸の繁昌は、幕府三百年間前後に比類なきことなりき、寺村靜軒が「偶々好事家の手に存して、江都今に三百年の繁華の一二を、千百年の後に證することを得ば、則ち足れり」とて「江戸繁昌記」を著し、近歲年少しく豊ならず、百文錢に纔に數合の米を買ふ、然るに窮老病を擁く浪人も、猶ほ餓えずして圖書叢内に臥遊することを得るは、願ふに太平の世如天の德澤に浴するの致す所に非ざるを得んや」といひしは、天保二年なりき、かゝれば其頃江戸の文人墨客學者好事家等は、皆それ〴〵に好む所によりて會盟結社し、何がしの會くれがしの催などとり〴〵に名を附して集會すること、今と變らぬ有様なりき、抑も洋學の開けしより、已に百年をば過ぎにたり、初め西洋書の研究は、篤志の學者が苦心慘憺の難事業なりけるが、其價值及び趣味の世に知らるゝととも

に次第に之を愛好する風習を生じ、天保時代に至りては、社會を超越せる少數の識者が、之に依りて未聞の知識を得、珍奇の趣味を鑒賞するに止まらず、其研究は漸く社會と密接し來りて、一方には、經世の士が、此を以て海外の事情を探り、又救荒の書を譯して世に出すが如き、國內の急需に應ずる手段と爲し、一方には、所謂蘭法醫といふもの世に持て囃さるゝことゝはなりぬ、されば其頃蘭學者に二派ありて、市内に住して、専ら醫術を售るものを下町派といひ、市外に住して、専ら學術を研究し、新智識を世務に應用せんとするものを山の手派と稱せり、高野長英は、當時此山の手派の巨擘なりき、長英渡邊華山等、經世の士と交り厚く、しばしば集會して時務を討論せり、其集會の名をば尙齒會とぞ稱しける、尙齒は、即ち齒を尙び老人を集むる意なり、されど此は世上の嫌疑を避けん爲めの假りの名實は、當世の時務に志ある洋學者の團體なりけり、誰かは知らん、此泰平の餘澤によりて生れ出でたる平和の一會、後に一場の波瀾を起し來らんとは、天保九年十月十五日、尙齒會の期日

に當り、談論既に盡きて、會員半は辭し去り、僅に十數名を残し、頃評定所の書記なる人密かに一書を懐より取り出でて、衆に示しぬ、見れば當年長崎に來れる和蘭船將より奉行に出せる密訴につき、評定所の決議案を記せる機密の文書なりけり、其趣はかくなん、英國のモリソン船日本の漂民を護送し、長崎を経ずして直ちに江戸近海に來り、漂民護送を名として、其實は貿易を求むる風説ありとの密訴につき、評定所の決議に謂らく、近年英の專恣惡むべし、斷じて近づくべからず、宜しく文政年間發布の法令に據りて打ち攘ふべしとなり、長英華山等之を見て相議して、いへらく、モリソンとは、稀世の豪傑にして、久しく廣東煙媽港に留まり、漢學に精通せる人なるが、近き頃英國貿易船の總督となりしとぞ聞く、若し此人の渡航果して實事ならんには、容易の事にあらじ、ざるを妄に之を打ち攘はんとするは何事ぞ、かくては怨を強國に構へ、不測の禍を醸すに至らんも知るべからず、よし、我等力を併せて、當路者の迷妄を解かばやと、乃ち長英は『夢物語』を著し、華山は『缺舌小記』

「慎機論」等を著せり、長英密かに人に頼りて、其著書を要路の人に致し、に、政
府之に依りて始めて英國の國情を知り、モリソンは船に非ずして、人なるを
悟りしと、なん其頃幕府の目付に鳥居耀藏といふものあり、林大學頭の子に
して、儒家出身の人なりければ、當時洋學の盛に行はるゝを見て、心常に平な
らず、會々モリソン渡航の説、長英華山の徒に出でたりければ、此は妖言を吐
きて上を欺き、下を惑はすものなり、いかで打ち懲らさてやあるべきと思ひ、
當時江戸市中に洋學者の提案に據りて、無人島渡航の事を企てしものある
を奇貨とし、之を羅織して、閔老に訴へ出でたり、幕府終に一大打撃を洋學者
に加ふるに決し、長英華山等皆縛に就きぬ、同志の内終に免るべからざるを
知りて、自刃するものさへありき、かくて長英は、終身禁錮に處せられ、華山は、
郷里に於て蟄居すべきを命ぜられしが、華山は、郷里に謫送せられし後、幾く
もなく憤死し、長英は、獄舎に放火せしものありて、官悉く罪囚を放ちし時、之
を脱して復た歸らず、暫らく潜匿せしかど、終に偵吏に窺知せられて、復たび

捕へられんとせし時、偵吏を斬りて自殺せり。

和蘭船將は、モリソンを以て英船と爲し、長英華山等は、之を以て英人の名
と爲す、焉んぞ知らん、是れ實は米船にして、而して船將の密告ありし前年、既
に浦賀に來りて砲撃せられしもの、正しく此船ならんとは、奇異なる誤聞と
誤解との爲めに、此一大悲劇を演出す、運命の神人類を翻弄すること何ぞ夫
れ慘たる、さて華山長英等の處分ありしより二年の後、彼のフィリップン群
島に漂着せし者、唐船に托して書簡を其郷里肥後に贈りつ、此書簡終に幕府
に呈出せられ、始めて曩に浦賀に來りし船の目的をば知りけれども、猶ほ其
モリソンなることを知らず、後和蘭人の著書に其事を記せるもの輸入せら
れ、モリソン船の一條翻譯せられて世に傳はりしより、其顛末明かにはなり
たれども、尙ほ近代に至るまで、長英華山等の禍難が、かゝる前代未聞の珍事
なりとは、知る人いと稀なり。

第二 鎖港政策の由來及び攘夷論の起原

今日國史に通ぜざる人が偶々モリソン號事件の顛末を聞かば、我當局者の處置無道を極むるに驚くことは、此船の人々が不意に山上より砲撃せられしにも等しかるべし、ざるに當時僅少の識者の外は、國民一般に之を至當の處置と爲して敢て怪まざりき、我國民の襟度も亦偏狹なる哉、かく外國人を敵視する心は、果して我國民固有の性質なるか、抑も又別に由來する所あるか、盛に支那朝鮮と交通せし王朝の古は、姑く措く、近くは戰國時代の末に方りて、西洋人頻りに我を訪ひ、上は王公貴人より、下は庶民に至るまで、いと親しく交際し、寺院を建て、布教の事に従ひ、學校を設けて力を教化の爲めに盡し、病院を建て、貧民を救ふなどのことありき、又モリソン號の事件ありしより、僅に十七年の後には、米國と和親條約を結び、我港を開きて、薪水食料を給する事を約し、二十一年の後には、諸外國と修好通商條約を結び、都下

に公使を置き、兩國民に自由に貿易せしむるが如き、國史上破天荒の事を許し、三十一年の後には、更に開國進取の大國是を定めて、大に智識を世界に求め、以て今日の盛世あるに至れり、かゝれば外國人を以て直に敵と爲すが如きことは、いかてか我國民固有の性質とすべけんや、此は唯國史上一時の現象に過ぎずして、言はゞ長期の戒嚴令を全國に布きたるまでのことなり、幕末の人士は、概ね祖宗の布きたる此戒嚴令を以て、永世改むべからざる良法と爲し、ひたすら之を破らざらんことに苦慮せしが、明治の人士は、往々此を以て我國民の進取の氣象を抑制し、國力の發展を阻止せしものなりと歎く、而して近時西洋人中に、反て此鎖港政策を、我賢明なる政治家の良籌善謀と讚する者あり、是等の諸説の當否は、こゝに論ふべき限りにあらず、今は唯此戒嚴令を布くに至りし次第を述べ、たとひ一時たりとも、我國民の心を固陋偏狹に陥らしめたる所以を説き、以て讀者をして、今日の思想にては解釋すべからざる、一種異様の幕末の對外思想を理解せしむるの資に供せんとす、

歌羅巴人の初めて我邦に渡來せし年代に就ては内外の諸書に異説あり

歌羅巴人の初めて我邦に渡來せし年代に就ては内外の諸書に異説あり
て確實ならずされど天文十一年(千五百四十二年)と爲すもの眞に近きが如
し是時三人の葡萄牙人日本に漂着せしが此は唯歐羅巴人が初めて我邦に
來りしといふまでにて國史の上にさしたる重き關係も無きなり翌年葡萄
牙の商船大隅國種子島に漂到し又豊後に行きぬ是時初めて鳥銃を傳へさ
何れの地にても好遇を受けたりければ是より後其國の船しばしば來りて
鎮西の諸港に入り盛に貿易をぞしたりける後ジェスキト教會の宣教師ザ
ヴィエーといふもの日本に其教を傳へんと欲し臥亞より鹿兒島に來りぬ
是れなん所謂切支丹宗の我邦に傳へられし初なりける鎮西の諸豪多く之
を庇護したりければ一年間に洗禮を受くる者三千餘人に及びしとぞ宣教
師の熱心もさることながら若し此有力なる領主等の庇護なかりせば極東
の一島國にかく速に西教の傳播せんこと恐らくは難かりしならん而して
領主等が之を庇護せしは其教旨を崇め又は其人物を敬ふよりも寧ろ其賢

基督教の
我邦に傳へ

西陲の諸島
大隅種子島
と云ふ西人
の語

らし珍奇の物品を愛せしなり就中其火器を欲せしなり當時戰國の世攻
伐絶ゆる時なく若し少しく懈怠して武備を忽にするときは忽ち優勢なる
敵軍の來襲を受けて終には一家覆没の非運に陥らざるを得ずされば此新
利器一たび我西陲に傳へらるゝや其地方の領主等競て之を獲んことを欲
し皆西洋人の渡來を歓迎してけり
是より千年前佛教の初めて我邦に傳へらるゝや微妙の法相を表はせる
相貌端嚴の佛像は大に我朝廷を動かして我朝野の人が三寶に歸依する端
は是よりぞ發けにけるされば我邦初期の佛教は其教旨を崇むといふより
も寧ろ其美術を愛せしものと謂ふべかりき又同じき時より三百年後米艦
の江戸灣に渡來せしとき我朝野の人士は其精銳無比の火器を以て武装せ
る進退自在の蒸汽船を觀ていたく喫驚し又奇巧なる電信機蒸汽汽車等の標
本を得て大に感嘆せり是よりして港を開きて之と交るの端を發し後には
其制度文物をも輸入するに汲々たりしが其初は此武器器械が我國民の眼

を眩ませて、深刻なる愛着の念を起さしめしに過ぎざりき、されば弓矢刀槍の外には武器なかりし葡萄牙人渡來の時、其火器が先づ我武人の心を動かして、やがては其宗教學術をも愛好するに至らしめしは、蓋し自然の數なり。佛教一たび渡來して、終に全國に傳播し、我邦固有の信仰と結合して國教と爲り、西洋の新文物一たび輸入せられて、國家社會の狀態大に變じ、終に今日あるに至れり、獨り怪しむ、葡萄牙人の輸入せし火器は、盛に使用せられて、之が爲めに戰術は一變し、兵制は大に改まりつれども、其傳へし基督教は、一たび全國を風靡する勢ありしが、幾くもなく嚴禁せられ、之を傳へしもの長く交通を杜絶せられき、嗟、是れ誰が罪ぞや。

天正十年(千五百八十二年)大友有馬大村等九州屈指の諸豪が、使節を羅馬に遣して、信書方物を法王に贈らしめしに至りては、西教徒の成功も亦大なりと謂ふべし、されど此は皆邊陲の一領主に過ぎずして、其勢力は一地方に限られたり、若し西教の流行此範圍に限られたらんには、其勢力いかに強大

なりとも、國史の上にさまで大なる影響を及ぼすことはなかりしならん、大友等の遣使に先ちて、西教徒に取りては、更に大なる成功なれど、又同時に將來の禍機を含める事件こそは起りにたれ、何ぞや、其深く京畿地方に進入して布教し、終に織田信長の庇護を被りしこと、是なり。

是時代の耶蘇教徒は、後世のそれとは大に性質を異にし、其目的は、神の福音を世界に弘通するに止まらずして、政治貿易と密接の關係ありき、其頃東洋に來りし歐羅巴人の像を見るに、頸には十字の章牌を懸け、腰には劍を帯び、手には商業を營めり、先づ宗教を以て人民を懐柔し、又貿易の利を以て乗權者の心を收め、常に政治上の權勢と結托して、社會上の地歩を占め、さて時機到らば、兵力を以て其地を攻略す、是れを其慣用手段なりける、されば侵略主義は、其最後の目的にして、當時葡萄牙人等が、印度地方に於て爲し、事業を見れば、歴々として之を證すべし、請ふ西洋人の事は、西洋人をして批評せしめよ、英國人テネントといふ人『錫嶺島誌』を著し、其歴史編中近世史の部の

劈頭に喝破して曰く

歐洲殖民史の中に、葡萄牙人が錫崙島に於て爲し、所業の記事ばかり忌むべく快からぬはあらず、何人も此國民が、圖南の志いと雄々しく、且つ其印度地方に於ける發見と攻略との功いとめざましく、之が爲めに前古未曾有の大名声を博し得たるを嗟嘆する餘り、其東洋に於ける經營が、常に貪婪偏執苛虐の處置に伴へることを聞かば、意外の感なきを得ざるべし、其印度洋に來る者は、皆同時に商人と宣教師と海賊との三職を兼ねたり、されど其表面上の標榜は、和親交易宗教なりき、其遠征隊は、兵士及び冒險家より成り、中に天主教徒及び從軍僧を交へたり、其受けたる訓令は、先づ説教を以て始め、而して事若し成らずば、劍戟に訴へよといふに在りき、其職業は、武人と商人とを兼ねたれば、其爲す所一面は果敢にして、一面は謹密なりき、かくて其商館は變じて堡砦となり、之を根據として、其壯大なる商船は、微力なる商業上の競争者に對して戰を挑めり、

云

と

信長の初めて宣教師に接せしは、足利義昭を奉じて京師に入りし際なりき、是時信長問ひけるは、日本の佛徒の有する寺院の數に比ぶれば、基督教の寺院のいと少きは何の故なるか、宣教師此は佛徒の妨害に因るなりと答ふ、信長之を聞きて、大に佛徒を罵りて曰く、彼佛徒こそは、驕奢放逸にして、濫りに民財を奪ふ者なれと、宣教師佛徒と宗論せんことを請ひけるに、信長對へけらく、我は日本の僧侶が之を諾すべきや否やを知らず、何となれば、彼等は、戰ふに舌を以てせずして、動もすれば手を以てするが故なりと、宣教師は、流石に信長を終には天下をも取る人ぞと見たりければ、深く之と結托して布教せしが、慧敏なる信長も、亦好く之を政治上に利用する術を知りき、其頃叡山の僧徒等放縱暴慢にして、久しく京師の煩累たり、加之信長が淺井朝倉等を攻めし時、叡山の僧徒も亦謀を通じたりければ、信長之を討ちて其領地を收めき、本願寺の僧攝津國石山今の大阪に據りて山徒に應じ、近國の宗徒も

云

信長西教後
つて此道、
信ヲ抑制せり
ス

亦蜂起したりければ、信長又討ちて之を平げき、かゝりければ信長西教の次第に傳播して勢力日に加はるを見、之を取りて佛徒を抑制せんと欲し、繪旨を請ひて其宣教を許しぬ、尋て京都に南蠻寺を建て、安土に大成寺を建て、厚く西教徒を庇護したりき、若し信長其素志を達して、天下を平定せんには、一層厚く之を庇護せしなるべく、やがては其禍心を包藏することを察して、之を排斥する處置にも出てしなるべし、後世の著書には、信長後に西教徒を庇護せしことを悔いしと傳ふるものあれど、確ならず、寧ろ之を思ひのゝに利用せんことこそ信長の本意なりしならめ、

是より先、九州にては、西教の勢力益盛にして、其宣教師は、商人と一致して、漸く鋒芒を現し來りぬ、肥前平戸港に在りける宣教師痛く佛教を敵視し、佛寺佛像を破壊して、強て西教を信ぜしめんと計りしかば、佛徒大に激して之と鬭争し、遂に西教徒は、火を佛寺に放ちて、市中を騒がしき、領主龍造寺氏治安を維持するが爲めに、宣教師に諭して領内を退去せしめしに、宣教師等之

大村氏領下
教士村、寺吏
ヲ、佛徒トシテ、
宣教師ヲ、
母、父、トシテ、

を憤り、貿易の上より大に之を苦しめて、報復する所あらんと欲し、大村の領主大村氏に勸めて、其領内に港を開かしめ、商人を是地に誘致して、平戸に赴くこと勿らしめき、龍造寺氏終に其法權に屈伏し、使を遣して癡に放逐せし宣教師を招きぬ、大村領にては、更に之よりも甚しきものありき、大村氏は、初め貿易場を横瀬浦に開きしが、後之を福田浦に移し、終に長崎に移しぬ、商人等多くこゝに集ひ來にければ、宣教師も亦こゝに來り、美麗なる寺院を建て、布教に勉めたりき、是時大村氏は、龍造寺氏の爲めに攻められ、軍用乏しくして、頗る苦境に陥りぬ、因りて長崎附近數ヶ村の年貢を質として、銀百貫文を宣教師より借り、其村の百姓ども年貢を納めんとて來る時は、宣教師等之を饗應し、貧しき者には金銀米穀衣類等を與へて、人心を收むるに勉めたりければ、百姓ども其教を信じ、終には宣教師等を主人の如くに思ひ、長崎は言ふに及ばず、近村までも、宛かも寺頭の如くにぞなりにたる、宣教師等之に満足せず、全く之を寺領と爲して、支配の權をも收めんと欲し、領主に請ひけ

るに承引なかりしかばさらば葡萄牙船再び長崎に入ることあるまじと強
迫し、領主も止むなく其請を許してけり、是より後、宣教師等の横暴言語に絶
し、長崎の寺院を焼却し、佛教を殲滅して、其地の者は、一人も残りなく改宗せ
しめたり。

多くの點に於て信長の事業の繼續者なる秀吉は、西教徒の處分に就ても、
亦た其の遺志を繼ぎたりければ、初は厚く之を庇護せしが圖らざる事より
之を排斥する端を發さぬ、天正十五年(千五百八十七年)秀吉島津氏を討たんと
して九州に下り、凱旋の途次博多に逗留しけるに、宣教師等の送れる使節倨
傲無禮なりければ、いかなる者ぞとて、其仔細を糺し、に、宣教師等横暴を極
め、神社佛閣を破壊する由の聞えあり、秀吉之を聞きて安からぬ事に思ひ、終
に五ヶ條の布令を發し、長崎港を沒收して公領と爲し、宣教師等を放逐して、
二十日以内に我國を退去せよと命じぬ、宣教師等躊躇して命を奉せざりし
かば、秀吉怒りて南蠻寺を破却し、教徒を捕へしめき、是れを我國の主權者が

秀吉は宣教師を
解り放逐し、
二十日以内
に我國を退
去せよと命
じぬ、
宣教師等
躊躇して命
を奉せざり
しかば、
秀吉怒りて
南蠻寺を破
却し、
教徒を捕へ
しめき、
是れを我國
の主權者が

西教を禁止せし初なる。

されども秀吉は、流石に外國貿易の利を知れる上にかねて海外侵略の大
志ありければ、今西教の害を除くとも、貿易の利をも併せて擲つが如き
處置を爲さず、五ヶ條の布令中にも、特に商人の出入は自由に任することを
述べたり、家康も亦さるもの、西教の害を知りしかど、貿易の利を收めんこと
を欲せり、幕末の人士中、往々貿易禁止の事を以て、秀吉家康等の素志たりし
如くに唱ふる者あるは、歴史に明ならざる者の誤なり、さて家康の對外策を
秀吉のそれに比ぶれば、西教の禁は、等しく嚴酷なりしかど、貿易の法に於て
は、一段の進歩を現はしたりける、家康は、秀吉征韓の後を受けたりければ、
其外交の端緒は、先づ朝鮮支那に向ひて發かれき、朝鮮に對しては、其目的を
達して好を修め、對馬の宗氏をして貿易を掌どらしめしが、支那に對しては
成功せざりき、されど南清沿岸の商賈は、兩國政府の修好無きにもかゝはら
ず、年々來りて貿易せり、家康又島津氏をして琉球を征服して之を領せしめ

家康はたゞに外船の渡來を歓迎せしのみならず、又大に我國民の海外渡航を奨勵せり、秀吉の時既に御朱印船と稱へて、海外渡航の特權を京都堺長崎の豪商等に與へしが、家康更に其數を増し、盛に南清地方南洋諸島及び前後兩印度に渡航して、貿易を營ましめ、更に進みては、人を太平洋の對岸なる新西班牙國に遣して、通商を開かしむるに至れり。

き、初め西洋人の我を訪ふもの皆葡萄牙人若くは西班牙人なりけるが、東洋に在る和蘭人は、其獨占の利を羨みて、之に倣はんことを欲せしかど、常に葡萄牙人等に妨げられて、其意を果さざりき、關ヶ原の戰ありし年、和蘭の商船一艘堺浦に來りぬ、家康其船長ヤンヤウス及び英人の水路師アダムスを江戸に召して、海外の事情を聞き、益通商を盛んにせんことを欲せり、是に於てか、和蘭人が我邦に於て葡萄牙人と競争し、遂に之を壓倒する端は發かれき、家康はたゞに外船の渡來を歓迎せしのみならず、又大に我國民の海外渡航を奨勵せり、秀吉の時既に御朱印船と稱へて、海外渡航の特權を京都堺長崎の豪商等に與へしが、家康更に其數を増し、盛に南清地方南洋諸島及び前後兩印度に渡航して、貿易を營ましめ、更に進みては、人を太平洋の對岸なる新西班牙國に遣して、通商を開かしむるに至れり。

を遊奉して倫序を亂るを惡みしに、新教を奉ぜる和蘭人等は、頻りに天主教の宣教師等の異心あるを訴へて止まざりければ、慶長十八年千六百十四年終に令して天主教の宣教師は、其外人たると邦人たるとを問はず、悉く之を長崎に送りて、阿媽港及馬尼刺に放逐せしめ、又諸大名に命じて、封内の教會を破壊せしめ、西教を信ずる者をして改宗せしめ、是より後、西教の禁益、嚴しく、迫害の範圍は愈廣まりぬ、當時政府の處置、貿易を盛んにせんと欲せば、西教を防ぐ能はず、西教を杜絶せんと欲せば、貿易の利を擲たざるを得ず、家康は、頻りに西教の杜絶に勉めしかども、全然貿易の利を擲ちて、之を禁ずるまでには至らず、寧ろ西教禁止の令と御朱印船の符券とは、交發布せらるゝ有様なりき、大阪の役に、西教徒の迫害を蒙れるもの多く、秀頼の麾下に走せ集りければ、徳川幕府と西教とは、いよく兩立し難き勢をぞ成したりける、秀忠獨裁の時代より、家光の代に亘りては、西教の禁を犯すもの益多く、宣教師等御朱印船に潜伏し、貌を變じて來る者すらあり、かゝる事しばしば、發覺

して、政府の警戒は愈、嚴なりき、されど家光の初年には、尙ほ之が爲めに貿易を制限するに忍びず、宣教師の潜入を防止すれど、貿易には影響を來さざるべき新手段として、我邦に來れる船長は、一切の旅客の精密なる名簿を出し、一命を賭して其詐なきを保證すべしとの制度を設けたり、布教に熱心なる宣教師等いかてかかゝる制度に辟易すべき、尙ほも政府の目を偷みて潜入せしが、寛永九年(千六百三十二年)羅馬法王より日本の布教事業を再興すべき命を受けたる一葡萄牙僧は、同志の者九人を伴ひ、支那人に扮して日本に來りしに、宣教僅に一年にして終に發見せられ、江戸に於て糺問の後、火刑に處せられぬ、是に於て寛永十二年(千六百三十五年)日本人の外國に渡るを禁じ、諸港を閉ぢて貿易を長崎に限るの令は布かれ、同時に葡萄牙及び西班牙の商人は、皆長崎港内の出島に移され、嚴に監視せらるゝことゝはなりぬ、越えて二年、島原の亂あり、宗教と貿易とを分離して處分せんとして、百計盡きたる幕府は、終に斷乎たる處置を取るに決し、寛永十六年(千六百三十九年)又

令して葡萄牙人等を出島より放逐し、和蘭人をして代りて之に移らしめ、是に於てか、八十餘年間連續せる葡萄牙人の貿易は、永く斷絶することゝはなりぬ、國史上此二令を併せて寛永の鎖港令若くは鎖國令とぞ云ふなる、此寛永十六年の布令には、井伊直孝が事實上の大老として、時の執權者の筆頭に署名せり、二百年の後、其子孫たる直弼は、此令を改め港を開く事に努力し、終に其犠牲となり了んぬ、豈又奇しき因縁ならずや、

かくて外に對しては、嚴に西教侵入の途を絶ちけるが、内に在りても、亦其傳播を防ぐ法なん定められたりける、外國接對の地たる長崎にては、毎年陷繪とて、耶穌の像を畫き、四民をして之を踏ましめ、以て其教を信ずる者に非ざるを證せしめたり、又全國の要處に高札を建て、西教を禁ずる旨を布告し、幕府直轄の地は固より、諸藩にても宗門検査の法を立て、宗門改役といふ者を置きて、毎年戸口を調査せしめ、加之國民は貴賤を問はず、必ず佛敎の宗に歸依せしめ、僧侶をして葬祭の事を司るとゝもに、宗門検査の帳簿を作

らしめたり、徳川の制度は、概ね其晩年に至りて形式的に流れ、制定當時の精神を没却せしもの多ければ、此宗門検査の制度も、亦其弊なきにしもあらざりしかど、尙ほ幕末に至るまで、嚴に實行せられたりき、かゝれば國民の西教の害を思ふ心は、此嚴密なる法度の制裁を畏るゝ情と合して、西教としいへば、宛も蛇蝎の如くに嫌忌し、終には切支丹といふ語は、魔法遣ひ妖術家坏いふ意義に用ゐらるゝにさへ至りぬ、剩へ鎖港時代に於ける我國民の苦き經驗は、益、外人に對する惡感情を増長せしめ、終に其時代の末に當りて、攘夷論といふもの一世を風靡する勢をぞ成したりける、苦き經驗とは何ぞ、一つは國家經濟上の關係より起れる事にして、一つは外交上の事變に屬するものなり、

今日小學の兒童にても、外國貿易が國富を増す所以の理を知らざるは無かるべし、さるに幕末の識者は、皆外國貿易を以て、國力を疲弊せしむるものなりと爲せり、此は深き仔細のあることなり、抑も當時局に當りて政柄を乗りし者は皆武士なり、又野に在りて國事を憂へ、經世の策を建てし者も、概ね武士なり、されば其説く所多くは兵家の見なり、軍人の政治論なり、其商理に暗くして、經濟の思想に乏しかりしは、又怪しむに足らず、當時身武人の職に在りて、貿易の事務に缺掌し、從ひて士魂商才ありし者は、僅に長崎在勤の幕吏若くは其地土着の武士のみ、幕末の對外策を説くもの千差萬別なりと雖も、概ね迂僻の空論に陥らざるもの稀なるに、特に一頭地を抽んで、識見の高邁にして、百世の下其英風を欽慕せしむるものは、長崎の高島秋帆の意見書なり、されど當時の人は、之を評して「賈人腸裡の窮理説一點の士氣なし」とはいひたりけり、夫れ商理に通ぜざる者、重きを外國貿易の利に置かざるは、さることながら、外國貿易を以て反て國家に害あるものと爲すに至りては、豈又奇怪ならずや、

葡萄牙人等の盛に來りて貿易せし時代は、我邦に於て諸嶺山の始めて開けし時なりければ、金銀銅の産出夥しく、御朱印船は、皆此貴重なる天産物を

載せて渡航し、外船の我港に來りしものも、皆専ら之を獲て歸る勢なりき、思ふに現今世界に流通せる貨幣の中には、當時我邦より輸出せし金銀を含めること尠からざるべし、而して是時代には我邦の産業未だ發達せず、現今輸出品の首位に在る生糸の如きすら、皆外國より輸入せし程なりき、されば當時貿易の形勢を通觀するに、正貨は盛に流出し、輸入は毎に輸出に超過する有様にして、國家經濟の上より見れば、外國貿易は果して國富を増す所以なりしか、頗る疑ふべかりしなり、されど鎖港以前は、外船我に來るといふもに、我船も亦盛に海外に渡航して、貿易を營みしかば、自ら貿易上の均衡を保ち得たらんも、鎖港の後には、彼船の來るのみにして、我より行くこと絶えて無し、而して其齎し、物は、概ね奢侈品にして、其持歸りし物は、主として金屬なりき、されば貿易は僅に支那和蘭の二國に限られたれど、久しきを経る間には、次第に我輸出の金屬闕乏し、又諸鑛山の産額も漸く減退して、今は國內の通用にさへ影響するに至りしかば、外國貿易の害といふこと、我識者の心を痛

完

ましむる種となりて、其船載の分量に制限を設くること、はななりぬ、徳川時代の中頃以後は、金屬の輸出益、減額せられて、前途の景况いと心細くぞ見えたりけるが、干海鼠干鮑昆布等の海産物即ち長崎にて倭物と稱へし物之に代りて輸出せらるゝに及び、漸く其現狀をぞ維持したりける、幕末の識者は、固より今日の如く經濟の學理に通ぜず、唯此の如き實地の經驗を基礎として説を立てたるものにしあれば、其見解の固陋なりしは、實にさること多かりけり、徳川時代三百年の太平は、我國民の精神上及び物質上に許多の素養を積ましめたり、就中殖産工業の發達こそは、我國民をして今日世界の貿易場裡に角逐して敢て辟易せしめざる所以なれ、

鎖港の後凡そ一世紀半の間は、外敵の我を脅すこともなかりき、此は西班牙葡萄牙等の勢力衰へて、之に代りしもの未だ極東の地に力を用ゐる能はざりしに因る、さるに英佛露の諸國競て東洋に勢力を張るに及び、我は意外なる方面に強敵の現はるゝを見たりき、露國の沿海州を侵略して、終に我北

完

門の鎖鑰たる蝦夷地に迫りしこと是なり、露國は其領土我邦と接するの故を以て、好を通ぜんと欲し、使節レザノフを派遣して、長崎に向はしめたり、レザノフは、文化元年九月六日(千八百四年十月九日)長崎に入り、半歳有餘の應接の後、我の拒絶する所と爲りて、空しく歸國せり、是後露人しばしば千島唐太等の地に寇し、或は守備の兵と戦を交へ、或は邦人を捕へて物資を奪ふ等の事ありき、是よりして我識者の間に攘夷論といふもの起り、諸藩に常備の隊伍を設けて、急需に應ずる用意をさへなすに至りぬ、是時彦根藩にては、直弼の實父直中の代なりけるが、常備の隊伍を設けて、之を小手分組と名けしに、時人之を稱してオロシヤといひしとぞ、又以て露人の侵略が、我民心に影響せし一斑を知るに足りぬべし、文化五年八月十五日(千八百八年十月四日)英艦フエートン號長崎に來れり、此は敵國たる和蘭の商船を捕獲せんとして、我近海を搜索せしに、發見せざりしかば、必定長崎港に入りたるにぞあらんとて追跡せしなり、是時英艦は、殊更に和蘭の旗を掲げて入港し、之を迎へ

出てし蘭人を捕へて、蘭船の有無を鞫問し、又端舟を放ちて、思ひのまゝに港内を搜索せしめたり、長崎奉行松平圖書頭之を見て、大に怒り、急ぎ佐嘉藩の守衛に命じて打攘はしめんとせしに、其兵は規定の期限に先ちて既に撤退し、僅ばかりの番兵を残せるのみ、隊長も亦とくに國に歸りて在らず、奉行切齒憤懣すれども、いかんともすること能はず、船は遂に一撃をも加へらるゝことなくして去りぬ、あはれ奉行は、職責を全くする能はざりし罪を幕府に謝し、自ら刃に伏して果てたりけり、かゝりければ、佐嘉藩幕府の嚴譴を蒙りて、大に面目を失ひ、是よりして松平肥前守(鍋島閑叟)が、大に發憤して、藩の名譽を回復する端を發しけるとなん、是事本來瑣細の事變に過ぎざれども、我國民の對外思想に影響せし所は頗る大なりき、されば彼の露人の北地侵略と、此英人の長崎渡來とは、相待ちて近世攘夷論の原因を爲すものと謂ふを得べきなり、而して其説の根據と爲りしものは、儒教の對外思想に外ならず、凡そ儒教の説く所は、佛教及び耶蘇教の説く所とは大に趣を異にして、嚴に

華夷の差別を立て、四隣の蠻族を排して、漢族固有の文化を維持するを以て目的と爲せり、そが上に徳川時代に儒學の中に於て尤も弘く行れし朱熹の學は、支那に於て華夷の軋轢頗る激烈なりし時代に起りしものにして、異人種に對する惡感情を含むこと尤も甚しければ、一しほ此夷狄排斥の思想を鼓吹するに力ありしなるべし、國學にも尊内卑外の思想あり、此も亦攘夷論の根據と爲りしに相違なきも、此思想は、寧ろ儒教の對外思想より脱化せるものと見るを可とす、

第三二　ペリー提督の渡來及び和親條約の締結

鎖港の後、歐洲列國の中にて、最初に我邦と交渉を開きしものは露國なり、又我と封疆接壤して、尤も密接の關係ありしものも露國なり、かゝれば文化年間、レザノフが一たび失敗せしより半世紀の後再び交渉を開始して、終に其功を收むるものは、當に露國たるべきに、實は米國なりき、さればこそ當時

の論者中には、米國の要求を拒む辭柄として、曩に露國の交渉を拒絶して、今新に他國に許すは、一國の信義を缺く所以なりと唱ふる者もありけるなれ、さて西洋諸國と東洋との關係に、かゝる變化を生ぜしは、歐洲列國間の情勢、暫らく露國等が極東の方面に力を逞くするを許さざりし際に方りて、米國の國狀が、特に日本の開港を必要とするに至りしが故なり、

モリソン號の事件ありしより八年の後弘化二年、クーパーの指揮せる米國捕鯨船マンハッタン號は、小笠原島附近にて日本の漂流民二十二人を救ひ、之を載せて安房國館山港に入れり、是より先幕府は、時勢に見る所あり、異船打拂の法令を改め、其事情を悉くし、薪水食料を給して、歸帆せしむべきを命ぜしかば、浦賀奉行は、モリソン號に對するが如き無道の處置を爲さず、其船を浦賀に引き入れ、漂流民を受け取り、薪水食料を與へて、速に退帆せしめたり、同じき年、新に支那に於ける米國交渉委員を命ぜられたるエヴェレットと云ふ者、日本政府と談判を開く權を委任せられ、同時に提督ピッドルは、

此人を護送すべきを命ぜられ、エヴェレットは出發の後病を獲て、任地に赴くことを得ず、因りてピッドル提督代りて全權を委任せられ、弘化三年、軍艦二艘を率ゐて浦賀に來りしが、奉行は、其武備の嚴めしきを視て、容易く港に入らしめず、其附近に碇泊すべきを命じぬ、提督は、其旨に隨ひ、兩國の間に交易を開かんことを穩に求めしかども、奉行は、幕府の命に由りて之を拒み、薪水食料を給して退かしめたり、提督は、時機の未だ到らざるを悟りけるにや、強て其要求を主張することもなくて歸り行きぬ。

其頃米國にては、速に日本の港を開かしめんが爲めに、今一きは時機に適せる方法を講ずべしとの説、識者間の輿論となりて、政府は終に從來執り來れる手ぬるき手段を棄て、斷乎たる決心を以て事に當るに至りぬ、米國に於て俄にかゝる切迫の事情を生ぜしは、一つは當時其國の捕鯨船多く日本の近海に來りしに、其船日本の沿岸に漂着する毎に、船員は拘禁せられ、往々病を獲て異郷の鬼と爲る者すらあり、米國政府も今は之を默視する能はざり

しに由れり、本章の初に引用せるペリー提督の書翰に、日本の漂流民を遇するの過酷なるを指摘して、ローレンス號及びブラゴダ號の事を擧げたるは、即ち此捕鯨船の一件なり、さて此よりも尙重大なる原因は、嘉永元年、千八百四十八年、メキシコ戦争の結果、米國はカリフォルニアの地を併せ、其領土太平洋岸に延びしことなり、其前年、是地に大金礦の發見あり、大に世の注意を引きけるが、米國の領土と爲るに及び、益、其有望なること知られしかば、人口俄に増殖して、忽ち般販の地と化し、此處より支那に交通して、盛に貿易すること、はななりぬ、日本は、恰も其航路の中間に横はれるを以て、其港は、積載噸數の極めて小なりし當時の蒸汽船にとりて、必要なる石炭接濟の場處たりしなり、ペリー提督の要求には、種々の事項ありしが、就中日本の港に石炭貯藏所を設くることは、其眼目なりき、畢竟日本の開港を促し、直接の原因は、其地理上の地位に在りと謂ひつべきなり、

さて米國の政治家は、自國の利害に着目するとともに、歐洲列國の形勢を

看取するに怠らざりき、露國南下の勢は、早晩日本の港を占領する時期あるべし、露國若し日本の港を得ば、やがて太平洋の海權を支配するに至るべく、さては米國に取りて由々しき大事なりとは、當時米國人の感情なりき、ホーグス博士は米國政府の命を受けて編纂せる『ペリー提督日本紀行』に説きて曰く、

露國が日本の領土の内に根據地を得んと勉めしことは、前世紀の末に始れり、其亞細亞に於ける領土、嘗て日本に屬せし千島群島の一部の獲得、及び北米のシトカ殖民地に於ける小領土は、日本を三方より包圍して、唯餘す所は南の一方あるのみ、かくて露國は、亞細亞及び亞米利加の領土の間に、出來得る限り完全なる聯絡を爲さんとて、密に時機を待てり、人若し露國が、朝鮮日本の二國と、米國の西北方に横りて、アラスカの岬角に聯れるアリニューチアン群島と、シトカの要害とに據らんとするを見れば、其膨脹の計畫が、必ずしも東半球の範圍に限られざるを思ふなるべし、蓋し將來盛

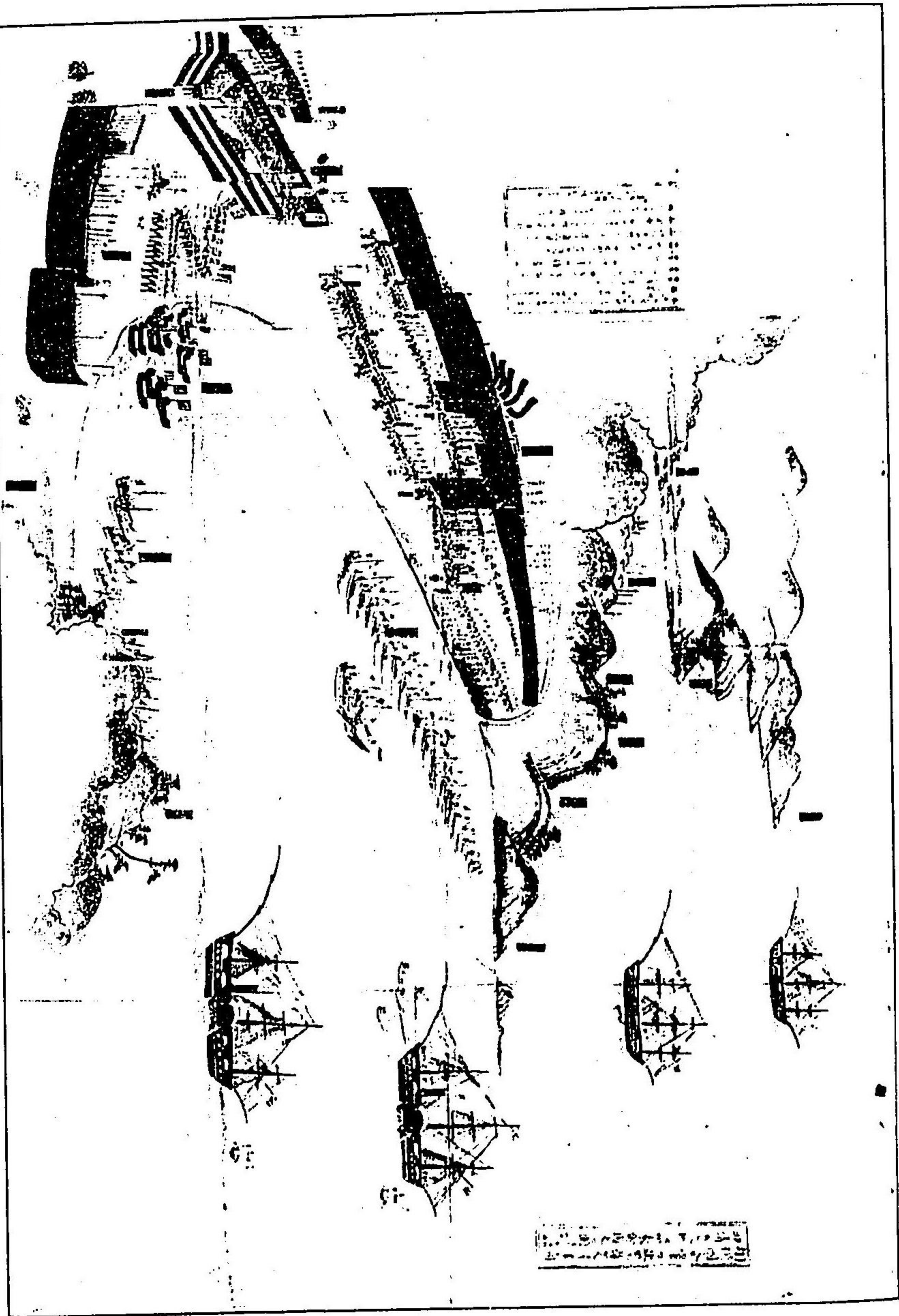
大なる貿易場たるべき海洋に臨める東方亞細亞及び西方亞米利加の諸港を獲て、終に一大海軍國と爲り、太平洋の海權を掌握せんとは、露國の希望ならんも知るべからず、されば若し日本を獲て、其世界有數の良港を占有し、其地の財源を以て太平洋に臨まば、必ずや其貿易を支配するに至るべく、是れ世界商業國の等しく好まざる所なり、

と、かくれば米國と露國とは、其利害の關係より、自ら日本に對して競争者の地位に立ちけるが、是より先、歐洲に在りては、暗雲久しく黒海の空を蔽ひ、終に安政元年(千八百五十四年)に至りて、露國と英佛との間に戰機破裂して、所謂クリミア戦争と爲り、日本近海も亦其戰線の範圍に入りたりければ、米國は、此間にペリー提督を派遣して、日本の開港を迫らしめ、終に其首功を收めたるなり、

米國政府は、初め提督オリリックと云ふ者の提議に従ひて、艦隊を日本に派遣するに決し、大統領より日本皇帝に贈る書翰を此人に托せしが、メキシ

コ戦争の勇將として各聲赫々たるペリー提督の熱心なる運動に由りて、オリックを召還し、更にペリー提督に命じ、大艦隊を率ゐて、日本遠征の途に就かしめたり、此計畫歐洲に聞ゆるや、和蘭は、直に米國政府に交渉して、其企圖に協力せんことを提議せしも、米國は穩に之を謝絶せり、ペリー提督は、初め十二艘の艦隊を率ゐて來る豫定なりしが、其準備速に成らざる故を以て、先づ蒸汽船「ミシシッピ」號に乗りて出發し、途すがら蒸汽船「サスケハナ」號を合し、旗艦を之に定め、更に「サラトガ」號及び「ブリーマウス」號の二帆船を合せ、嘉永六年六月三日（千八百五十二年七月八日）浦賀の沖に來りぬ、提督は、豫め慮る所ありければ、從來日本に來りて開港を勸めし者とは、全く態度を異にし、應接の爲めに船を訪ひし奉行の屬吏をすら容易に入らしめず、殊更に傲然たる態度を示し、國書を江戸に持行かざれば退かじと主張せしかば、奉行は、事態の容易ならざるを江戸に報じて、其處置を請ひぬ、三日の後、幕府指令して、奉行をして國書を受取らしめき、乃ち九日、浦賀に近き久里濱の海岸に

四



嘉永六年六月九日米使久里濱上陸及彦根藩警衛ノ圖

假應接所を設け江戸灣警衛の任に當れる彦根會津忍河越四藩の兵をして、
嚴に海陸を警衛せしめ奉行二人及び屬吏等列席し使節を延きて國書を受
取れり浦賀は外國應接の地にあらずとの理由に由り豫め双方無言の間に
收受すべきを約し收受終りて諭書を與へ速に退帆すべきを命じぬ提督は、
我政府に熟考の餘地を與ふるの必要を認め且つ其頃南清地方に不穩の狀
況ありて米國居留民の保護を要せしかば程なく日本の海岸を去りて其地
方に赴けり久里濱應接の時は双方事情に通ぜざることゝて殺氣充滿の體
なりけるが何等の事變も無くて兩國親交の端を發さしこそいと目出た
き事なりけれ是時應接の事にたづさはりし奉行所屬吏の筆記に曰く、
九里濱上陸の異人人数の繰出し調練能く整ひ其美なる事言語に述べが
たし一同幕内へ乗込み入口の所に列を一行に立て上官將官副將小屋の
内へ乗込むと直に六七人程俄に陥込み上段の間へ立塞る何れも劔を佩
び六挺仕掛のヒストラルに玉を込めすはと云はゞ切て放つ勢にて睨み

控ゆる、下の間に居る應接方既に蹈倒さるゝ程の様子、奉行見兼、是へ上がれと申付、漸、上段の間へ上り、其場を凌ぎ候程のことにて、大に膽を抜かれ、中々差留る事、杯、出来申さず、一同無念の齒がみをなしたるのみ、と、以て其情景を察すべきなり、

かくて國內にては開鎖の論紛々たり、幕府も亦確乎たる方針を定めざりし間に、ペリー提督は、約を履みて、安政元年正月十六日(千八百五十四年二月十三日)八艘の艦隊を率ゐて、再び江戸灣に入れり、浦賀奉行は、艦隊が其港の前を通過して、尙ほ深く江戸の方に入らんとするを見て、いたく驚き、屬吏を派遣して之を止めしめしかど、提督は、浦賀の港が大船の碇泊に適せざる故を以て、之に従はず、進みて神奈川に入り、こゝにて又一艘の軍艦を増しぬ、是より先、幕府は、米艦再來の報を得るや、直に儒役林大學頭町奉行井戸對馬守等に應接掛を命じ、浦賀に赴かしめしが、今米艦神奈川に入るを見るや、大學頭等は地に退き、横濱村を以て應接の地と定め、こゝに假應接所を設けたり、

二月十日より談判を開始し、三月三日、條約を締結し、双方の委員記名調印せり、條約は、十二ヶ條より成る、其約定する所は、調印の後直に下田港を開き、一年の後箱館港を開く事、薪水食料等必要の物品は、金錢又は物品を以て交換し、必ず其地の役人にて扱ふ事、調印の日より十八ヶ月後には、米國より其港に領事若くは事務官を派遣し得る事、若し將來他の國民に他の特權と利益とを賦與することあらば、直に米國にも同様の賦與あるべき事等なりき、此を安政元年の和親條約又はペリー條約と稱す、

此條約は、從來の鎖港政策を改めて、港を開放したるものなれど、尙ほ眞の開港と稱するを得ず、何となれば、こゝにいふ所の物品の交換は、唯船舶の必需品にのみ限られ、廣く貿易を行ふ意にあらず、又其交換は、泰西諸國にて行はるゝが如き民人自由の通商にあらずして、政府の一事務なり、領事若くは事務官を派遣するも、其は唯一港の事務を扱ふものに過ぎずして、公使の如く一國を代表して國際の衝に當るものにあざればなり、眞の通商と眞の

國際とは、後にハリス來りて神奈川條約を締結するに及びて、初めて開かれ
たり、幕末外交の事を説くもの、先づ開港に此二階段あることを知らずはあ
るべからず、されど當時の國狀にては、最初より眞の開港を爲すことは、頗る
困難にして、此和親條約の如きは、尤も時機に適へる發端たりしなり、

三

第二章 井伊直弼の政治上の地位

及び其人物

第一 井伊氏の歴史

凡そ歴史上の人物の政治上の意見を明かにせんと欲せば、先づ其人の政
治上の地位及び其人物を知らんことを要す、其地位を知ることなくば、其意
見の得失輕重を明かにすること能はず、其人物を知ることなくば、其意見の
由りて來る所を明かにすること能はず、依りて直弼の外交意見を窺ふに當
りて、先づ井伊氏の歴史を説き、次に直弼の經歷及び其修養に及ばんとす、其
家の歴史を説く所以のものは、門地家格といふこと政治上に重きを成す時
代なりしが故なり、

井伊氏の始祖共保は、藤原氏の庶流なり、されど遠く平安城裏歌醉の地を
離れて、遠江の片田舎に生ひ立ちければ、少しも文弱の風に染むことなく、剛

勇なる田舎武士と爲りて、城をば井伊谷の地に築きて住ひき、是より後、子孫相襲ぎて之に據り、天下の治亂に連れて、時々出て、軍事にたづさはりぬ、保元の亂には官軍に力め、南北朝の亂には、宗良親王を奉じて、南朝に忠勤せり、應仁後の大亂には、駿河の今川の手に屬して、東奔西走、敵國との交戦に違なかりき、直親といふ人に至りて、あはれ戰國の世の習には漏れて、不義なる老臣の讒構に逢ひ、其冤を解かんとて、駿府に赴きける途中、主従二十人枕を並べて打たれにければ、さしも連綿として榮えにし井伊氏も、悉く領土を奪はれ、あはや滅びなんとする境に至りぬ、幸にも直親の遺し、二歳の孤兒ありて、辛うじて血脈のみを繋ぐことを得たり、二歳の孤兒とは誰ぞ、徳川氏創業の元勳井伊直政是なり、

直政が最も多く徳川氏の爲めに盡し、所は戰場に在り、一生戦ふこと大小十六度、曾て敗れしことなし、關ヶ原の戦起りし時、家康に仕へし老功の一武士豫言していへらく、敵は、大軍をば恃みて、美濃に野戦をぞ挑まん、味方に

突蒐の軍(突撃)を好む猶豫なき大将三人あり、一に家康公、二に福島三に井伊此三雄將あれば、野戦に勝利あるは疑無しと、果して直政は、戰機熟するを見るや、先鋒福島島の陣を超え、突進して戰端をぞ開きける、徳川武士なべて剛勇無雙にして、大敵を物の數とも思はぬ中に、此人の戦に臨む様は、とりわきてめざましく、常に身を陣頭に挺んで、我に後るゝものは男子にあらずと、大音聲に呼はりつゝ、疾風猛雨の勢を以て、敵軍のまつたゝ中に駆け入る、凡そ駆け入る所の敵に、靡かずといふことなし、家康曾て井伊本多(忠勝)二人を評して、井伊は力も有り重き物具すれども、たびく手負ひぬ、本多は左もなく、遊手負ひたることもなしといひき、直政が奮闘の状想ひ見るべし、

初め直政は、酒井本多(忠勝)神原等が、已に度々の戰場を経て、一方の大將たりける時、眇たる少年武士を以て出でしが、終には此人々をも凌ぐに至りぬ、此は固より直政が、戰場の人として、勳功赫々たるに由ることなれど、又一つは、帷幄の謀臣としても、儕輩を抽くの器量ありつるが故なり、固より本多正

信の如き權變の謀略には長ぜざれども、時局を見るの識量あり、小牧の役終りて、秀吉の和を求むる意あるを見るや、直政は、諸將の議に反し、和を主張して、京兵素より恐るゝに足らず、されど東北には、北條上杉最上佐竹宇都宮等の隙を窺ふあり、今西に向ひて軍すべき時にあらず、機を見て和せんこそよけれといひき、又豊臣の天下徳川に移る際には、必ず最後の一大決戦あるべく、其會戦の地は、必ず美濃の野にあるべきを察し、此地を過ぐる毎に、詳に其地理を搜りぬ、さてこそ上國の變報小山に達せしとき、直政は、箱根を守るべしとの議に反して、徳川氏天下を取るの時到りぬ、速に大旗を返して、一舉に雌雄を決せんとは言ひたるなれ、家康晚年秀忠夫人に諭せる書中に、

井伊兵部事、平日言葉少く、何事も人にいはせ承り居り、氣重く見え申候へども、何事も了簡決し候へば、直に申ものにて、取分け我等のなんぞ了簡違ひか、評議違ひか、ためにならぬ事は、みな人の居ぬ所にて、物靜に善惡を申ものにて候、それ故、後には、何事も先内相談いたし候様に成申候、

と言ひき、家康の爲めに深く愛重せられしこと見るべし、關ヶ原の戦に受けし銃創再發して、幾くもなく卒せしかど、若し此人長生せば、たゞに創業の爲めのみならず、又守成の爲めにも大功ありつらんこと想ふべきなり、

直孝其遺領とゞもに其遺志を承ぎぬ、初め兄直勝の陣代と爲りて、大阪初度の戦に従軍し、東西和成りて後、家康の懇命辭み難くて、兄に代りて彦根十萬石の城主と爲れり、翌年再び大阪に従軍し、功を以て五萬石を加増せられ、後累進して三十萬石を食みにき、元和偃武の後、彦根に在りて、専ら封内の治を圖りつるが、秀忠病篤かりける時、密旨を受けて江戸に下り、遺命に依りて家光を輔けて、大政に與かりしより、終身江戸に止まり、二十九年の久しき、僅に一たび將軍上洛の用を以て彦根に歸りしのみ、家光薨じて、又其遺旨を受けて、幼將軍家綱を補佐し、三代の將軍に歴任せる元老の身を以て、七十歳の高齡を保ちて卒しぬ、

此人父直政の深沈なしといへども、機を見て立どころに進退を決するの

鋭敏なるは之に超えたり、而して其侃然として思ふ所を言ひ、斷乎として決する所を行ふの剛邁果毅なるは、宛かも父が戰場に在りて、突進奮撃する状に似たり、大阪兩度の役に従軍せしのみにて、世は太平に歸し、また劍戟を事とすることなかりければ、其一生の中に、戰場に剛勇を現はす機會少きを、常に歎ぜしと傳ふれど、僅に兩度の従軍に於て、父に劣らぬ武勇のほどを、忍ばしむる事蹟いと多し、大阪冬の役に、諸將城に近づきて陣を移し、兩軍肅然として相對す、直孝の陣忽ち發銃吶喊、城の内外を驚かして、敵の膽を破り、家康をして流石直政の子なりと歎稱せしめ、酒井忠勝直孝を評していへらく、徳川家の一大事よと驚きし時も、老中不決斷なるを、直孝直に決斷せり、これまで將軍も決せず、老中も口々にて、一定せざる時は、直孝腹をたゝき、つまる所は是までなりと、一命を其坐に極め、天下の事を一身に引受けし故、將軍にも許容あり、老中も心強くなりて、即坐に評議決せりと、かゝれば幕政の大事に參與して、正論濺議を主張し、其意見の行はれしこと、妙からず、福島正

則の領土沒收の處分は、秀忠將軍の時代に、當局者が最も頭を病まし、政治問題なりき、直孝は、三十歳の青年を以て、老臣會議の席に出て、侃諤の意見を陳じ、終に其議に従ひて處分を了せしめ、大阪の戦終り、家康薨じて、幾くもなく秀忠將軍職を家光に譲らんと欲す、諸侯舉りて之を賀しけれども、直孝獨り賀せず、其不利なるを辯じて直諫し、土井利勝をして、我等老衰して用に堪へず、壯者直言を捧ぐ、天下長久の兆なりと感嘆せしめ、秀忠も亦終に其意を容れて、前日の令をば止め、家綱將軍の初め、明國滿洲の侵掠を蒙りける時、國姓爺臺灣島に據りて、救を我に乞へり、幕府の重臣會議し、三家の如きは、皆自ら往かんとぞいさまきしかど、直孝は、之に反して、我國力を疲らして、異邦を助くるは、策を得たるものにあらずと主張し、其議終に寢みぬ、かくて徳川氏の勳業に伴ひて、井伊氏其中興の事業を成就し、二氏が特に親密なる關係は、是に至りて定まり、而して直政父子が徳川氏に對する至誠純忠は、長く子孫の模範と爲りぬ、是より後、子孫相嗣ぎて其遺範を守り、出て

ては幕府に参観し、入りては彦根城三十萬石の主と爲りて、封内を治めたり、又幕府の命に依りて、京都守護の重任を負ひたりければ、歴代京紳と親しみ厚く、又常に兵船を琵琶湖に浮べて、一朝京都に變ある日には、直ちに走せて禁闕を護衛すべき用意あり、京都若し兵亂の巷と爲りて、玉體の安全期し難きときは、彦根城やがて行在所ともなるべかりしなり、さればこそ文久年間島津久光兵を率ゐて京都に上りしとき、主上大に驚かせたまひ、次第によりては、彦根城に潜幸のこともあるべければ、其心得せよとの御内命ありけるなれ、

さて井伊氏幕府に出づれば、最も名譽ある家格を以て、將軍の居室に近き黒書院溜間の主席に坐す、これを溜詰と稱ぶ、時には幕府の内閣たる御用部屋に入りて、大議に參與し、進みて大老と爲りて、幕政を裁決す、或は將軍の元服に加冠し、或は將軍宣下の謝使として京都に使し、或は將軍の名代と爲りて、日光廟に参拜す、途上の鹵簿他の諸侯と異なりて、獨り一槍一箱を用ゐる、

又其將士悉く赤備にして、旗幟甲冑以下鞍鎧に至るまで皆赤し、井伊の一本槍の名其赤鬼の名とも、もに天下に高し、

凡そ大老の職たる、將軍幼弱なるか、又は大事あるか、さなくば將軍の特命によりて、臨時に定めらるゝものにして、常置の職にあらず、徳川時代を通じて、之に任ぜられしもの、井伊氏の外には、僅に姫路の酒井氏に二人、堀田氏に一人、柳澤氏に一人ありしのみ、但し大老の名なくして、事實上大老の地位に立ちしものには、幕初に酒井忠勝、酒井忠世、土井利勝の三人あり、幕末に松平春嶽及び松平大和守が、政事總裁職の名にて、其職に就きしあり、而して井伊氏にて其職に就きしものは、事實上の大老たりし直孝に繼ぎて、家綱將軍の世に直澄あり、綱吉將軍の世に直興あり、家宣將軍の世に再任せらる、家治將軍の世に直幸あり、家齊將軍の晩年に直亮あり、終に幕末至難の世に至りて直弼出てぬ、

直興は、井伊氏中興後の一人物なりき、其人と爲り祖父直孝に似て、豪氣あ

り、能く事を断ず、綱吉の世、猿樂盛に行はれしかば、直興も亦多くの樂師を聘して家臣と爲し、盛に之を弄びけるが、其致仕するや、忽ち金を與へて悉く暇を出しぬ、綱吉初めて立つや、諸侯を會して其向背を試む、徳川光圀進みていへらく、今日誰かは異圖を懷くものあらん、若しあらば、光圀乞ふ先鋒として之を討ぜん、と直興之を聞きて侃然としていへらく、先鋒の任は某なり、東照宮遺訓あり、直興不肖なりといへども、いかてか他人に譲らんやと、光圀げにもと領きて、先規守るべし、足下は先鋒たれ、我は中軍に當らんとぞ答へける、兵率なる直興と寛恕なる光圀との面目、此一小話の中に躍如たるを覺ゆるなり、

直興より七代にして直中出てぬ、此は直弼の父なり、精力强健にして、能く勤勉に耐ふ、夙に武技を嗜み、弓馬の術に達し、又銃法を究め、自ら一派を立てて、一貫流と名づけき、其藩主となりし時は、正に松平定信が幕府に在りて、寛政の改革を爲せる際なりき、直中も亦彦根に藩政の改革を行へり、封を襲ぐ

や、直ちに父の遺金を領内の士民に頒ちて之を賑はし、尋て前代久しく財政困難の爲めに、家士に命ぜし定祿半額の上納をば、断然免除し、更に法を設けて、家士の窮乏を救ひぬ、此半祿上納の免除は、當時に在りては、非常なる英断なりき、而して此英断の一面には、非常なる嚴儉の行はれしこと問はて知るべし、又農民納租の期限を改め、町會所を設けて、消防の制を定め、國産方を置きて、殖産を奨励し、常備の隊伍を設けて、急需に應ずる用意を爲し、財政困難の中より、壯大なる學館を建造して、藩士の教育を勵まし、佐和山に廟社を建て、直政直孝の靈を祀りて、祖先崇敬の意を致すなど、施設見るべきもの頗る多かりき、

直中性順良にして、謹密、能く臣下に聞く、偶々寵臣に誤まらるゝことあるも、之を悟れば、翻然として其過を改め、碌々庸主たるに甘んぜざるの氣概ありき、曾て嬖臣の言を信じて、一吏を獄に投ぜしに、數日を経て一夜偶々眼寤めて眠る能はず、窓を開きて出づれば、天地幽寂、明月皎々たり、仰ぎて之を觀

心緒忽ち獄裡の人に及び、罪當に過ぎたるを思ひて歌を詠じて曰く、
つくづくと月にあはれぞまさりける

獨り居ぬらん人を思へば

翌日此歌を與へて、其禁を解さぬ、直中一生の性行頗る直興に類するものあり、縦令人物は之に及ばずとも、其事業は之に譲らず、亦井伊氏歴代中の一傑物なり、

直弼は、かゝる人を父として生れしが、其母も亦勝れし婦人なりき、直弼の母は君田氏、名を富といふ、容姿端麗賢婦人の名あり、直中殊に之を愛し、時人稱して彦根御前といひしとぞ、直弼僅に五歳にして母に別れにき、されど其形影は、髣髴として微かに眼底に遺れりとは、直弼が常に近侍に語りし所なりといふ、其藩主と爲るに及び、母の兄を徵して家士と爲し、以て報恩の禮を盡しぬ、

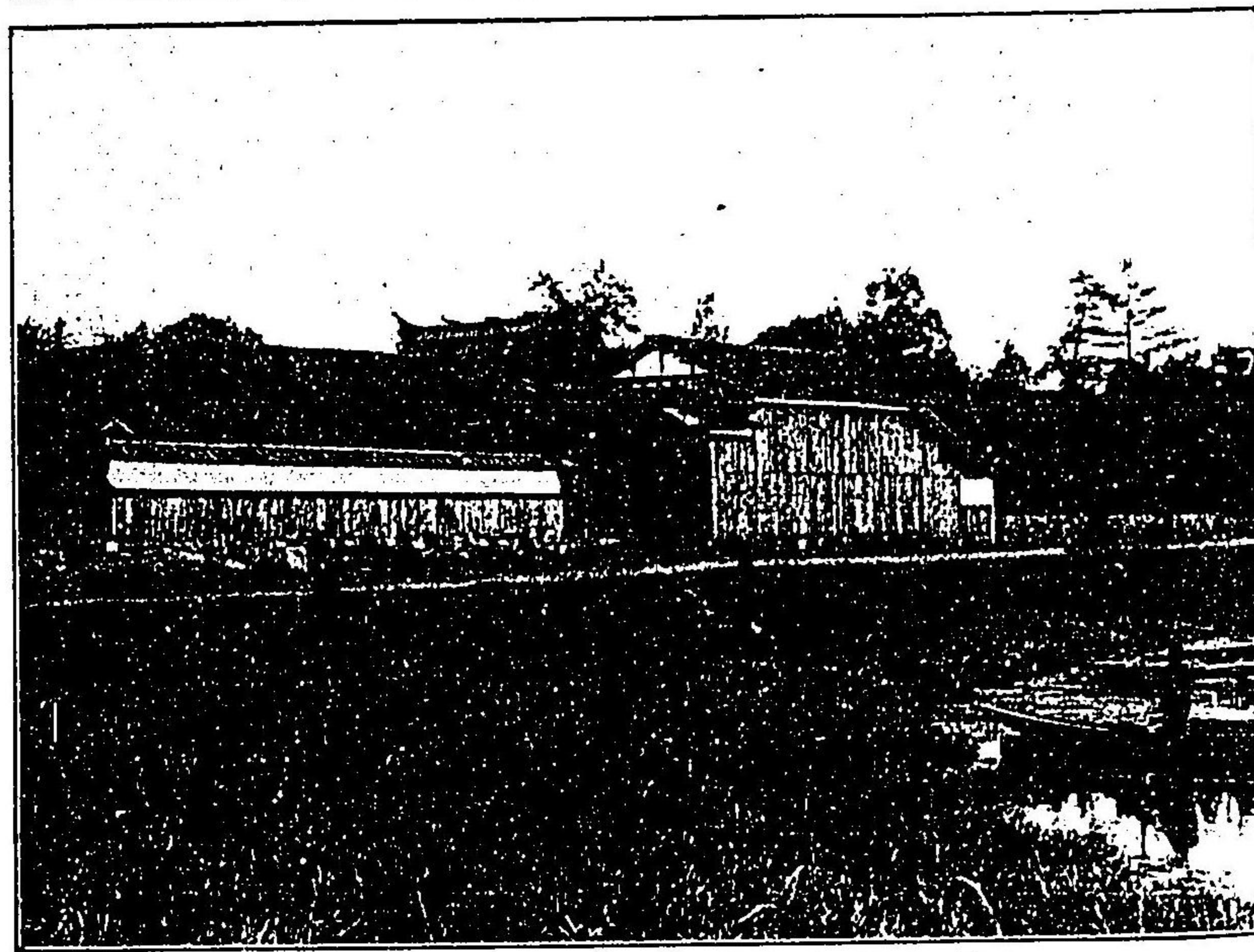
第二 直弼の經歷及び其修養

直弼は、文化十二年十月二十九日、彦根城第二郭槻館けいこくに生れき、初め通稱を鐵之介と命ぜられけるが、後鐵三郎と改められき、槻館は今の樂々園の在所なり、初め直興之を建て、直中致仕後之を改築して住ひしなり、直弼は、かゝる光榮ある大名の子と生れしかど、多くの子を持てる直中の末の子なりければ、固より其誕生は、さまで重きを置かれず、何人も此人の將來につきて、深く望を屬するものはなかりき、

天保二年、直弼年十七にして父を失ひき、是時直中の子にして、未だ一生の方向を定めざりしは、直弼と其弟直恭と二人なりき、槻館は、かゝる部屋住の居るべき處にあらざりければ、直弼は、其弟とも、に第三郭尾末町の公邸に移され、自ら居を埋木舎つたぎのやと號けて之に住へり、

井伊氏の家風として、庶子は、他家を繼ぐに非ざれば、家臣に養はしめ、若し

彦根藩視察館跡(直弼生之地)



彦根藩末尾町北ノ御殿敷(命木地)跡

他家へも往かず、家臣にも列せざる者あるときは、僅に若干の廩米を給して窮居せしむ。此は直孝の遺制なりき。夫れ窮境は、多く偉人を生じ、直孝も亦一たび此窮庶子なりき。而して兄直勝多病にして、軍國の事に堪へざる故を以て、直孝之に代りて、藩國の任務を全うせり。されば此制度を設くる所以のものは、深き仔細あるべき。恐らくは直孝己が閱歷に鑑み、一朝藩國の大事に際して、第二の直孝の此窮庶子より出でんことを期せしならん。

直弼の埋木舎に入りける時、諸兄の中、長兄直亮藩主たり、仲兄直元養はれて其嗣子たり、其他皆或は諸侯の家を承ぎ、或は藩の重臣に養はれて、それぞれ地位相應の榮譽ある身とは爲りたるに、獨り此窮庶子二人は、各、一年僅に三百苞の合力米を給せられ、極めて儉素の生活を爲したりける。凡そ一年米三百苞の給與といへば、三百石の俸祿に當る。されどさすがに雄藩の公子なれば、騎士より選抜して附けられたる附役徒士より選抜して附けられたる伽役等數名、及び奴婢若干名を使役し、且つ身分相應の交際をも爲して、

米三百苞と外に若干金の支給にては、なか／＼に其活計三百石取の家臣に比して、困難なる事情ありけるなり。

天保五年、直弼二十歳の時、江戸より直亮に召され、諸侯の養子の候補として、弟とともに東に下りぬ、而して弟は、日向の延岡侯に養はれ、名を内藤政義と改め、能登守と稱して、一躍七萬石の城主とは爲りつれども、直弼は約成らず、藩邸に僑居すること一年餘にして、再び彦根に歸り、舊の如く寒生の身と爲りぬ、衷情眞に察すべきなり。

埋木舎の生活前後十五年間は、直弼の修養時代として、最も重要なる時期なりき、直弼自ら身を埋木に凝し、望を當世に絶ちけれども、一朝事あるときは、立ちて其本分を盡さんとする抱負あり、又其性質勤勉にして、勞苦を厭はず、特に其精力の絶倫なるは、能く父の性を受けて、しかも之に勝ること數等なりき、常にいへらく、夜は二時さへ寝ぬれば可なりと、二時は凡そ今の四時間なり、かゝりければ、其平生暇多き身を、安逸遊惰に委ぬることなく、二六時

中絶ゆる間なく、孜孜として文武の講習に勉めたりき。

武術の中最も精力を注ぎしは、居合いあひ拔刀術はくたうじゆつなりき、其流派の名をば新心流と云ふ、拔形はくかた俗に居合坊主と稱ぶとて、人の踞坐せる形に擬したる木匡を据ゑ、孤身對坐、氣を修め心を凝らすこと、宛かも參禪の如し、而して神到り腕鳴りて、木偶自ら畏れて奔り去らんとするが如き勢あるに至るときは、乃ち電光石火起ちて之を斬る、已に斬り了れば、復た坐して靜に殺氣を收む、畢竟手腕の技術にして、又同時に修心の方法たるなり、直弼夙に蘊奥を極め、其得失長短を併せ悟りて、深く自得發明する所あり、徳川時代の武術に通有なる形式の末に拘泥して、本意を失却する弊を慨き、江戸行の前未だ二十歳ならざるに、既に一派を創立する志ありつれども、部屋住の境遇を憚りて止みてありしが、後藩主と爲るに及びて、終に之を發表してけり。

直弼又山鹿流の兵學を學べり、其師の江戸に在りける日、之に贈れる書狀の一節に曰く、

扱々仇に立候日多く、残念に存候、漸く今便も吟味一紙差出し申候、重便の明答待居申候、學候へば、學に付き、色々不審多く相成、尤見捨置も成不申、扱々六ヶ敷者、中々此雲霧を拂ひ、清心に相成候事、一生涯無覺束存じ候、乍然予は懸りかけ候儀は、中途に止め候儀甚禁物に候間、何卒兵學を楯に致存念に御坐候、何分にも鴻燕時を同くせず、春去夏の事とも相成、徒に玉の緒のもつれんこと、危き次第に御坐候、

又別の一書中に曰く、

去月廿九日出御飛脚にも可申入候所、取紛漸今便吟味之書指出申候、紙圖は、來廿一日出可申、今日も出殿致居、遅刻に及指急申候間、至て略儀の仕合用捨可給候、扱重便には、何卒六ヶ敷難問を少々拵可申、越候様頼入候、愈學びて愈疑多し、而してただに此疑を解かずば止まざらんとするのみならず、更に自ら難問を求めて、之を解かんとす、又以て直弼が修養に心を用ゐるの深きを知るべし、

直弼は武門に生れて、其志は忠勇なる武士たるに在りき、武士は事有る日には、剛勇なるを要し、事無き日には、溫柔なるを要す、剛勇以て三軍を叱咤すべく、溫柔以て萬民を駕御すべし、剛柔併せ得、文武兼ね備へんとする者は、武士の理想なり、直弼は、殺伐なる劔戟の技術を學ぶの傍ら、歌を詠じ、茶を喫する道を學べり、直弼一句あり、むつとして、歸れば、庭の柳哉と、朝には劔を練り、槍を習ひ、勝敗の争念炎々たり、夕には檐前依々たる垂柳の下、靜に一服の茶を喫して、殺氣を洗ひ、月に鳴く時鳥籬にすだく蟲の聲に耳を澄して、詠歌に雅懷を養ふ、埋木舎に一つの茶室あり、表の方より奥に入らんとする通路に當れる小室を以て之に充つ、思ふに天下此の如く深く茶道を究めし人にして、此の如く粗末なる間に合せの茶室を有せし人は、あらざるべし、然れども直弼は、平生最も此室を好み、之を澗露軒と號づけたり、法華經中の澗甘露法雨滅除煩惱焰の語より取れるなり、其柱に書ける歌に曰く、

何をかはふみもとむべきものづから

道にかなへる道ぞ此みち

朝夕に馴てたのしく聞ものは

窓のうちなる松風の聲

曾て茶道の極意たる和敬清寂の意を詠める歌あり、

そよと吹く風になびきてすなほなる

姿をうつす岸の青柳

上の句は、即ち和敬にして、下の句は、即ち清寂なり、又以て直弼が、茶道の趣味に就て、感得する所の一斑を知るに足りぬべし、直弼性極めて柳を愛す、故を以て其雅號柳に因めるもの多し、而して其尤も多く用ゐしものは、柳王舎の號なりき、

何事にも一了簡を立てずしては止まざる直弼は、茶道に於ても、時流の説く所に満足する能はず、同好の藩士の江戸に在る者を介し、石州流の宗家に就きて、蘊奥を極め、終に一派を興せり、直弼常にいへらく、人素より尊卑貴賤

の別なし、されど今の世定格あるをいかにせん、茶會にては、其羈絆を脱して、業の巧拙時の主伴に因りて上下を別つ、昔千、利休、鏡屋宗納を上客とし、茶會を催し、偶々木村常陸介來りて陪席を請ひければ、乃ち之を末班に置きぬ、此の如く町人を上とし、大名を下とするが如きは、眞に茶會の美風なり、余が茶事を嗜むは、是が爲めの故なりと、直弼の見る所によれば、茶道は、階級のけじめ嚴めしく、窮屈にして無趣味なる社會に、一種の慰藉と融通とを與ふるものなり、此道の交りに於ては、威武も屈する能はず、富貴も誇るに足らず、唯趣味を解することの多きもの貴むべく、其道に至り深きもの重んずべし、かゝれば直弼の茶室には、常に微賤の者も打混じて、洒脱の交りに聊かも矜域を設けず、左官の利八といふもの其親しき賓客の一人なりしとぞ、

直弼儉素の間に能く茶道の眞意を會得したりければ、彼の虚飾逸樂を事とする所謂世間茶を排する聲は、大老の盛時にも聞えにき、一日田安慶頼の招きに應ず、家に歸りて近侍に對ひていひけらく、田安殿の茶事盛なりとは、

余もつね々聞きつるが、今其茶話を聽くに、本意を知れるものにあらず、謂ゆる世間茶なり、其世間茶を以て余を遇せらるゝは、獨り余の不幸のみにあらず、此道の妨害とも稱すべきなりと、

直弼埋木舎に入りて、殆ど家士と同等の地位に立ち、廣く世と交るの自由を得しより、多くの人を其家に延きぬ、朝には武人來りて、夕には儒者來り、僧侶去りて、茶人之に代る、直弼の附役にして其親しき茶友の一人に、三居孫太夫といふ者ありき、性滑稽にして、亦能く規諫す、直弼特に之を愛重して、日夕往來せり、此二人に就きては、面白き逸話いと多し、直弼嘗て鬼の寒念佛の圖を畫きて之に與ふ、睨ちて足趾を皆右にす、孫太夫之を詰る、直弼いへらく、汝は鬼を見しことありやと、孫太夫後に致仕入道して、初めて直弼を訪ふ、其平生の言動人の意表に出づるもの多きを以て、直弼徐ろに之を諭していへらく、若し名を改めなば、一通りの名とせよと、孫太夫直ちに拜謝して曰く、辱くも賜名の榮を得たりと、即座に名を一通と改めき、直弼之に與ふる書中に曰

く

一、柚、味、憎、少、々、な、が、ら、是、は、紫、水、軒、老、人、へ、遣、し、申、候、事、

紫水軒は、一通の號なり、柚味憎の進物、何を其風雅にして、而して儉素なるや、後直弼兄に養はれて嗣子となり、將に東下せんとす、一通謁して之を賀し、且つ誠めていひけるやう、君久しく此邸に住みて、具さに艱苦を嘗め給ひき、こたび東に召されて、嗣君と爲り給ふ、願はくは、他日封を襲ぎ藩に主たるも、今日此邸に在し、ことを忘れ給ふなと、直弼能く之を服膺し、終身自ら儉を守りつ、直弼家を嗣ぎて後、一通等耆老の老人會と名づけて、月々集會する由を聞き、一日之に問ひけるは、汝等集會して何をか語らふぞ、對へて曰く、他なし、公の過失を誹謗するのみ、直弼莞爾として曰く、善き哉言や、余を誹謗して、他を是非すること勿れ、余若し過失あらば、之を擧げて責めよ、必らず隱蔽すること勿れと、爾後一通の出づる毎に、輒ち問ひて曰く、近日の評如何と、一通亦しばしば之に託して、諷諫する所ありけるとなん、君臣相信ずること此の如

出



直弼ヨリ三居一通ニ與ヘシ自作ノ戲畫



直弼茶道ノ極意ヲ詠ムル歌

く篤くして、其交情さながら親子兄弟の如く隔なきは、畢竟埋木舎の交際の尋常ならざりしが故なりけり、櫻田の變ありし時、一通彦根に在り、其報に接するや、錯愕爲さん所を知らず、是より後、常に快々として樂まず、終に病を獲て、幾くもなく世を去りしとなん、

兄直亮の側役に犬塚外記といふ者ありき、直弼之を信じ、親しく交際して、事あれば常に其意見を問ひ、呼ぶに祖父の名を以てするに至りぬ、外記亦厚く直弼に同情を寄せ、直亮に對して、其庇護する所頗る多し、後に直弼の世子と爲るに至りしは、此人の徳、慝與りて尤も力ありしとぞ、直弼曹司中外記に與へし書中に曰く、

今日は、風と存付、朝妻迄出懸け候處、最早すがりの由にて、一向不獵に候間、誠に以輕少なから、一籠見せ申候、此節は不珍品に候へども、予がすなごり申ては、彦星ならねども、一とせに、一度天の河へ出候儀に候得ば、夫のみが些々珍敷と存候、何分一笑に候、早々以上、文月二日、牛ならでけふは、綱ひく

天の河

共

「天の河は、彦根城を去る一里餘に在り、湖に注ぐ處を朝妻村といふ、夏時鱒鱒を以て名あり、直弼七夕の五日前此に遊び、其漁獲を犬塚に分つに方りて、天の河の名に因み、かくは風興を催ほせるなりけり、又以て埋木舎の交際の一斑を窺ふに足りぬべし、

後に直弼の腹心と爲りて、悲壯なる運命を共にせし長野主膳主膳義言との交際も、亦是時に生まれり、義言は何れの人なるかを知らず、自ら言ふ、伊勢の産なりと、國學詠歌の道を以て、夫妻相携へて四方を周遊し、天保十二年冬、飄然として近江に入り、伊吹山の麓に來れり、直弼其名を聞き、書を以て交を結び、文事を問ふ所ありしが、翌年十一月二十日、義言彦根に來り、留まること三日、毎夜埋木舎を訪ひ、曉を冒して去る、時に二人ともに齡二十八なりき、義言是時の事を記して、『岩橋日記』といふ、二十日の條に曰く、

夜五ツ半時に御前に出て、過し頃よりねんどろにせうそこなど給はりて

ものせさせ給へることのよろこびなど聞えまゐらせて、打ものがたりするほどに聞ゆ、

まつほどのよは幸崎のからかりきつひにあふみとおもひながらもあなたよりも、

まつほどのつらさも今はわすられてあふみの名さへ嬉しかりけり

こは秋は必とちぎりおきて、まゐらざりしかば、あふみてふ名の打もおかれじ、などの給はせたるを思ひ出して、よみ給へるなりかし、又聞ゆ、

かゝる折あるべきものをきのふまであふみてふ名もつらしと思ひきこよひこそ旅ねの袖はほさましか草の枕はなほむすぶとも

尙之もみまへちかくめされて、歌などつかうまつれり、うちとけてかたらふほどに、夜ふけてかつみぶりにいぶかしき處あるを、きかまましとあるにより、をしへたてまつれば、明がたに今より、義言がをしへ子にならんなどの給ひて、み盃などみづから給はれば、

かゝるさへ深きめぐみの露なれば中くぬれし袖もひにけり

六

御かへしあなたより、

未かけてちぎる言葉の玉をさへかけぬる袖をともにわすれじ

かくて飯など給はりてさまざまにあるじし給へば聞ゆ、

をしからぬ命ぞいのる玉くしげ二たびかゝるをりもありやと

御かへしあなたより、

玉くしげ我は三たびもいのるかなかゝる教へのひとにあふやと

又御かへしこれより、

この世へて又後のよを玉くしげかけて二たびいのるなりけり

かゝるほどに城中のかねつゞみうちあげたりことぞともなく明ぬるも

のをなどいひつゝ明日こそまうてめとて尙之をつれて中やぶの堀田某

が家に行てふしぬ、

尙之は三浦氏伊吹山の麓なる市場村の醫師なり、後彦根藩に仕へて名を北

庵と改めき、義言初め此人の家に留れり、因りて尙之は之を歌の師と頼み、こ
たび義言埋木舎を訪ふにつきて、案内を爲せるなり、かつみぶりは、義言の言
語學上の小著なり、中やぶは、彦根の南に隣れる中藪村なり、堀田は、其處の醫
師にして、尙之の知人なり、又二十一日の條に曰く、

ゆふさりより殿にまゐりぬ、こよひは、皇國の學の道など、御のぞみのまに
まにときぬるに、あなたより、

かずならぬもくずなれども、神風の吹に、まかせて道ひらさせん

との給へば、かたはらにさぶらふ青木頼方がよみていだす、

いせの海の清きなぎさに立よりてこと葉の玉をひろふうれしさ

かへしこれより、

いせの海のもくずも玉とみえつらん君がこと葉の露のひかりに

題を給はりて、人々にもよませ給へる、歌は略す、かゝるほどに、又よも明ぬ
めれば、いそぎかへり、大丸やに行てやすらふ、

七

「青木頼方は、直弼の伽役なり、後に名を千枝と改め、彦根にての名ある歌人なりき、又二十二日の條に曰く、

けふは朝よりみな打よりて、題を出して歌よみなどするほどに、あるじがきて、上より御使まゐりぬ、いかなる御用に侍るにかなどいひけるを、尙之出てみれば、近習の侍御しるし付のつゝみものなりとて、いそぎて持てい

るを、みれば御せうそこに御菓子などそひたり、
けふは風あらく、しづれがちに侍るを、かりのやどりのものさびしくや
あはさん、とあしはからるゝに、今宵のあふせさへ、いと待わびしく侍
る、日くれぬらんほど、必しもはやくまうて給へかし、

中、く、にちかく住ぬる君思へばあふをまつまもくるしかりけり

又たにさく五ひら師の歌を何にまねしたゝめ持來り給へ、

などいとねんごろなる御せうそこに、なほ心なるしなわらひ草とて、かす
てらといふものを給はれり、さて御かへしには、

いともくあつきみめぐみの玉もの、よろこび聞えたてまつらんも、よ
の常の事にかしこまり思ひ給へ侍れば、
年をへてかづくいせをの海人もまだかゝる恵みの玉はえざりき

同かのものゝ名をかくして、

ひとごとにかゝるひかりをあふがめや月はまさごのかすてらすと
も

夕ぐれよりいそぎてまゐりしかば、まぢかねたりとて、ちかくなれつかう
まつれる人々ども、まうけしたりけるに、御なごりをしくは思ひ給へ侍れ
ども、限あれば明日とく出たゝまほし、こよひは早く御いとま給はれかし、
などまをし聞え給ふれば、とかく君も御なごりをしげなる御有さまなり、
さて春は必早まうてきなんなどいへば、この秋のためしもあればなどの
給ひて、

こん春をちぎりあけどもあほいしみなほまことある言をきかまし

御かへしこれより、

春た、ば軒ばの梅に、鳴鳥の聲より先に、われぞとはまし、
あなたより又、

驚も常にかはれる春なれば、君におくれてとく來なかなむ
御かへしこれより、

おくれじと鳥もいそがば、春またて雪のうちにぞわれはとはまし、
さまざまに御あるじし給へば、かたへにめされたる尙之がよみて奉る、

かずくの玉もぞかづく、蛭の子もふかきめぐみの海にしづみて
なほあかず、夜も更行ほどにいかとおぼしめしたりけん、

たのじくもかたらふもの、いわびしきはしばし、わかれん心ほそさか
御かへし、

たとへてもいはんかたなし、しばらくも君をわかれむ心ほそさは
又

あふからのわかれと思へばぬる、だにましてめぐみの露かゝるそて

又
人はたゞわかれ行とや思ふらん、心は君がかげをさらぬを

あかつきがたに、
義言うしにさまざまをしへを受侍りける頃、しばしとて古郷におもむ

かるいに、わが手なれ侍りしたに、さくかけといふものをあくるとて、
あさゆふにかけてもみよや心さへ君にそはれんほどをしぞ思ふ

いとくかたじけなきおぼしめしなりけり、さて又夜明んとする頃、
義言うししばしとて故郷にかへりける時は、なむけのやうにてとて、

さまざまにちぎる心をしをりにて、花さく春はとく尋來よ
御かへしこれより、

愛身こそわかれば、ゆかめ心さへ君につかへぬ時、あらめやも
かゝるほどにとりのしきりに鳴ければよみ給ふ、

ものよりもうらめしきかなことの葉もまだつきなくにとりぞ鳴なる
又

けふよりはいかにくらさむ日比へてあふまみじかき君がわかれぢ
又

わがやどの柳のいとも何かせんわかるいひとをつなぎかねては
こなたより聞えつるうた共はいそしみてみなわすれたり

夜あくれば廿三日の朝限りあれば今はと聞えて出たんとすれば御なごりをしませ給ひて内門を過大門の外までみちくり給へばつとめて城よりかへるも又まゐるもみな道をせきてつくばひるけるになほあかずやあほしめしけんみえむかぎりたゝずみる給へりいとく御なごりをしげなる御有さまはみるめもあげがたうなむ

義言歸りて後直弼一書之に與へて密に其志を告げ共に力を學術の爲めに盡さんことを誓ひぬ其書中に義言の獨り歌道及び言語學に通曉せる

のみならず又材幹あるを稱揚せり思ふに三夕の會合尋常雅客の閑話に似ずして談必ずしも風流韻事に限らず時に學術上の抱負若くは處世の覺悟に及ぶものありしこと疑ふべからず直弼義言を見るや早くも其人物を看取して其爲す有るの材を認め義言の炯眼亦直弼の執袴子弟に類せずして事に堪ふる力あることを視たりされど此會合は畢竟同好同學の士が一たび相見て其懷抱を吐露せんと欲せしに過ぎず其目的は全く學術に存して二人ともに處世の上にて何等求むる所ありしに非ず況して政治上の意義に於てをやさるに今は故人と爲りし水戸人某は二人の將來より臆測して此會合を以て政治上の意義あるものと爲し『開國始末』に義言の市場村より移り住みし伊吹山の麓なる志賀谷村を誤りて和歌山藩老水野土佐守實は同藩老水野丹後守の采邑なりと記せるより妄斷して其著書に土佐守義言を使嗟して志賀谷村に潜居せしめ機を見て直弼と結托せしめしなりといへり何ぞ其思はざるの甚しき若し直弼是時彦根藩の世子ならんには二人會

合の事情を知らざる者、或はさる想像も起りぬべし、されど是時直亮年四十九にして尙ほ壯なり、直元直弼に長ずること六歳にして強健なり、井伊氏の主人たる榮譽が、直弼の身に落ち來らんとは、何人も夢にだに想はざりしなり、

直弼は、義言と相見しより、僅に數十日の後、かゝる不遇の生活を爲せる際なるが上に、何事ぞ、此閑寂の境遇より更に一轉して、世を離れ身を捨て、桑門に入らんとせり、

彦根の北長濱に、大通寺といふ東本願寺の別院あり、井伊氏時々婚を通じ、十六年前に没せし直弼の叔父直在も、亦其院主たりき、直弼其寺の望に應じて院主と爲り、宗教の爲めに大に力を盡す所あらんと欲し、犬塚外記に依り、且つ外記を通じて、其兄なる老臣小野田小一郎に依り、直亮の許諾を請へり而して直亮は、直弼の請を許さずして、意外にも世子直元の養子たらしめんとする意を洩せり、直弼之を聞きていたく驚き、ますく犬塚小野田に依頼

して、其願望を遂げんと欲せり、されど幸か不幸か、此事終に成らず、直弼は、尙ほ埋木舎の生活を續けざるべからざること、はなりにき、直弼長濱に養はれんとする風聞當時世に傳はりしことは、其頃の直弼の書翰にも之を言ひ、義言も之を傳へ聞きしにや、其頃直弼の古寺花といふ題にて詠める、

さくら花にしきのこともふる寺に
すみぞめの身をうらやまれぬる

の歌に朱批して、あなかしこ、さりとともならせ給ふなと云へり、世に直弼一たび僧と爲りしといふは、此事をや誤り傳へけん、されど直元をして直弼を養はしめんとするは、唯直亮の内意に止りて、直弼犬塚小野田の三人の之を聞き知れるのみ、若し今日遺書存するなくば、必然秘密の裡に埋没すべかりしなり、かゝれば義言若し爲めにする所ありて、井伊氏に結ばんと欲せば、當に其權臣に通ずべく、焉んぞ好んで直弼の如き殆ど世外の人に頼るの迂愚を學ばんや、或は義言直弼を以て階梯と爲し、更に直亮直元に通ずる意あり

しといはんか、なべて規律の嚴格なりつる世とて、他郷の人にて、彦根城下に出入し、藩士と交際せんは、今の人の想像すらん如く無造作の事にあらず、そがうへに、直亮性執拗にして、むつかしき君なりとの評あり、當時の遺書に徴すれば、一藩の人士が、低聲耳語、相戒めて、跌蹉なからんことを欲せし状は、實に吾人意想の外に在り、されば、義言埋木舎を訪へるに、人目を引かんことを恐れて、夜間之に出入し、而して直弼眷慕の情止み難く、之を返すに忍びざりしかども、久しく留め置く時は、忌疑に觸れて、後の交通を阻止せられんことを慮り、三日の後終に袂を分てり、若し直弼公子の身を以て、密に懇懃を浮浪の士に通ぜしこと、一朝直亮の耳に入らんか、禍難の及ぶ所測るべからざるなり、義言直弼を介して、井伊氏に結ばんとするが如きことは、當時の事情と直弼の境遇とより推すときは、全くあり得べからざることなり、

九年前江戸にて諸侯の養子の候補として失敗せし直弼は、今又僧門に養子の事成らず、其失望の情察すべきなり、されど其失望は、同時に義言との知

遇によりて、大に慰められしなるべし、埋木舎の會合の後、音信は、しばし彦

根城下と伊吹山麓との間に通ひき、直弼長濱養子の事に苦慮せる頃には、

あ、の、れ、が、身、の、上、に、も、此、春、な、ん、す、こ、し、こ、い、ろ、に、か、い、り、侍、る、事、し、も、あ、れ、ば、
そ、い、ろ、に、日、を、あ、く、り、ぬ、

など言ひ送りしかど、書信の事項は、起居動靜の存問の外には、概ね學業の事のみなりき、而して直弼は、義言が己れと同齡にして、しかも其學業の優秀なるを見て、之と競ふの念を發し、義言も亦彦根藩の公子の知遇を得しより、其名聲大に揚り、二人の勤學は、是時よりぞ一層の熱心を加へけるとなん、

かくて三年を過ぎ、二人は將に三十二歳の春を迎へんとせし弘化二年の暮、一大警報江戸より來りて、いたく直弼を驚かしぬ、曰く、世子直元疾甚だ危しと、直弼其頃義言に興へし書中に、左の如くいへり、

東なる赤坂てふ館に住せ給ふ若殿、是もあ、の、れ、が、こ、の、か、み、に、渡、ら、せ、給、ふ、
が、過、し、か、ん、な、月、の、は、じ、め、よ、り、い、た、く、わ、づ、ら、は、せ、給、ひ、て、今、は、醫、師、ど、も、い、

いとく思ひまどふばかりになんかれば、あのれも明くれ此御事にか
いづらひて、ひたすらにたひらかにならせ給はん事をのみ祈り侍るなる
こゝろの中、おしはかりてよかし、

恰も此書を記せる日、直元終に逝きぬ、かくて三句の後、江戸なる直亮書を直
弼に與へて、己が養子と爲さんことを告げ、輕装急行江戸に下らんことを命
ぜり、直弼壘に世子の内命を聽きし時は、不肖大藩を治むべき器にあらずと
謙退し、特に其同母兄にして諸兄の中最も親密なる直元の、壯歳未だ志を得
ずして、早くも養子を強ひらるゝが如きは、己が忍ひざる所なりとて、深く恭
謙せしが、今は其人既に逝きて亡し、若し強ひて辭退せんか、井伊氏の血統を
いかにせん、而して直亮の命に曰く、必ず違背すること勿れと、直弼是に至り
て又逡巡すべからず、乃ち決然として命を奉じ、假りに家臣の旅装を爲し、名
を變じて、弘化三年二月朔日、生れて纔に半月なる一愛兒に別れを告げ、日夕
觀賞して風興を催し、柳に心を殘しつゝ、住み馴れし埋木舎を今日を限り

と立ち出て、大垣に至りて宿りぬ、義言三浦尙之と、もに、約に赴きて是地に
待ち、夜に入りて直弼の旅館を訪ひ、めてたき旅路の門出に、かつは賀び聞え
上げ、かつは名残りを惜みつゝ、翌朝又もや之を訪ひて、終に別れにき、是時別
離の贈答數首あり、直弼の歌に曰く、

つひに又あはんみの路のわかれとて

駒もなみだもすゝみ行なり

別離は悲しむべし、されど前途は洋々たり、悲しみの涙せきあへずして、しか
もゆくての望に、駒のあがきの進むを覺えず、當時直弼の心裏此一首に説き
盡して又餘蘊なし、直弼朔日夜義言と別れし後、一書を彦根なる友人に贈り
て曰く、

扱三浦氏、先生同道にて、當宿に居合、本陣へ参り候間、安東にも道中にて申
置、旁都合宜敷對面いたし、暫時物語に及、大に諸共歡入候、然し名残には落
涙にて困入候、

「安東は、通稱を七郎右衛門といふ、直弼の附役なり、義言是時の事を記して、御行末之事共被仰置、御留別之御歌並御菓子壹重給之といへれば、恐らくは、二人が今日の別離を悲しみ、將來の交誼を約する間に、何等か暗契黙約のありけるならん、さては此名殘の落涙も、唯簡單なる悲哀の感情に打たれしにはあらず、意氣投合せる二人相對して、既往を憶ひ、將來を想ひ、無量の感慨胸臆に漲りて、落涙止めあへざりしものなるにや、」

直弼江戸に行き二月二十八日、將軍に謁見せんが爲めに、父に従ひて初て登城せり、翌日、彦根なる犬塚外記に與へて、其摸様を報ずる書狀に、與中の感慨を述べて、

本供にて門出候節は、ケ様之同勢を召連れ候様に相成候事、誠に不思議に存候程之事、實以御高恩身に餘り、裾中にて落涙に及候、心中察し有度候、といひき、初登城の朝、今昔の感慨、何ぞ夫れ摯實なるや、其頃彦根の勘定奉行に三浦十左衛門といふ者ありき、忠誠篤實にして、又頗る材幹あり、直弼の世

子に立つに及び、其久しく窮居して、能く下情に通ずる故を以て、其將來に深く望を懷き、あつばれ名君とも爲し奉らばやと思ひ、頻りに剴切の忠言をば進めてけり、直弼大に其志に感じ、深く倚賴する所あり、藩主となるに及び、終に拔擢して側役とは爲したりき、直弼世子と爲りし翌年、十左衛門の上書中に左の言あり、

先年當能登守様御同道にて、御出府被遊候上、慮之程は、如何不奉存候へ共、能登守様には、御養子御約定、御前には空敷御歸國被遊候節、御心中、其頃出府仕居、御發駕を奉見、掛奉、恐察候儀に、御座候、其以來久々尾末町に御住居被遊候に付ては、御晴雲之御志、御煩し被遊、御殘念之御年月を御過し可被遊、御運のしからしむる所、無是非も御儀と、常々奉存居、近年、槻御殿へ御上り被遊候、御途中、風雨強節も、御乘輿も不、被遊、御傘を被爲、覆わづかの御供人を被召連候て、之御通行、一兩度も奉拜見、先年御同道にて、御出府被遊候、能登守様には、御一城の御主として、御威儀被爲、整候て、之御登城、出府仕

居候節、折々拜見仕候儀も御座候得ば、殊更御前之御心中奉悉察御跡影を奉拜見、何卒御運に被爲叶、御一城之御主とも被爲成候様にと祈罷在候處、昨春御出府御世子之御位に被爲備、舊冬侍從に御任官御歸館之節密に奉拜見、萬端御家格之通御首尾能被爲濟、當元朝御裝束にて御登城被遊候御跡影を、出仕之節奉見送、前書之御事共存出し、他見を相忍頻に落涙難止、恐悦至極、扱々難有奉存候。

是れ直弼が浮沈を寫せる一幅の活畫なり、何等技巧を用ゐることなく、唯其懷抱する所を直寫して、而して直弼が半生の浮沈を、さばかり見るが如くに描き出て、併せて筆者自身の忠摯なる面目を活躍せしむるもの、筆者が至誠の致す所にあらずして何ぞや、

埋木舎の窮庶子一躍して三十萬石の大藩の世子と爲る、何等の變化ぞ、其身邊を圍繞する所の光景は、昨は澗露軒の小室を己が天地と頼みつゝ、其往來する所は、彦根城下の狹域にして、郊外一里の天の河に漁獵を試むること

だに、一年僅に一回のみ、其交る所は、概ね閑人雅客にして、其談笑する所は、多くは風流韻事に係る、而して今は江戸城の外濠に臨める巍然たる玉殿に住み、大都の街衢を往來して、人生活動の大觀を視、其交る所は、皆當世の時務に趨れる人にして、幕府に出ては、多くの諸侯幕臣に接し、家に在りては、多くの家臣に擁せられ、嘗て雲煙過眼視せし政治の業は、早晚我手に懸るべき要務とは爲りにき、嘗て學術技藝の習得に非常の熱誠を示せし直弼かゝる地位に立ちて、いかでか覺悟する所なくであるべき、さては世子の身、藩政に就ては傍觀の地位に在りつれども、専ら心を治術の攻究に傾け、勉めて政務の利害得失を觀察して、以て他日に備ふる所あり、又弘く人言を求め、其信ずる所の者には、自ら肺腑を披きて、所見を言はしめき、其世子と爲りし後、幾ばくもなく犬塚外記に與ふる書中に曰く、

實以御厚恩蒙り、未だ日間も無事、旁只今々心掛りと申程之儀は何も無之、此後如何程之辛抱も致し、冥加之爲精一杯勤め申候、心底至て堅固に候間、

此段可心易候、且又聖人も佛法も委敷承知と申越我等には年來うか
過光いたし居、何之學文も無之て、今日誠に、指問多く、扱々赤面之至に
候、實に我事此度之昇身は尋常之事にあらず、如何にしても出聞敷身之不
思議なる昇身、是全く御厚恩と申、旁行々一通り之事にては相濟難く、身の
冥加も悪敷と存候間、只今が密々仁政之鍛鍊のみ第一に心懸申候、夫に付
ても乍此上心得置可申事も候は、何に寄らず可申越候

と、又其親友三浦五郎右衛門に與ふる書狀に曰く、

其方にも兼て案内之通り、我等事は年來聊も立身之望無之候處、何ぞ計ん
此度之昇身、不思議と申も餘り有る事に候、是全く御厚恩に依る處、然る上
は公邊勤向身に及候限りは、正路に相勤め可申事は、申迄も無之、第一我等
が心中に晝夜難忘存候は、普代之家來共に、早々安穩之思ひを爲致度、次は
下萬民都て領分之地に住所之者は、禽獸に至るまでも、仁政廣く下流致候
候に、兼日密々鍛鍊致候、他事無之候、實に出聞敷身之不思議成昇身と

矣

Handwritten text in two columns, likely a copy of the letter or a related document. The text is written in a cursive style (sōsho) and is difficult to read due to the image quality and the density of the characters.

申、行々世間一通り之大名之心懸にては難相濟事に候何んても右様に參
り不申ては我等が身之冥加にも悪敷事と存候是則公儀に對し先祖に對
し次に家來共に對し忠孝仁義共に全き處と存候吳々も此事のみ難忘候
夫に付てもなげかはしきは淺智短才之生質不堪任候段歎息致候扱其方
事は累年之懇意と申久々之茶友にも有之末頼母敷存候幾久敷精勤有度
候別て右申入候我等が本懐之行々相立候様に共々に心懸我等が微力を
相助吳候に於ては此上之忠心有之間敷候兎角上下一和し上下を撫候得
ば下又上々助候様に有度存候扱又一己之上を申候得ば假初にも正路を
不離様に心掛專一と存候右は極密之儀に候得共其方儀年來之懇意と申
且心中を見込て申入候勿論指懸り候儀にては無之候得共兼て心得之爲
申入置候努々他言有之間敷候事追て右之通り我等心中不包申入候上は
其方にも何事に不寄爲方之儀心付も有之候は、無隔意可申候
と期する所は尋常の諸侯にあらず大に仁政を施し全力を注ぎて奉公の義

務を盡し、以て家恩に酬いんとす、當時直弼が一身を世に捧げんとする覺悟を見るべく、其他日死を決して難局に當りしも、偶然ならずと謂ふべし、

慧敏なる直弼の眼は、藝に技藝の修養に、古道の頽廢本意の失却を看破せしが、今又政治上の修養に於て、當時施政の弊風を逸せしむる能はざりき、直亮は直中盛治の後を享けて、其治世既に三十餘年の久しきを経、一たび幕府大老の任に上りし後は、意驕り氣昂り復た専ら心を政治に注がず、之が爲めに非政多く、士氣衰へ、風俗壞れ、心ある臣下は、竊に之を慨歎せり、直弼も亦頗る之を憂慮せしが、喙を藩政に容るゝを許されざる身の、いかんともする能はずして、徒らに時世の非なるを嘆ぜしのみなりき、直弼かゝる境遇に在りて、深く沈黙を守り、自ら謙退抑損徐ろに時の到るを待ちしかども、其埋木舎に於ける素養の淺からざるは、已に一般に知られたるが上に、今又嗣君として、臣下に對する仁慈の行は、次第に傳はり聞えしかば、其將來に望を懷き、或は三浦十左衛門の如く忠言を進むるもの、或は政治の弊害を論じて之を訴

ふるものなど尠なからざりき、直弼後年幕政を把るに及びて、長野義言と共に機密に與かりし宇津木六之丞も、亦其頃竊に書を以て直弼に訴ふる所ありしに、直弼亦手書を與へて、時の不可なるを諭せり、抑も直弼等の見聞する所は、彦根藩に限り、其注目は直亮の一身に集りつれども、かゝる事は、一地方に限れるにはあらず、當時一般の流弊にして、畢竟大御所時代の弊風の彦根藩に現れしものに過ぎず、さては直弼等と、感慨を同じくせしものも、諸藩に多かりしなりけり、

直弼かく銳意治術を講究せる間に、政治の要務に關して、二箇の典據を得たりける、一は儒家中川祿郎の『蕪蕪之言』、一は國學者長野義言の『澤之根芹』是なり、『蕪蕪之言』は、直弼嗣君に立ちし翌年、其命に應じて起稿せしものにして、其體裁簡易平明、俗耳に入り易く、毫も迂儒の套語に類せず、祿郎幼より民間に在りて、能く下情に通ぜしを以て、其農政の弊を説く所特に剴切を極む、直弼常に此書を座右にし、家を継ぎし後、其施設之に據るもの多かりしとな

ん『澤之根芹』も亦同じ年の作にして、本居派の神道説及び國體論に本づきて、政治の要訣を論ぜしものなり、即ち儒教を外道と排斥し、神道を以て皇國の正道と爲し、儒教一たび我邦に入りてより、國家の本末顛倒して、世綱の秩序を壞亂するに至りしを以て、宜しく正道を起して、之を糾すべしと言へり、又其神道説は進みて尊王論と爲り、國家の根本は、民に非ずして朝廷に在りと爲し、上を以て下の機械と爲すを難じ、聖人を以て天子の上に置くの儒流を排撃し、朝威の陵遲を慨きて、固有の國體の頽廢を歎ぜり、されど其尊王主義は、幕府を倒滅して、政權を朝廷に還さんとするが如き、急激なる革命説にはあらず、義言謂へらく、古來國運幾たびか變遷して、終に徳川氏の治世と爲りたるは、是れ神意の然らしむる所、幕府の存立は、毫も皇國の正道に矛盾せず、幕府の命令は即ち朝廷の命令にして、幕府に忠するは、即ち朝廷に忠する所、以なりと、此主義は後年直弼の爲政に頗る厚き關係あり、

直弼世子と爲りしより、たゞに彦根藩主としての素養に怠りなかりしもの

237685

みならず、又溜詰の主席譜代大名の頭首としての素養に勉めたり、井伊氏の主人は、其世子の時より、しばしば幕府に出入し、時には大政に關して諮詢せらるることさへあり、かゝれば直弼今や幕府に出づる毎に、諸侯幕臣と交りて、幕政の情態を觀察し、天下の大勢を推考する便宜を有したりければ、沈思黙養、徐に政策の利害を考へ、詳に人物の得失を察して、深く自得する所ありき、其交る所の諸侯中最も親しかりしは、同席の會津侯松平肥後守容敬なり、此人夙に英武の稱を以て、諸侯の間に聞え、世子直元之と交り最も親しく、其黨化を受くること多かりき、其卒するや、容敬いたく之を哀惜せしかど、直弼尋て出づるに及び、後繼者其人を得たるを喜び、直元を惜む情は、一轉して直弼を愛する情と爲り、心を傾けて之を輔導せり、直弼も亦大に之に推服して、負ふ所尠からざりき、直弼彦根なる一友人に與ふる書狀中に曰く、

會津主は、當今英勇之大將、天下之御爲め、无二の忠心、實に感伏致候、申越候通り、良性院様直元多年御懇意被爲在候處、不相替我等にも懇情に預り、余

人に不被申事共先我等へ極密談じ被吳候次第にて我等にも愚意之通り無覆藏申談じ居候事に候

又左の一笑話の如きは以て其交際の尋常ならざりしを見るべし直弼友人に與ふる書狀中に

我等事は此比は子共二人もうけ申候心持に候十一才の男子と十二才之女子と俄に二人子持に相成申候此段察考有度候

と戯れしに次の書に

十一才の男子と申は會津の養子若狹守之事に候一向幼年登城もあぶなき位に候所昨冬官位の節より我等へ丸に肥後が頼にて世話致吳候様にと之事故無據世話いたし申候當元日登城未だ御禮計と心得居候所大廣間着坐も爲致候趣當日肥後申出讃岐杯にも着坐之儀は少し無理成事と我等へ相談有之候へ共何分致方なく着坐に出候所中程にては大に退屈いたし烏帽子之紐をとさなぶりかけ候に付老中にも大に氣之毒がり申

候等漸と紐むすびつかはし申候次第大に心配いたし候女子は察之通り候右之段一興申入候

といへり女子は何人なるかを知らず此男兒こそは徳川幕府の爲め最後の義旗を會津城頭に翻せし松平肥後守容保かたなれ書中讃岐といふは同席の高松侯松平讃岐守なり直弼後年大老と爲るに及び其政略に最も厚き同情を表せし佐嘉侯松平肥前守鍋島閑叟との交も亦是時に始めり直弼の書狀中に曰く

我等事御城にて評判宜敷歎之段申越中々左様之事は無之候但し大名にも面倒成は多分有之上の部は一向稀成事先我等杯は中の下位に可申と察居候とても田舎者にては江戸風は眞似も出来不申只一大事之御奉公を而已須臾も忘却不致まで之儀に候勿論大名弘くも突合不申候得ども我等が心底を能存知吳候者は同席にて會津是は斷金之交表方にては佐嘉右兩侯が先づ無之候猶心易く致候者は彼是居候得ども中々以十分之

咄は出来不申萬事由断は不相成扱々世渡りと申ものはむつかしさものに候

後年幕府外交の難局に當りて等しく酸苦の經驗を嘗めし佐倉侯堀田備中守鯖江候間部下總守も亦是時代より相交れり

直弼は彦根の政治に満足する能はざりし如く又幕府の政治に平なる能はざりき當時幕府に於ては水野閣老の急激なる改革失敗に歸せし後阿部閣老の温和なる政略人心收攬の効を奏したりければ國內に於ては何等の紛紜もなく四海萬民太平を謳歌する外は無かりしかど一たび眼を海外に轉ずれば風魚の警は切りに北門南關を叩きて到り外患急迫の兆は既に眼前に見えたり而して幕府は之に對して大に防備を加ふることも無く又攘夷の決行にも出でず唯一日の安きを偷めるのみなりき直弼はかゝる優柔なる幕閣の處置を觀てしばしく歎聲を洩しぬ

世の中下り候故か世界游情に相成兎角淺々敷人のみ多候へども九牛が

一毛も忠孝之道は立申度心底

とは彦根の要路に人無きを歎せし言なるが幕府に就ても同じ歎きに

御大事の時節踏込候人物も少く

と言ひ又

當年は例年より早く異船徘徊致し此末の處如何可有哉實に天下の御爲一大事之時節柄に候へ共夫程に思込候人物も更に見受不申先年水戸中納言殿が世の中もいづれ八ッ時比に成たりと被申候由可恐御言と密に歎息致居候事に候

とて其頃は後年の反對者の言に感を同じくせしなり八ッ時は凡そ今の午後二時なり而して幕閣の不甲斐無きを歎じては

其後海防評議折々有之趣に候へ共何分決し難き様子にて中々年内杯には御定り付申間敷との事扱々不甲斐無き事に候

とぞ言ひたりけるされど此とても唯折にふれて所感を親しき友人に洩ら

し、のみ世子の身幕府の政治に對しては、せん術もなく、唯手を空しくして傍觀せしのみなりき。

直弼が蘊蓄の時代は、嗣君に立ちしより、僅に五年にして終りを告げたり、されど此は直弼に取りては、敢て短き時日には非ざりき、何となれば、藝に埋木舎の十五年間に於て、既に十分の素養を積みたる上に、今又其意外なる境遇の變化に感激して、銳意熱心事物の考察に勉めたりければ、さらでだに周到なる用意は、ます／＼周到の度を加へ、縝密なる思慮は、いよ／＼縝密の域に進み、老熟着實なる意見は、確乎たる自信の念慮と、毅然たる斷行の勇氣と相待ちて、もはや活動の人として打て出づるには十分なりき、天此人を棄てず、世運將に一轉して、國家大に事あらんとする時に方り、之を世に立たしめ、其深邃なる涵養をして、徒爾に了らしめざるなり、嘉永三年十月朔日、直亮病みて彦根に卒しければ、其年の十一月二十一日、直弼は、幕府の召に由りて、老中の宅に出て、養父の遺領を襲ぎ、諸事家格の通り勤むべき旨の命を傳へら

れ、尋て先例によりて、掃部頭と稱すべき旨命せられき、是に於てか、第十四代の彦根城主、三十萬石領主の權は、直弼の手に落ちぬ、時に年三十六、ペリ、使節が浦賀に來りしより、三年前の事なり、

直弼藩主と爲るや、直ちに父の遺意と稱して、金十五萬兩を普く領内の士民に頒ちぬ、當時金十五萬兩は、米三十萬俵を買ふべく、井伊氏一年の收入にして、凡そ今の百五六十萬圓に當る、抑も舊主去りて新主立つや、先代の餘澤の尙ほ死後に垂るゝを示すと、もに、又新主が能く舊主の遺意を奉ずるの美志を表はし、以て一番の興望を繋ぐの政策と爲すは、封建時代の諸侯に往々見る所なり、直弼以前に井伊氏の史上に、此政策の二たび施されしを見る、直澄の後を襲ぎし直興は、前に之を擧げ、直幸に嗣ぎて、立ちし直中は、後に之を行ひき、此二人は、直孝以後の英主と稱せられ、直 夙に之に私淑する所あり、前者の遺訓は、終身の鑑として、一日も座右を離さず、後者は、即ち其生父にして、思慕の念厚く、特に其寛政年間卓厲なる施政は、直弼の深く敬服する所

なりき、而して當時彦根は、直亮が仁心に缺けたる政治の下に、多年君家の特
 恵に渴し、閩藩の士民をして、戸毎に主君の賜物を掌上に拜し、眼のあたり其
 厚恩に感涙を流さしめ、以て忠節の念を激勵する機會を作るが如き活政は、
 久しく見る能はざりき、直弼は、かゝる後を承けて立ち、其實際を透射する鋭
 眼と、人君の職分を思ふ誠心とは、早く一大恩恵を施すべきの要を見たり、是
 に於てか直興直中の先縦に倣ひ、其新政の劈頭に於て、巨額の金を擲ちて領
 内に散じ、上は一萬石の家老より、下は山阪湖僻の細民に至るまでに、治く其
 惠澤を雨らせり、感激の聲は到る所に満ちて、一藩は早日に驟雨を得たる思
 を爲しぬ、此遺金頒與の一事に就て、持に直弼に多とする所は、其曹司時代は
 固より、嗣君に立ちて後にさへ、冷酷なる養父の下に在りて、尙ほ手元不如意
 の窮境を脱する能はざりしにもかゝはらず、父の遺金を得て、敢て卑吝の心
 を發すこともなく、嘗て犬塚が、世を繼ぎて後も、愛人と施物とを忘れ給ふな
 といひし忠言を心に銘して忘れず、こたび一家支配の自由を得るに及びて、

忽ち此大金を擲ちて惜まざりし高潔の志に在るなり、

されど恩を施すといふものに威を示すの要あり、直弼は、彦根城主の榮譽に合
 せて多くの宿弊と失政とを譲り受けたりければ、其藩主と爲るや、先づ其信
 任せる臣下を簡拔登庸し、其輔翼に頼りて、藩政の改革に着手せり、而して其
 治世の間實に多くの改革を企てたりしかど、直弼の謹密なる、其初政の間に
 は、力めて改革の名を避け、其實の舉がらんことを期したりき、

臆中は何かも不申出、慎居候へ共、差掛り無據事共は、差圖致居候、第一我等
 が主意、善を執惡を退け候は、理之當然、依て改革、改正など、申名は、暫く不
 申方、可然、

三年父の道を改めずとは、儒流の教ふる所なり、直弼曾て疑ひて之を幕府の
 儒臣成島司直に糺し、又之を中川祿郎に問へり、二人は、共に急激の改革は、人
 心を服する所以に非ずと答へぬ、されど六代將軍家宣が、綱吉の棺前に伏し、
 其靈に告げて、天下殺生の禁を解さしは、儒流も亦其道を得たるを稱せり、二

人も此先例を擧げ、士民に疾苦を與へし非政は、時を遷さずして改革すべしと言ひき、今や時到りて、銳意治を圖らんとする直弼は、眼前に多くの失敗を認めたりければ、實際の必要に驅られ、喪服の中よりして、既に施設の端を啓けるなり、

されど直弼は、十分に改革の効果を收むること能はざりき、彦根の故老中、往々直弼の中途改革に倦厭せしとをいふものあり、人を見ること何ぞ夫れ偏狹なる、先には技藝の修養に、非凡の忍耐と力行とを表はし、後には多難の局面に立ちて、勇猛精進天下を震動せしめたる直弼が、焉んぞ一彦根藩の改革に倦厭する理あらんや、事蹟を解かんと欲せば、大處より觀察せんことを要す、當時彦根に限らず、何れの藩にても、政綱萎靡の根ざし甚だ堅く、士風頹廢の源いと遠くして、其根をvari盡くし、其源を涸さんことは、容易の業にあらず、之が爲めには、直弼の如き精力絶倫の人にて、猶ほ且つ畢生の努力と間斷なき督勵とを要すべかりしなり、さるに直弼は世を繼ぎて後幾ばくも

なく、其精力を内外二つの方面に分たざるべからざること、はなりにき、直弼嗣立の翌嘉永四年、一たび國に就き、五年、江戸に下り、六年、再び國に就きて、六月朔日、彦根に着す、既に着して、未だ旅中の疲勞を休むるに違あらざるに、七日の夜、急使相摸より來りて、米艦渡來を報じぬ、尋て幕府の召命到るに及び、倉皇旅装を調へて東下せり、是歲就國の機に乗じて、大に改革の寛効を擧げ、なんことを期せしかど、未だ一令を施す暇あらで、國事の急に奔れり、江戸に下れる後、時勢に見る所あり、益、藩政の振張に意を傾けつれど、大政參與の地位に在る直弼は、内を守り、銳を蓄へて、風雲の際會を待てる外、様大名の如くなること能はずして、専ら國家の方面に盡力せり、

さて直弼が、多年の蘊蓄を傾けて、國家の方面に盡力する次第は、章を改めて説く所あるべし、今此章を終ふるに當りて、直弼の人格の眞面目と、其世に傳へられたる所と相違する點に就て、少しく觀察せんとす、世多くは直弼を評して、剛愎、自ら用ゐる人と爲す、されど其世子に立つの初め、犬塚及び三浦

に與ふる書狀の如き、辭意共に何ぞ其悃切なるや、若しかゝる直弼を以て、人言を容るゝ能はざる人といはんか、正に何人を以て人言を容るゝ人と評せんとはする、夫れ能く人言を聴く者、必ずしも之を容るゝ度量あるなく、剛毅果敢の人、反て能く之を用ゐること多し、抑、世人が視て以て直弼の眞面目と爲す所と、彦根藩の遺老の腦中に印象せられたる直弼の人格とは大に異なり、直弼の人格の剛強なる半面は、彦根の遺老の語る所と、世人の視る所と大差なし、此人性頗る剛膽にして、曾て物に驚くとなし、一日客と對話しけるに、偶々迅雷轟々として、將に墮ちんとする勢なれど、直弼談笑常に異なるとなし、客退きて人に謂ひて曰く、此人常人に非ずと、又嘗て面部に腫瘡を發せしに、折ふし幕府日光神餅披きの前なりけるが、當日登城するに貼藥すべからず、因りて家醫をして療せしめしに、其人曰く、此は鍼するに非ざれば治せず、されども瘡未だ熱せざれば、恐らくは疼痛堪へ難からん、直弼曰く、脈はずと、乃ち療せしむ、自若として瘡容あることなし、醫退きて謂ひて曰く、予未だ此

の如き剛膽者を療せしことなしと、

直弼又直情徑行事に當りて、毅然奪ふべからざる氣節あり、今其著しき例を擧げん、直弼藩主となるや、下野國佐野の領地を巡視す、是地に天明町といふあり、直弼是に到りて、有司を會して民政を議せり、直亮の世此領地に諸株税を定めしより、專賣の權を有せる商人は、不當の利益を壟斷し、娼妓を公許せしより、淫風盛に起り、又天明町に段別一升の増税を課せしより、庶民の間頗る物議あり、此三事件は、久しく佐野領の民瘼となり、直弼巡遊の際、民切りに其輿に就きて之を訴ふるものあり、抑も佐野地の事狀に於ける、直弼嗣子に立ちし以來、深く意に注め、密に民情を探偵せしめたり、是に至りて意を決して株税を免除し、娼妓を全廢せんとす、さるに有司皆株税免除には異議無かりしかど、娼妓廢止の件には異論あり、廢止の可なることは皆知りつ、されど姑らく舊に仍るの可なるを云ひて、頗る紛議に涉りぬ、直弼固く執りて聽かず、曰く、凡そ事に善惡あり、善と知れども爲すことなく、惡と知れども改む

ることなく、優柔不斷決すること無きは、余が取らざる所なりと、討論數回にして終に廢止に決し、諸株税を免除して自由の營業を許し、娼妓を全廢して、傾外に散ぜしめ、後其營業者には、其轉業を助けんが爲めに、從來公に貸與せる米金の償還を免じ、尋て天明町段別一升の増税も亦之を免除せり、直弼の一生中、藩政に關して施設する所多し、而して其弊害の改むべきを見るや、先づ原因根元を査覈し、而して後に意を決して、多年の紛議を裁斷す、其心事恰も文武藝術を研究して、蘊奥を極め、弊處を看破して、終に一派を樹つると異なるなきなり、故に人皆其至理に服して、之を遵奉せざるはなかりしとぞ、

彦根の遺老は、更に直弼の人物の他の半面を觀察して、よく氣の附く人「思ひ遣りのある人」「行届いた人」「情深い人」と爲す、細心、周匝、懇款、丁寧、忠實、慈仁等の文字、其性格の評言にや適すべき、此は果して世人の視る所に反くなきか、是れ彦根の遺老が、君臣の情誼の爲めに、觀察を誤れるに由るか、されど恩誼を受くる機會多き者、豈又其弱點に觸接する機會多からざらんや、凡そ人物

の眞想は、天下衆人の間に傳はらずして、家庭交友の間に傳はること多し、故に人物を知らんと欲せば、小處に就て之を察せよ、事蹟を解かんと欲せば、大處より之を視よ、特に政治家に就て然り、幕末の如き惑亂時代の政治家に就ては、更に然り、世の直弼を論ずる者、多くは漫然大老時代の事蹟を取り來りて、其人物性格を推定す、此は蓋し觀察の方法を誤れるもの、若し直弼の眞面目を知らんと欲せば、宜しく之れを彦根の天地に見るべく、大老時代の事蹟を解かんと欲せば、當時の政局に精通せんことを要す、是れ精緻の研究と、卓抜の眼識とを待ちて、而して後に批判の正確を期すべきもの、宜なるかな、世人の觀察の其當を得ざること、抑も此書の目的とする所、直弼の一面の説明に在りて、其私行細事を詳説するが如きは、主とする所にあらず、因りて今左に二三の逸話を掲げて、以て讀者の想像に、其家庭に於ける情態の一斑を髣髴たらしむるに止めんとす、

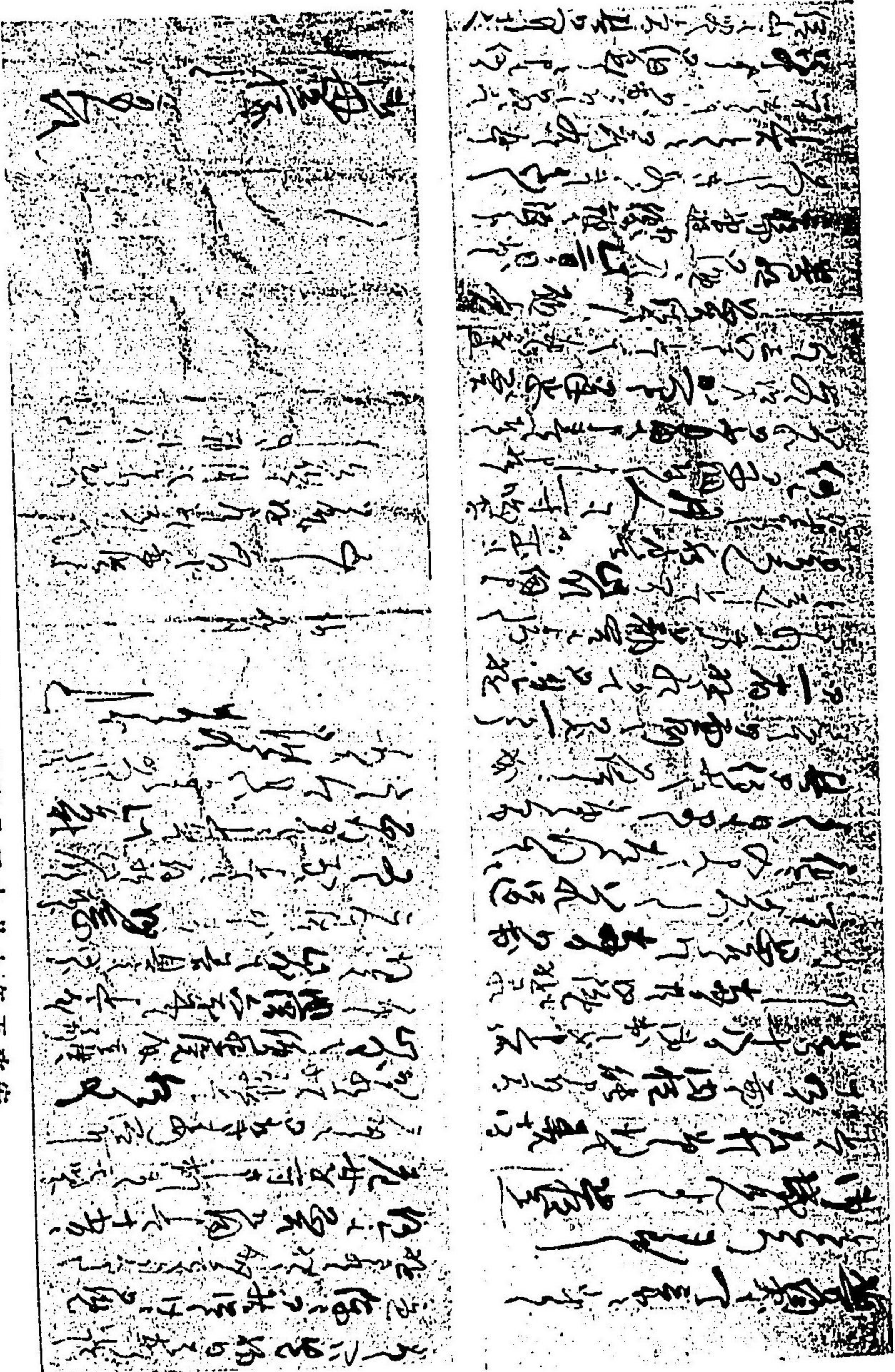
凡そ精力強健にして、加ふるに注意周密なる直弼の如き人は、往々溫情に

缺くる所あり、動もすれば、家人、僕婢を遇すること苛酷に過ぐる癖あり、されど直弼には決してさることなし、其平生の嗜好、動作に就て、數人の近侍者の談話を筆記せるものあり、皆喜怒の色に顯れしを多く見ずといへり、又奥向にて嚴重なる方なりしか、溫和なる方なりしかとの間に對しては、極めて溫和にして、皆意を安んじて奉仕し得るを歡び居たりと答へたり、又獨り奥向のみならず、表方にて、平常威儀正しき方なれど、近習向に對しても、萬に溫和なりしと言ひて、左の例を擧げたり、小性に村山某、安中某の二人あり、性極めて魯鈍にして、其奉仕の情態は、傍より見るも齒痒きほどなるに、直弼は會てうるさしと思ふ様もなく、其は兎せよ、此は角せよと、特に溫言を以て教へたり、而して此二人過失あるときは、筆頭又は相番の者へ、彼はア、イフ人につき、其方どもにて氣を付遣し候へ」とぞ命じけるとなん、此一事にて、他は推知すべきなり、又日用細事にまで注意せしか、細事は、顧みざる方なりしかとの間に對しては、随分些細の事まで注意あり、萬に抜目なかりしやうに覺ゆ

れども、口やかましく言はざる方なり、但し近習向の教諭は、念の入りしやうに覺えたりと答へたり、直弼、嗣立の初め、特に近侍を誠飾する令を發しぬ、其文に曰く、すべて近習向の風儀行跡は、衆士の龜鑑たれば、特に意を用ゐよと、されば常に此趣旨を以て近侍を教諭したりとは見えたり、さて又平生下を憐れむ情に於ては、細事にまで顧慮して、其到れり盡せること、尋常大名の比にあらず、直弼、曹司中雨天には、勤向墓參など、巳ひを得ざる外は、他出せざるを例とせり、此は曹司中は、供の士分以下、徒士に至るまで、ハネ股立とて袴を少し褰げ、半草履を穿つ制規なれば、雨中其困狀を厭ひてなりとぞ、家を襲ぎし後、一日旅行の途次、小憩す、既にして小性某出て、押後の足輕に御立觸を命ず、御立觸とは、扈從の士卒に出發を徇ふることなり、然るにやがて又直弼内より某を召し、何事か命ずる様なりしが、某再び出て、御立觸を停め、且つ從士大和田茂太夫の傍に來りて曰ひけるは、主公余を召して、茂太夫今飯を食ひ居れば、立觸見合せやれと命じ給へり、ゆるくたべられよと、かゝる類

の逸話いと多かれど、今は煩雜を厭ひて、唯一二を掲げつ、又現今傳はれる直弼の遺書の中、其性行を窺ふべきもの多かる中に、左の一書の如きは、尤も以て直弼の眞面目を観るに足る、讀者よ、請ふらくは此一書を熟讀玩味して、而して嘗て其想像に描く所の直弼の面目と比較し來れ、蓋し思半ばに過ぐるものあらん、

鬱陶敷天氣に御座候ところ、ますく御機げんよく恐惶ぞんじ上候左様御座候得ば、來る十八日十九日兩日、内祝能申付候間、先づ十八日御出之義申上候が、もし兩日共御覽も遊され度思召候は、兩日御出にてもよろしく、いづれ仕廻は夜に入り申べく、左候得ば、よく日も早く御坐候間、其御住居へ御歸りに成候ては、御面倒之御義、一かう御一宿遊され候て、御覽遊され候方、御都合もよろしくと、ぞんじ上候間、此段伺申候、もちろん私方にては、指間も御坐なく、用人へも一寸咄候處、何も御子細なくよし申居候、いづれ御不自由は申までもなく、恐入候次第かへつて御迷惑にも思召候は、



しいて申上候には御坐なく御遠慮なく思召次第に願上候番組御覽に入
候此二日目に御坐候三輪神遊狂言腹鼓は随分めづらしきものに候ま
かたぐ申上候とくと御考右之通り二日つゞき御出被下候御義に候は
ば只今より御泊懸けと申も何か仰山にも聞え候間其御つもりさへ御坐
候へば先初日はかりといたし置俄に御居つゞけに御覽遊され候様に成
候てもよろしく何れにも思召御伺申上候十五日に老女を一寸さし出候
ま其時分に成とも御取さはめ仰下しおかれ候様願上候將又此度は俊
操院殿重麻呂ばかりに御坐候池端六本木も申上度候得ども此度は表奥
とも何分ござつ致候ま残念ながら又々別に申上候と存居候此段も
御心得までに申上置候此帖たゞ今もらい候まめづらしからず候得共
御覽に入候めて度かしこ

後名月

返く不同之季候に候御厭ひ遊され候様ぞんじ候今晚も月ほどふ

かむつ、かしき事と存候、かしこ、

御母上様

かもん頭

御もとへ

此は養母耀鏡院に贈れるものなり、耀鏡院は養父直亮の室にして、與板藩主井伊直朗の女なり、是時中屋敷に住めり、文中の「俊操院」は、兄直元の室にして、叔父直致の女なり、重麻呂は、今の子爵井伊直安君なり、直弼の三男にして、與板藩主井伊直充に養はれぬ、池端は、直弼の姉高田藩主榊原政養室を指す、榊原氏の中屋敷上野不忍池の附近に在り、故にしか云ふ、六本木は、直弼の姉延岡藩主内藤政順室を指す、内藤氏の中屋敷麻布六本木に在り、故にしか云ふ、直弼が事に臨みて縦横に思慮を廻らし、豫め次第を立て順序を整へて、些少の差誤なからんことを期せしは、概ね此類なり、而して其賓客の招待に就て、此の如き用意ある所以のもの、恐らくは之を茶道の修養より得來りしならん、直弼自筆の著書に「茶湯一會集」といふものあり、凡そ茶湯一會賓主の用意

作法より、茶室の装置庭前の洒掃に至るまで、一も洩らすこと無し、其茶湯約束之事といふ條に曰く

茶の湯約束は、大抵七八日又は五六日以前に日限を極め、扱定日の前日、いよくと申約束、主客互に參を以て挨拶に及ぶ事、是を前禮と云、中、兎角に茶事の約束は、たしかに仕る事、肝要なり、二半に申せば、互に決しがたし、

又曰く、
敬客には、御相伴、誰々に仕可然哉と、正客の意にまかせ相極め可申云々、

又曰く、
相客吟味と云事、茶の湯の客を招くには、相互にむつまじく知り合たる人を組合せて云入べきこと肝要也、もし又互にしらざるを無據組合するに、は、双方へ兼て内意を言入て同心の上治定いたす事なり、客方にも、定日以前に尋行て、知面に成りて、何日には何方に於て御同座可仕、隔意なき様にと頼み置たるがよきなり、扱又累年茶道を好みて、常にしたしき茶友にも、

性來不作法なるものも間々あるものにて、左様の輩を心懸ふかき功者の客と組合ては、ちのづから座中の作法も亂れ、一會の實情をうしなひ、申分出來くるものなり、能々相客の吟味を可遂事、亭主專一の心懸なり、もし此事、不吟味にて、申分出來たる時は、亭主の誤りといふべし。

茶の湯の催と能樂の催と、其の趣こそは異なれ、賓客に對する主人の心掛に至りては、敢て異なるなし、寧ろ茶道の精神を萬事に應用してこそ、其本意を得たりとは謂ふべけれ、されば今此説を以て彼書翰と對照するときは、さながら其應用の一例を示すものに似たるも亦宜ならずや、夫れ僅に家庭の一瑣事に就てだに、其用意の周到なること此の如し、況して天下國家の大事に對しては、其思慮を廻らすことの深かりけるは、想像に餘りあるなり、此一文は、咄嗟の間不用意に作られしこと、其筆蹟に徴するも明なり、而して其誠意筆端に流露して、溫情掬すべく、些少の修飾を加へずして、しかも首尾渾然として一名文を成すもの、豈一朝一夕の素養の致す所ならんや。

第三章 井伊直弼の開港論

第一 溜詰の責任と彦根藩の面目

直弼の名は、開港に由りて高く、開港を説けば、必ず直弼を想ふ、實に直弼は開港の大立物なりけり、されどつらく世の直弼を説く者を見るに、あるは開港家と稱し、あるは鎖港家と呼び做して、其真衷を穿てる定論に至りては、我未だ之を聴かず、固より直弼が局に當りて開港を斷行せしは、事實に於て争ふべからざる所、されど同時に其思想に於ても、いみじく開港説を抱きしや否や、當時の史を語る者今も猶ほ多く謂へらく、直弼初めより敢てさる定見ありしにあらざ、唯他の強迫避くるに由なくして、心ならずも之を斷行せしに過ぎず、其斷行の功は稱すべし、されど開港家を以て目すべき人に非ずと、げに直弼は鎖港の頑見を以て立ちし人なるか、抑も亦夙に開港の説を持して、後之を當局に實行せし人なるか、直弼が開港の偉業は萬古不滅、其光輝

を失ふこと断じて無しと雖も、其人物は、此見識の如何に困りて、大に高下せらるべし、いて是より直弼が開港に於ける心事を説き、又章を改めて其隠れたる事蹟を明にし、以て其冤雲を掃ひ去らん。

直弼は、嘉永六年の春、日光廟に詣て、彦根領なる下野の佐野を巡視せんが爲めに、江戸を發して、東北の旅程に上りぬ、去年八月、長崎に来れる和蘭船將は、米艦將に來らんとする由を幕府に告げ知らせつ、事固より廟堂の機密に屬すれども、大政參與の地位に在り、且相摸警衛の事に任ぜる直弼は、之を知りたりければ、其發するに臨みて、大に留守を警めつるが、何事も無くて止みにき、江戸に歸りて後、間もなく就國の期至りしかば、二たび心を残しつゝ、江戸を發して、六月朔日、彦根に歸りけるに、七日の夜、急使相摸の警衛隊より電馳し來りて、米艦渡來を執じぬ、直弼報に接して、即夜股肱の臣を會して討議せしめつ、先づ老臣に命じて江戸に下らしめ、一隊の士卒をして、相摸警衛の援に赴く用意を爲さしめき、其隊將に發せんとせしに、東來の報は、米艦平穩

の模様を告げたりければ、やがて其出發をば止めたり、直弼は、自ら出府の命を幕府に乞ひけるが、其書未だ達せざるに、召命已に彦根に達しぬ、急ぎ旅裝を調へて、東下せんと欲せしかど、偶々病あり、期日に至りて發することを得ず、七月に入りても、尙ほ快からざりしかば、直弼焦慮禁ずること能はず、遂に病を力めて彦根を發し、二十四日江戸に着きぬ、是より先、幕府は、米國國書の譯文を幕吏諸侯に示し、其處置に就て意見を徵せり、直弼も亦國に在る日之を見たりけり、今江戸に出て、第一の勤務は、之に對して意見書を上つることとなりき、八月十日、先づ簡略なる意見書を上つり、二十九日、再び重要な意味を含める長文の意見書を上つれり、直弼は、何が故に兩度に意見書を上つりしか、是れ蓋し直弼の深き思慮ある所、先づ此點を説明せざるべからず、當時諸家の献策、其議論紛々たりと雖も、詮ずる所戰を主とするものと、和を主とするものとの二つの外には出てざるなり、直弼が兩度の意見書を比較するに、二つながらさすがに戰を主張する點なく、其あくまで平和の手段

を以て事を處せんとする精神を見るべし、されど同じ平和論にても、二書の間には精粗硬軟の差違あり、第一の書にては、一言祖法の改革舊制の破壊に及ばず、かゝる事は皆あるがまゝにして、體よく外客に應接せんことを目的としたれば、事實の觀察は皮相に止まり、論旨も亦徹底せざるなり、之に反して第二の書にては、目前切迫の事實に對して、出來得る限り適切なる方略を講ずることを主眼として、之が爲めには祖法を改むるも可なりとまで論及したれば、其觀察は深く事實の裏面に入り、其所説剴切にして、論斷亦明快なり、而して第二の書中に明言する所の、對外策の大眼目ともいふべき、籠城退嬰の舊習を破りて、海外に打て出づる策は、已に第一の書の末文に暗示せられたるを見れども、此書のみを見ては、文意猶ほ曖昧にして、其趣旨を捕捉するに苦しむ、畢竟第一の書は、申譯ばかりの建言にして、今日此書のみを見れば、政治上重要な地位を占めたる井伊氏の意見としては、無責任に過ぐる感あり、されど第二の書に至りて、滿腹の經綸を吐露して、頗る痛快を極め、又遺憾

なきなり、要するに此二つの書は、相關聯して離るべからざるもの、之を併せて以て直弼の精神を窺ふべく、さながら一つの論文の序論と本論とを成すもの、如く、又武術の表の形かたと裏の形かたとを見るが如きなり、

初め此二つの上書は、同時に呈すべく起草せられたるが、直弼思ふ所やありけん、先づ第一の書を上つり、尋て再度の諮詢あるに及びて、第二の書を上つてけり、其草稿に題して『別段存寄書』といふ、其機密の上言たること知るべきなり、さて何が故にかく表裏二様の意見書を作り、又殊更に之を二度に分ちて呈せしか、其深意の在る所文書の徴すべきもの無しと雖も、當時の事情によりて推すときは、略、想像せられつべきなり、其頃は、社會一般に祖先の立てし法度を以て、無上の良法と心得、之を改むることを以て、宛かも罪を犯すにも等しきほどの事と見做し、時代なれば、縦し幕府の下問書に、忌諱に觸るゝ説たりとも、遺憾なく吐露することを期せよとは命ぜられたれども、平和の國狀を維持せんが爲めには、祖法の變革をも辭せずといふが如き、時

流に越えたる高見は、げにあからさまに世に表白するを憚かりしなるべし、固より説を立つる上は、毀譽褒貶敢て辭する所にあらざれども、好て奇説を吐くものと爲して、無下に退けられんは本意にあらじ、いたく實際を重ね、又能く責任を知れる直弼、徒らに其言を大にし、其語を壯にして、以て一時の快を取るよりも、寧ろ其聲を潜め、其辭を緩にして、以て其説の要路に容れられんことを主とせしなるべし、直弼中川祿郎をして起草せしめし『別段存寄書』の草稿中、

交易之儀は、國禁なれど、有無相通ずるは、天地の大道也、天地の間に住して、其道に背くも、吾好む所にあらず、と云ふ條に附箋して、

天地の間云々よりあらず迄、交易をする方に力入る様に聞えてあし、除文にてはいかゞや、といひ、又

直弼書下
重永二年七月廿七日
大藏大臣外務大臣
直弼書下
重永二年七月廿七日

直弼書下
重永二年七月廿七日
大藏大臣外務大臣
直弼書下
重永二年七月廿七日

直弼書下
重永二年七月廿七日
大藏大臣外務大臣
直弼書下
重永二年七月廿七日

國禁なれど以下へ、時世に古今ありと入る方可然哉、
といへり、交易を許すの可なるを言はんと欲して、猶ほ時論を慮り、殊更に交
易許可を懲慝するにあらずして、時勢止むを得ざるの策に出づるの意を示
さんとす、又以て直弼が説を立つるに意を用ゐるの深きを見るべし、かゝれ
ば第一の上書は、今日より見ればこそ、無責任の感はあれ、當時普通の思想よ
り見れば、寧ろ第二の上書よりも、事宜に適する感ありしなるべければ表面
上此を以て井伊氏の意見と定め、さて大政參與の責任上、更に其真衷を暴露
して、變通の策を建て、之を廟堂の秘議に供へしものなるべし、さて又此方よ
り進みて同時に二通の上書を呈すると、先づ一通を出し置き、やがて彼方の
需に應じて、更に痛切なる意見書を呈するとは、其効力の上に大なる差ある
べし、思ふに直弼第一の書を上りて後、要路の人に對して、別に意見書を上つ
る意あることをほのめかし、ならん、それと悟りて表面的の意見に満足せ
ず、更に切實なる意見を促し、もの、恐らくは聰明なる阿部閣老が思慮なる

べし、第一の上書呈出の前三日、藩老岡本半介が直弼に上つれる建言中に、直弼の上書案を示され、又直弼親ら徳川齊昭阿部閣老等と討論に及びし次第を承りて、大に心を安じつる旨を述べたり、討論の次第はいかなりしか、文書の微すべきものなければ、妄りに断じ難しと雖も、思ふに是時は其満腹の意見を吐露して、激しく抗争することはなかりしならんも、さりとして追従輕薄に、心にもあらぬ主戰論を唱へて、迎合を専らとするが如きことはあるまじければ、必ず其本意の一端を吐露して、水戸一流の主戰論に一矢を酬いしなるべし、第一の上書は、此討論の後に呈せしものなれば、阿部閣老が之に満足せずして、更に忌憚なく意見を述べたるものを求めしも、亦宜ならずや、

當時諸侯の建言は、たゞに諸侯自身の實愚明暗を知るべき微證たるのみならず、又其家臣の意見を代表するものとして、一藩の士風を卜すべき資料なりき、されば直弼其意見書を作るに當りて、溜詰の重き責任を思ふと、いもに、又必ず武功赫赫たる彦根藩の面目をも慮りしなるべし、當時彦根藩は、相

模海岸の警衛を承り、常に一隊の兵を是地に派遣して屯せしめ、ベリ、提督久里濱に上陸せし時も、二千餘人の士卒を出して警衛せしめたりき、かゝれば一朝異船と平和の交渉絶えて、江戸灣頭砲聲轟く折は、彦根藩は、此灣口の警衛を承れる他の三藩と力を合せて、第一に之が防禦の任に當らざるべからず、抑も彦根藩の士卒は、米艦渡來の時、眼前に進退自在の蒸汽船を見、且つ久里濱上陸の時、應接に携さはりし幕吏の筆記中に、進退節度目を駭かせりと評せる彼が護衛隊の行動を見て、其武力の蔑るべからざるを悟りしなるべく、直弼も亦其模様を傳聞して、其持論たる非戰論に、新しき論據を得しなるべし、さりながら、縦し心には必勝期し難しと見るとも、君命とあらば、敵に對して逡巡せざるは、武士の面目、眼のあたり異船を見て、慮したるが故に、和を唱ふといはれんは、口惜しかるべく、彦根藩の面目として、平和論を以て世に立たんは、げに心苦しき點もありしなるべし、況して直弼相模警衛の一事に就ては、數年來人知れず心を痛め思ひを焦しけるをや、

彦根藩が相模警衛の命を受けしは、弘化四年にして、直弼が嗣君に立ちし翌年なりき、直弼は、かゝる邊備の用に供せられしを以て、一家の大瑕瑾と爲し、徳川先鋒の特命京都守護の密旨を受けたる家格を傷つけられたりと爲して、大に之を憤慨せり、其頃直弼の書狀に、其命に對する善後策を吐露して、當家之儀は、大古より深き主意も有之事故、旁以御斷御申立之御評議も可有と遠察致候、此度直様御申立通りさへ致候へば、頂上之事に候へ共、右申入候通り之主意合有之中々以並々之事にて被仰付候儀共不被存候間、只今御斷は、少々通り兼可申敷と存候、依て我等存候には、先一旦人目を驚し候程、手厚く相勘、扱其上に、得と利害を解、御斷に相成不申ては、治り申間敷と存候、只今御腹立にて、下手成事申出候ては、還て後之障りに相成可申哉と、此段心配致候、

といひき、即ち潔く一たび台命を奉じ、以て己が盡すべきを盡し、さて後に家格を恢復せんとするものなり、されど實際の守備は、直弼の希望を充すに足

らざりけるが、直弼又忍びて之を傍觀し、時の到るを待ちたりき、藩主と爲るに及び、徐ろに其宿志を遂げんと欲し、嗣立の翌年、就國に先ちて、相模警衛の地及び村落を巡視せり、發するに先だち、金五百兩を散じて、幕府委托の地に惠與し、其地を巡視するに及び、詳に地利を察し、守兵を増して、益、武備を嚴にせり、是れ米艦渡來の二年前の事なり、かゝる際なれば、直弼其外交策を案ずるに當りて、内外種々の關係を考量したゞに、廟謨の宜しきを工夫するのみならず、又藩の名譽といふことにも一考を煩はし、こと想像すべきならずや、知るべし表裏二様の上書を呈せしは、其苦衷の存する所にして、即ち彦根藩の面目と溜詰の責任と兩全の策として、案出せられたるものなることを、

第二 蒸汽船の發明と世界の大勢の變化

我邦が、十六世紀の半頃より、凡そ一世紀の間、自由に歐羅巴人と交通して、相互の關係益、親密ならんとせし時、忽ち態度一變、鎖港の政策を執り、爾後二

世紀の久しき、此制度を嚴守して、閉洋孤立の國狀を維持せしことは、世界史上の一奇蹟とも稱すべきなるが、鎖港後の我國防制度こそは、實に此政策にも超えたる史上の珍事實なりけれ。

讀者請ふ試みに當時の社會を想像せよ、國民の中流以上は悉く武士なりき、而して武士は、全國の主なる都市に城郭を構へ、城壁城濠幾重に廻り成して、其中央防備尤も堅固なる一郭に、其地方の領主居然として館を構へ、其周圍に、上は一門老臣より、下は徒士足輕に至るまで、それく身分の高下に應じて、第二郭第三郭と順序を立て、住ひつ、城市の大部分は、即ち武士の薨を併ぶる處、町人は、僅に其一部分に居まり住む、又百姓は、此城市を圍繞せる田畝を耕して、武士の生活を支へ、其餘力を以て、辛うじて其一家を支ふ、之に反して、武士は、平常政務を執り、弓馬を練る外に、何等國民の生産に携さはることなし、又此地方の領主は、將軍家に對する義務として、隔年交代して江戸に參觀す、昇平二百年の後に於て、其行粧の嚴めしくして、且つは其江戸の藩邸

に駐屯せしむる所の人員の夥しきこと、猶ほ戰國時代の行軍に異なるなきなり、封建制度は、畢竟武備機關にして、社會の文物制度皆武を主とせざるはなし、たとへば教育に文武を併せ稱ふ、されど皆是れ武の爲めなり、社交に廉耻禮儀を尙ぶ、要するに軍隊に規律を重んずる精神に外ならざるなり、産業を奨勵し、農耕を改良す、畢竟強兵の爲めのみ、經世の士其憂ふる所は、武士の窮乏なり、士風の頹廢なり、隨ひて其畫策する所、皆武士を中心とせざるはなし、世を擧りて武備に力を用ゐること、夫れ此の如し、しかも其目的は、専ら内に對するもの、外に對しては、四面環海の國なれども、荷船の外五百石以上の大船を禁じて、沿海警備の軍艦といふものもなく、軍港といふものもなければ、海軍の操練に勉むる要もなし、全國の沿岸中偶々國防の備らしきものあるは、僅に長崎の一區域のみ、即ち唯此一港を以て、外國應接の地と定め、外國との通信も通商も、其他の奉行をして之を司どらしめ、平生事無き時は、鍋島黒田の二氏をして、交代警衛の任に當らしめ、事有る日には、西海中國四國の

諸大名をして之を應援せしめつ、若し兵學上の語を假りて之をいへば、此な
 ん局地防備といふものなる、此は限りある區域の防備としては可ならんも
 之に頼りて全國海岸の防備を全うし得たりと爲すは、宛かも家の周圍を明
 け放ち、唯門構のみを嚴めし、枕を高うするが如きなり、豈又危からず
 や、さて此一國の門戸とも玄關とも稱ふべき區域の防備は、常住不斷寸時も
 絶ゆることあるまじき筈なれども、實際は然らず、局地にしてしかも定期な
 りき、武鑑に二氏が警衛の事を記して、御兩所半年代りと言へり、一見一年を
 二季に分ち、季毎に交代するの意なるが如しと雖も、然らず、實は隔年交代に
 して、其期間は舊曆四月より九月に至る六ヶ月なり、而して十月より翌年三
 月に至る六ヶ月は、防備撤廢の時期なりけり、豈又奇ならずや、

國防にかゝる期限あるは、今日の思想を以て見れば、頗る奇異の感あり、さ
 れど當時の形勢より推すときは、げにさるべき事としも覺ゆるなり、さて其
 説明は、之を地理學の智識に待たざるべからず、其頃は軍艦も商船も皆帆船

なりき、短距離の沿岸航海には、一方向の風を利用して、種々の方向に進むこ
 とも得べけれども、長距離の遠洋航海には、一定の風位を要す、天人類に幸し
 て、一定の風を生ぜしめ、唯此自然力に依りて船を進むる時代に、能く波濤萬
 里の外に有無相通ずることを得しめたり、されど又海岸を守り外寇に備ふ
 る者にとりては、此一定の風の吹く期間こそは、尤も警戒を嚴にすべき時な
 りけれ、長崎にては、舊曆四月以後九月に至る間を汛季と稱して、南洋及び南
 支那海の方面より、定期の西南風に乗りて來る異船を警戒する時期と定め、
 十月以後翌年三月に至る間は、東北風吹きすさびて、南方より渡り來る能は
 ざる時なれば、防備を嚴にする必要なしと爲し、なりき、

米艦渡來より六十七年前天明六年といふに、仙臺の林子平『海國兵談』を著
 して、江戸の日本橋より支那和蘭に至るまで、際涯なき一條の水路なりと喝
 破し、當世の習俗にて、異國船の入津は、長崎に限り、他の港に船を寄すること
 は、成るまじきやうに思ふは、太平鼓腹の人と稱ふべしと嘲り、日本國中東西

南北を論ぜず、悉く長崎の港の如くに砲臺を設けて海警に備ふべし、就中江戸灣の防備を以て、其始と爲すべしと唱へにき、是よりして海防の問題漸く識者の注意する所と爲りけるが、寛政四年、露西亞人蝦夷地に來りて、通信通商を請ふに及びては、豫言者の警告正しく實地に證明せられ、古來外國接對の地たる長崎にのみ防備を堅くして、一國の安全保ち得べしとも見えざるにき、されば是歲幕府にては、沿海の諸侯に嚴令して海防を戒め、翌年老中松平定信親ら足を擧げて豆相の沿岸を巡視し、房總の地へは幕吏を遣して、見分せしめ、又蝦夷地へも幕吏を遣して、露人に應接せしめ、南部津輕の二氏に命じて、警衛の兵を出さしめ、かくて江戸灣口に警衛の地を設けて、砲臺等造築すべき評議ありけるが、定信退職して其事猶豫せられ、蝦夷地にては、寛政九年、彼の二氏に爾後松前箱館の地に兵を置くべきを命じ、幾くもなく松前氏領地の内東蝦夷地を收めて、幕府の直轄地と爲し、二氏の兵をして、更に東北方に進みて、其要地に屯せしめ、文化元年、露國使節長崎に來り、同

じき三年より四年に亘りて、露人しばしば北邊に寇し、同じき五年、英船長崎を擾がすに及びて、幕府は益々海防の忽にすべからざるを悟り、江戸灣にては、會津の松平氏をして相模を警衛せしめ、白河の松平氏をして房總二國を警衛せしめ、蝦夷地にては、其全部を收めて、幕府の直轄地と爲し、長崎の例に倣ひ、平時は南部津輕二氏をして警衛せしめ、事有る日には、奥羽の諸大名をして之を應援せしむる事と定め、但し長崎の警衛は、隔年交代なれども、蝦夷地は、警衛の範圍廣漠なれば、三氏をして同時に土地を異にして警衛せしめ、是より後、江戸灣北門の防備時に盛衰なきにしもあらずと雖も、曾て絶ゆることなくして、幕末に及べり、

かく鎖國時代の末に當りて、國防は、長崎より二方面に擴まりつれども、猶ほ局地防備の性質を失はず、而して江戸灣の防備には期限なかりしかど、北門のそれには期限ありき、舊曆三月より八月に至る六ヶ月は、特に防備を嚴にして、多數の兵士を駐屯せしめ、九月以後二月に至る六ヶ月間は、之を弛め

て警衛人數を減少せりされば鍋島黒田二氏の參觀交代が長崎の警衛と關聯して、十一月若くは十二月參府、二月就國と定められつること、南部津輕二氏の參觀交代も、是時北門の警衛と關聯して、十月參府二月就國と定められき、さて長崎警衛の期限は、風に起因するものなること、上文に説く所の如しと雖も、北門のそれは、風と季候とに起因するものなり、春より秋に至る間、北海の風波穩にして、且つ風位は南風を多しとすれども一定せず、種々の方面より是地に渡り來るに便なり、故に此期間を渡海の時期と定め、之を旬季と稱せり、恐らくは汛季より轉ぜしものなるべし、秋より翌年の春に至る間、風位北より渡るに便にして、南より渡るに便ならず、されど此間風波荒くして、航海困難なるのみならず、嚴冬中は一面氷海と爲りて頗る危険なり、故に此期間は、本州より蝦夷地の北部への通航絶ゆるとも、もに、大陸よりして是地に渡り來ることも亦難かりしなり。

西洋人が初めて我邦を訪ひける時代には、彼我の武備に大なる逕庭あり

しとも覺えず、寧ろ我武威の盛なること、足親しく此土を踏みし者は言ふも更なり、歐洲に在りて東洋の一隅に日本といふ島國ありと、かつく傳へ聞ける者に、だに、いたく畏敬せられたりき、當時戰國の世、我士氣の猛烈にして、風俗の殺伐なるは、いたく來訪の西洋人を驚かし、と見え、彼土の人の我風俗を記せるものには、嘖々として我武勇を嘆稱せり、しかのみならず、伊達政宗が使節を歐洲に派遣せし時、新イスパニヤ總督は、我武威に怖を懷き、一書を本國に贈りて、かゝる國と親交を結ぶは、熟慮を要することなりと、我幕末の論者の如き説を主張せり、ざるに我邦鎖港の政策を探りて、外列國と競はず、内恬熙治を爲して、又劍戟の用を見ざりし間に、歐洲に在りては、中世の封建割據の勢、破壊の日愈、遠くして、各國の中央集權益、確固に、國際の關係愈、密切にして、列國の競争益、激甚なり、三十年戰爭、西班牙王位繼承の亂、獨乙帝位繼承の亂、七年戰爭、佛蘭西革命の亂、拿破崙戰爭等、多年に亘りて歐洲の天地を震撼せる大戰爭相繼ぎて起り、之が爲めに武器の進歩、戰術の發達、兵制の

完備日を追ひて隆盛を致し、終に彼我の武備大に懸隔して、天淵も管ならざるに至れり、武器に於ては、精銳なる銃砲盛に使用せられて、弓槍及び舊式の火繩銃用を爲さず、戰術に於ては、部隊の訓練重んぜられて、封建武士が一騎打の功名を許さず、特に第十九世紀に入りては、隊伍の節制の下に、各兵の自發の行動を重んずる散兵といふもの發明せられて、普魯西のフリードリッヒ大王の時代に進歩の頂點に達せし舊式の横隊戰術一變せしかば、我邦にては、此横隊戰術採用の後、幾くもなく之を捨て、更に散兵式を用ゐることゝなれり、兵制に於ては、舉國皆兵の主義の下に、壯丁徵募の法採用せられて、世襲の武士後へに墮落たり、かゝれば、此新銳の武力一たび我を威壓するに及びては、いかでか我舊來の武備機關に大變動を起さてやあるべき、甘んじて其威力に屈從すれば、則ち止む、若し此に對抗して、獨立國の面目を保たんと欲せば、當に新式武器の輸入戰術の改正兵制の變革を必要とするのみならず、政治の體制社會の組織すらも亦一變せざるべからず、維新當初の王政復

古開國進取封建破壊の大變革こそは、實に此必要に應じて樹てられたる大國是なり、けれ、東洋に國を建つるもの、概ね此西來の武力に對して採るべき方針を知らず、あはれ屈辱の悲境に陥りしもの多かる中に、獨り極東の一島國、昔日の餘威未だ衰へずして、容易く外敵の犯す所と爲らず、平和の國交を維持する間に、世界無比の大同化力を以て、急遽採擇忽ちにして、其國狀を一新し來る、何等の偉觀ぞ、何等の榮譽ぞ、

さはあれ、萬里絕域の島帝國に、かく武備の改革より進みて政治及び社會の變動を必要とするに至りしは、畢竟歐洲の勢力近代に至りて俄に東洋に發展し、彼我の交際大に密接し來りしが故にして、而して世界の大勢にかゝる變調を生ぜしは、蒸汽船といふもの發明せられ、天涯も比隣の如き交通便利の世と爲りしが故なれば、此新利器の發明が、我邦舊來の國防制度に與へし影響に比ぶれば、武器戰術兵制等の變革は、寧ろ第二位に立つものとなつべきなり、從來船を進むるに二つの方法あり、水を漕ぐと風に乘ると是なり、

水を漕ぐものは進退自在、意の欲する所に嚮ふことを得と雖も、人力に依るが故に、長途の航海に堪へず、又風浪に抗する能はず、風に乘るものは自然力に依るが故に、久しきに堪ふと雖も、一定の方向を限らるゝ不便あり、今自然力に依りて水を漕ぐ所の蒸汽船といふもの發明せられて、長途の航海に時と場所とを擇ばざるに至れり、抑も蒸汽船發明せられ、交通便利の世となりつることは、夙に蘭人によりて我邦に紹介せられ、弘化元年、和蘭國王の忠告書にも、蒸汽船創製せられしこのかた、各國相距ること遠きも、猶ほ近きに異ならず、世界萬國互に好を通ずる世とは爲りにたれば、日本の幸福なる地をして兵亂の爲めに荒廢せざらしめんと欲せば、異國人を嚴禁する法を弛めよとは言ひたりけり、されば時には蒸汽船來るべしなどいふ風説もありけると見え、弘化四年八月、直弼の書狀にも

冬氣に相成ては、最早異船參り申間敷とは申候得共、何共難計、此節不愷咄には候得共、火船參候と申風説も有之、

と言ひき、此は從來の通り帆船のみならんには、冬季渡來することもあるまじけれど、蒸汽船とあらば、何時來らんも測り難し、油断すべからずとの意を述べしものにて、是歲二月、彦根藩相模警衛の命を受けたれば、かくは警戒の意を洩しつるなり、さりながら我邦人の之を實見せしは、ペリ、提督渡來の時を以て始めとす、實にや百聞は一見に如かず、是時二艘の蒸汽船が浪を蹴立て、乗込みしには、我人心いたく驚動し、當時入港の景況を記せるものにあるは、其速なること飛ぶが如しと評し、あるは其迅速なること譬ふるに物無しと嘆じ、あるは進退出沒不思議なりと感じ、あるは水上自在の海城ぞと稱へ、あるは乗込むや否や、船をば逆に漕戻したる手際迅速自在なること眼を驚かせりと讃め、皆驚嘆の感想を吐露せざるはなし、

蒸汽船の發明は、我國防の局地と定期とを同時に破壊せるもの、米艦渡來よりして、國防は全國の沿岸に擴張せられ、四時絶ゆる間なく、海警を嚴にせざるべからざることは、なりなき、初めワットの腦中に偶然浮み出てたる

思想が世界の大勢に大變化を生ぜしめ、延きて我國狀に及ぼし、影響の容易ならざるを見るべきなり、さて此世界の大勢の變化といふことこそは、直弼の開港論の基礎なりけれ、直弼常にいへらく、近年外國船のしば／＼來るもの、世人或は天保中攘夷の令を廢し、薪水食料を與ふることを公布せしに根づくといふものあれど、余は以爲へらく然らず、蓋し宇内の形勢變遷して、世運の開進するに基するものなり、さるに若し仍ほ舊を守りて、往時の觀を爲し、猥りに夷狄を以て遇するときは、恐らくは還りて侮辱を受くるに至らん、膺懲の典今日擧げ行ふべき時にあらず、當に之に應ずるの良策無くはあらべからず、而して最も深謀遠慮すべきは、國體を失はざるに在り、是れ余が憂慮して措く能はざる所なりと、されば彼の上書にも、反復時勢の事を陳述して、あるは

未々の見込和漢の時勢篤と相考候へば、皇國海中に獨立し、外國に氣を被吞、籠城退縮之姿に成候ては、往々可憂場に至り可申歟、

と言ひ、あるは

寛永十二年以前は、長崎堺京都等に御朱印船九艘有之處、大猷院様御代耶蘇御制禁に付、右之九艘航海御停止、閉洋鎖國之御法被爲立置、通商は支那和蘭に限り、其餘は一切御免許無之候、然るに當今の勢を以篤と相考候處、近年外寇之萌芽を察し、頻りに患國の英雄憤士之先識議論紛々たりしも、今時之急變に相臨候ては、御古代之如く、前條閉洋之御法而已を押し、天下靜謐、皇國安體之御處置可有之、共不被存、

と言ひ、あるは

交易之儀は國禁なれど、時世に古今の差あり、

と言ひ、あるは

國體時勢を量り、永世皇國蕃夷之憂なく、海内靜謐に御守護被遊候は、たとへ祖宗之御法に沿革増損御座候共、却て神慮に被爲叶候はん歟と奉存候、

と言へり、又以て直弼の意重きを時勢の變化に措き、之に應じて機宜の對外策を案出せんとするにあるを知るべく、其着眼の凡ならざるを見るべきなり、而して大老時代の書類には、しばしば、蒸汽船發明の事を言へり、

蠻夷の形勢往古に遠ひ、蒸汽船等發明いたし、天涯も比隣之如き航海の術、
 相開け、軍制、兵器等實戰に試み、追々強國と相成候趣に付、古制に根着致居候ては、今日に増候憂患可生も難計、

とは假條約調印斷行の後、徳川齊昭に贈りし答辯書中の語なるが、其頃關白九條尙忠に贈りし辯疏の書翰、及び直弼の作りし奏上の草案にも、此と同様の語を反復し、又大老の公用人が齊昭父子等推參登城の時の辯論を筆記せるものにも之を反復せり、又以て直弼が世界の大勢の變化に就て、其要領を感得せるの樂を見るに足りぬべし、之に反して齊昭の書には、近年異國船のしばしば、我を劫かすは、屢に攘夷の令を廢して、薪水食料を與ふことを公布し、我内兜を見透されたるに因るなれば、宜しく祖宗の舊典を修めて、異國

船の近海に出沒せざるやう勉むべしとの意を、しばしば、反復せり、同時代の人が同事物を觀察して、其結論のさばかり相違するも亦奇ならずや、

第三 彼我武力の比較に本づける非戰論

凡そ實地の局面に應じて見る所を定むるは、實際を重んずる政治家の習なり、直弼も亦此方面の人にして、其對外策が重きを時勢の變遷に置きつるからは、外交の局面發展して、海外切迫の事情愈々明なるにつれ、其意見も亦進歩して、次第に粗より精に進み、益々空論を避けて實際に適ふやうに打算せられたるは、眼識ある政治家として當然の事なり、さりながら直弼には、いかなる場合にも、其考案の基礎と爲りて、其一生の間外交上の事業を一貫せる精神あり、其は外國に對して平和の國狀を維持することなりき、當時外船の我邦に來りしもの、其意概ね平和の目的に存して、要するに求むる所は多く交易の利に外ならず、ざるに我は偏に武人武に噓りて、彼れ醜虜妄りに我神州

の寶土を窺窺すと憤慨し、友意を以て來る者をば、待つに敵意を以てし、異船の影さへ沖に見ゆると聞けば、忽ち戰爭を豫想し、腕を扼して攘夷の聲を擧げたりけり、中には文永弘安の國難を聯想して、敷島の大和心を人間は、蒙古の使斬りし時宗など、慷慨して、要路の人を諷するものもありき、直弼も亦武人にして、兼て國學を修めたり、されば其對外の意見も、多く武流の思想より出で、尤も國體の保全に重きを置きしは、亦間はずして識るべし、しかも其取る所は、終始非戰論なりけるこそいと興あることなれ、

天保時代世は太平を極め、彦根も直亮の治下に於て、一世の樂波に漂ひける折柄、獨り直弼は、身を埋木舎の寒居に沈めて、只管心を文武の攻究に潜め、氣を修め膽を練る業に餘念なかりし様は、已に叙べつ、さまざまの事を學べる中に、兵學は夙に藩士西村豪四郎に就きて山鹿流を修め、二十四歳の折其秘訣を授りぬ、凡そ徳川時代の兵學としいへば、皆太平無事の世に發達して、戰場實地の練習なく、其説く所は空理空論にして、取るに足らざるもの、如

くに思ふ人もあるべし、勿論其鎖末の點に至りては、動もすれば迂濶の議論に走せて、所謂墨水練の評を免れず、特に西洋新式の火器輸入せられて、戰術一變するに及びては、又用を成さず、蜀山人がカビ一發セレン西洋火器機、孫吳甲越皆糟魄と嘲りしも、さることながら、流石戰國時代百戰練磨の功を積み得たる知識に根づきて、組織せられたるものにしあれば、其戰爭の原則を説く所、往々にして千古不拔の眞理を道破したるものあり、我國民が太平二百年の後、西洋の緻密なる兵學を輸入して、直ちに其精髓を把り得たるも、畢竟此素養あるが故なり、されば達識の人能く之を活用せんか、必ずしも陳腐にあらず、要は唯形骸を捨て、其精神を取ること如何に在るのみ、直弼は、いかに山鹿流兵學の精神を會得せしか、憾むらくは、直接之を考證すべき材料を闕くと雖も、試に他の武術に就きて、其懷抱する所の意見を見れば、其兵學上の知識も略推知すべきなり、第二章に既に述べつる如く、武術の中にて、とりわきて居合の術は、若き頃より朝思暮練の研磨を積み、夙に奧義を極め、やがて自

家獨得の見を開きて、新に一派を樹つるにさへ至りぬ、其究むる所は、獨り腕力の末枝に止まらずして、心の修業を極意と爲せり、其入門の誓文に曰く、勇を養ひ氣を修め、事に臨みて動ぜざる事、當流第一の修行也、能々工夫致すべき事と、其自ら作れる傳書に『七五三柔居相秘書』と題するものあり、其初に序して曰く、

夫兵者の業たる、其技あまた有りと云へども、柔居相にしくはなし、暫時も忘るまじきは當道修行也、余新心の門に入てより、朝思暮練怠ることなく、星霜をかさねて、漸く迷闇の雲霧をひらけり、是全く師の教導厚きが故なり、于時三段の劍法は、余が發明する處、即新心極意に貫通す、その旨趣傳書に詳也、

其自ら發明せりと言へる三段の劍法は、保劍破劍神劍と名づく、傳書に曰く、

三秘傳之卷

保劍

勝をたもつを眞の勝と云、保つは相續の意なり、人を討つのみをば勝といふべけんや、たとへば一朝の怒に是を動して、一人の敵に勝つ事を得たりとも、家名を亡すごときは、勝の勝たるものにあらず、亦堪忍堅固にして動かざる時は、子々孫々繁永武名を穢さずは、これ至極の勝也、されば劍を全く保つ事、兵者上下によらず、一大事也、當條口傳多し、

破劍

夫破は、天の七星、貪巨錄文、籙武破是也、さて破軍星とて、軍旅の秘事とする事也、劍は兵の重器にして、其徳先師氏成述るが如し、一刀動すべき時いたりて、動くも又利也、天道政道に逆ふ者は、天之を免さず、とく破劍につらぬかれたり、此逆敵を制せん事は、破劍の徳にして、動て勝ずといふ事なし、此敵の外にみだりに動すれば、己と破劍に向ふと知るべし、

神劍

夫兵形象水、水之形避高趨下、兵之形避實而擊虛、水因地而制流、兵因敵而制

勝、故兵無常勢、水無常形、能因敵變化而取勝者、謂之神、是兵法言、能々常に工夫有るべし、

亦曰、微乎微乎、至於無形、神乎神乎、至於無聲、

さて傳書を七五三の三卷に分つ趣旨を附記して曰く、

初七段は、専ら業也、依て勇を養ふと知るべし、中五段は、其業至る理用なり、依て人我に付、或は場に付の修業と知るべし、奥の三秘傳は、七段五段共に究る處にして、事理一體天下無敵の境地也、依て秘傳たる事を知るべし、

とされば此三秘傳は、必ずしも實技に於てさる刀術のあるにあらず、畢竟兵者が之を小にしては、一身一家を修め、之を大にしては、治國平天下に於ける無形の劍法を祖述したるなり、腰間僅に横はれる三尺の秋水も、其作用縮むれば、一人の敵に止まれど、之を拂むれば、百世に亘りて治亂何れの時にも往くとして用ゐるべからざるは無きなり、げに人生の菑法も、遂に居合一刀の理に歸すと謂ふべし、後年其天下の難局に立ちつゝ、四面敵圍の裡に斷乎と

して貫きし心根も、亦真に此一條の理より出て來たりしと評するも不可なかるべし、亦以て直弼が武人の素養淺からざるを識るべし、

さる程に直弼世子と爲りて江戸に出てし後、幾くもなく彦根藩相模警衛の命を受け、藩主直亮參觀の暇を以て國に歸れる間は、直弼代りて軍を督すべき任を帯びたりけるが、其頃の嘆きに言へらく、

海防御備場一條、異變に及候ては、我等出馬可致筈に相成居、兼ての所は、一事として不任意、誠に有名無實と申ものに、候餘之儀共違、軍事計は、大將の心より出たる軍法にて、斯ては持堪へ可申と、必勝決斷之上にも、猶熟練したる、其上の勝敗は時の運、且は大將の明闇に依處に、候然るに最初より大將の心に落着不申、要害要具も不整、萬事不熟之備を火急の場に請取、如何下知可致哉、是程難儀、至極迷惑之儀は、無之候、夫も臨機之働に可有杯と、誰も口には申候へ共、場數武功之大將は、不知中々、以十分に内習重習之上にも、思ふ様には參らざる事に、候臨機と申も、全く正備整候上之奇術に有る

事に候、扱是は聊以臆したる譯にては無之、天下の御爲には、一命秋毫より可輕に候へ共、必竟天下の御爲にも不相成家の武威も相立不申實に取所無之、無益の儀に候、且又今日之處も内外に於て、我心にも不飽儀を、一廉心得顔致居らねば不相成始末にて、是程之つまらぬ事は無之、且は迷惑成役目にて、晝夜此事のみ難忘候、能々察し有度候、

一個深慮の武將が面影髣髴として紙上に現る、今此人にして外患大事の時に際し、常に和戰の策を決すべき位置に立ちけり、其決する所果していかなるべき、十分に内習重習の上にも思ふ様には參らずとさへ言へる思慮深き人、必ず及ぶ限り彼我の武力の優劣を量りて、豫じめ勝敗の數を定むるに慎重なりしは疑ふべからず、當時海外の事情を探るには、大に不便の世なりしかど、直弼其不便が中にも、他事は兎も角、彼が武力を量るには、尤も心を用ゐたりしなるべし、さては直弼いかに彼が武力を量りけるぞ、

米艦渡米の後、幕府は、江戸城最近の海防として、品川沖に連砲臺を築きぬ、

直弼一書を上つりて、其計畫の當を得ざるを痛論せり、其書中にいへらく、

内海千瀆遠淺之場所は、自然の天險にて、軍艦難近寄、害は彼にあり、味方之利と奉存候、人力にて可成は、猶此上にも水底渡米之妨を成し、度程に奉存候處、右の遠淺へ、孤島之連砲臺を築、敵を待候、必勝之御籌策、私どもには、何とも會得仕兼候、儀に御座候、外夷常に海軍を業と成し、激砲を以敵之大軍艦、或は砲臺を打破るの術に練熟し、然も活動自在之軍艦を近付、孤島之連砲臺を的と成して、可打破、彼に十分之利相見、味方には、連臺より前左右へ連發して、敵船を可打挫、之利は可有之候得共、元來不鍛練之術を以、彼が練磨之術に敵する之損失相見え、又激砲爭發之中に在て、敵對し、或は大風波之時に當つて、可凌之軍艦も未だ無之、砲臺之後詰、援兵等之術計も無之、萬一砲臺二三ヶ所も打破らるゝ歟、又は被乗取、味方敗軍に相及候とも、眼前に守兵、犬死可爲致之外、無御座歟に奉存候、勝敗之期に相臨み、死を決し候儀は、武門之習ひに候得共、初より死地に入て、敵を待は、勇士之不本意、物前

に恐怖を生じ候如きにては、防禦之所詮無之様奉存候事、
 以て直弼が外國の武力を會得せる一端を概見するに足るべく、加之彼我の
 軍情を較して、其勝敗の算を誤らざる兵識の程も知るに堪へたり、夫れ新に
 幕府が莫大の財力を糜して設けし要害すら頼み難きこと此の如し、而して
 更に江戸海咽喉の險要と頼める浦賀の兵備を見れば、嘉永二年十二月、浦賀
 奉行戸田伊豆守淺野中務大輔の兩人連署して幕府に訴へたる書中に於て、
 實に左の言あり、

弘化三年、ホストン船申上候は、大船の方八十挺、小船の方二十挺餘都合
 百挺餘の大筒仕懸け有之、然る處一昨年来御固相増候ても、相州之方、城ヶ
 島より猿島迄六七里之間、漸々七十挺程にて、悉く貫目以上之筒は無御座
 候、房州之方は、洲之崎より總州富津迄十里程之間へ、四十挺程之大筒も可
 有之、兩岸の鐵炮一所に相集候共、兩艦之大筒より員數不足仕、萬一事を生
 候節は、萬死に一生は難得、假令討死仕候共、御國益は更に不相見、右故渡來

之節は、舌頭を以承伏爲仕候外、無御座候云々、

一凡陣中は、兵糧第一に御座候處、御代官御藏御座候ても、平生御切米御扶
 持之御渡而已にて、略中非常御備金は、無御座、水主船頭多人數之兵糧第一
 に差支、一日之防禦も難計儀と被存候、

一近來異國筒御廻しに相成候處、長崎御廻しカルロレナード、ホーウキツ
 スル御筒に、御玉漸く十づ、外業の玉伺濟にて一發づ、御貯に相成、當年
 相廻り候モルチール、ホーウキツスル御筒は、御玉無御座候、略中彌打合に
 相成候節は、一時之戦も無覺束事と被存候、

一船之儀は、先役共より軍艦御製造之儀申上候處、難被及御沙汰、略中只今
 之分にては、押送形御船而已に付、大筒打方爲仕候、大船壹艘も無御座、心配
 仕候、

一多分は異船浦賀邊へ船繋仕候事故、萬一之節、諸家之人数御用には相立
 兼、浦賀之引合と被存候處、惣人数百八人、夫々手配仕候事故、引足り不申

第一心配仕候儀に御座候云々

一浦賀表は、三方山にて被包、湊内平地無御座、馬之足立兼候處、萬一夷人より焼玉を被打懸候節は、奉行屋敷組屋敷御米藏等は、悉く湊入口故第一禍を受け可申候云々

又米艦渡來の時、伊豆守が其本家大垣侯戸田采女正の家老小原二兵衛に援兵を請へる書にも

當表御備場は、御普請中御筒揃不申、四家之御固も、異船丈之大砲は無之、水上自在之海城を、一二里隔て五七挺づ、之大砲何之詮も有之間敷航海之術素より聞く實に残念御憐察可被下候

といひき、幕府直轄の軍備にして此の如し、其他亦推して知るべし、直弼も相模海岸の防備を評して、要害要具も整はず、萬事不熟の備とは言ひたりき、邦人いかに武勇に勝れたりとも、かゝに薄弱の防備を以て、彼れが精銳なる銃砲を具へたる堅艦に敵せんとす、抑亦難い哉、是に至りて直弼が非戰論も亦

宜ならずや

抑も直弼が外交意見の明かに今日に傳はれるは、嘉永六年幕府に呈せし二通の上書を以て始とすれども、是より先嘉永二年、英船の浦賀に來りし時阿部閣老は、江戸灣警衛の諸侯を始め、幕府の有司等に攘夷の令を復するの可否に就て其議を諮ひ、又直弼と殿中に逢ひし折、特に其意見を聽かんことを懇望せり、直弼は猶ほ世子の身なりけれど、一篇の建議書を草し、自ら阿部閣老の許に行きて之を出しき、閣老は之を得て、至極尤に聞受けしが、直弼嘗て侍從に任せられしより、未だ三年を経ざるに、是歳の幕破格に少將に榮任せられしは、此上書亦與りて力ありしとぞ、本書今存せざれば、其意を知るに由なけれど、直弼が師友として深く心服せし同席の松平肥後守は、是時幕府の下間に答へて、今攘夷の令を復するときは、信を外國に失ひ、後害測るべからず、宜しく沿海諸國に令して警備を嚴にせしむべしといひ、且は直弼の上書にも現に筆を加へし處ありしといへば、恐らくは直弼の意、肥後守の説と相

距ること遠からざりしなるべし、固より是時外交の問題は、ペリ、提督渡來の時ほどに切迫せざれば、從ひて直弼の意見も、亦後年の如くに痛切明快ならざりしならんは言を俟たざれど、武備の整はざるに、妄に攘夷を斷行するが如き、無謀の舉を唱へざりしは疑ふべからざるなり、而して嘉永六年の上書に至りて、明かに非戰論を唱へたり、其議に曰く、

今時之急變に相臨候ては、御古代之如く、前條閉洋之御法而已を押し立、天下靜謐皇國安體之御所置可有之共、不被存候、尤海防之全備、年月を不經しては難行届候、抑慶長十四年、五百石以上之兵船廢毀以來、皇國沿海大砲を以て外寇に可敵對之軍艦無之、唯今にも八丈島大島等其外獨立の島々足掛に乘取候時は、其儘に難差置候得共、兵船なくては、追討之術計何分無心許奉存候、略中暫く兵端を不開、年月を経て必勝萬全を得るの術計に出可申哉と、是時直弼と同じ溜詰にして、年頃親しく交りける佐倉の藩主堀田備中守も、彼が軍艦の堅牢なると、大砲に精しきと、兵士の強壯戰場を歴たるとの三

件を數へて、勝算無しと斷論せり、直弼の見もこゝに在りき、之に反して、諸侯中の慷慨家と聞えし松平越前守の如きは、

武備の整はざるを以て猶豫有之、先假に兩三年五七年の間も、御許容有之候ば、神州之國脈絶候事と奉存候、

とまで、いとも悲憤に極言せり、所詮攘夷論者は我國土を汚さざらんとして、主戰論を唱へ、直弼も亦皇國の安全を毀らざらんとして、非戰論を主張せしなりき、想ふに眞に必勝の算さへ立ちなば、直弼も強ちに戰を避けざりしならん、素より時勢の變をも顧みずして、舊法を固守せんとする人には非ざれど、亦大に我武威を海外に示すは、其尤も望みし所なりき、

末々之見込和漢の時勢篤と相考候へば、皇國海中に獨立し、外國に氣を被吞、籠城退縮之姿に成候ては、往々可憂場に至り可申歟、海外に勇威を振ひ、蠻夷危疑の懼を抱き候御處置可有之、

とはげに武略より出てたる憂國者の衷望と評すべし、其神州を念ふ精神は

をさく彼の慷慨家輩に譲る所ならねど、唯實際の上より萬事を打算する直弼が心は、彼等の如く徒に覺束なき戰を唱へ、皇國を危殆の地位に陥れて、萬一の勝を僥倖するが如き空想に馳する能はざりしなり、

防禦之儀種々御座候得共、元來戰場實地之手覺なく、席上猥りに兵戰の廢談を飾り候事、却て士夫之瑕瑾○中何分萬端太平空費の虚飾なく、實備に相成候様奉希候、

以て其實際を尙ぶ心の程を見るべし、かくて直弼一たび定めし非戰論は終に生涯之を淪へざりけり、安政元年、ペリイ提督江戸灣を去りて後、幾くもなく米艦數艘又もや横濱に來るべしとの風聞あり、直弼大に之を憂へ、就國の後、其親友なる老中松平和泉守に贈れる書狀に、之を戒めていへらく、

發足前之風聞にては、又々横濱は四五艘とか渡來可致よし、浦賀奉行より細川杯へも達有之趣に付、甚以氣遣は敷、高松へ相咄候處、同所より辰之口へ相伺候由、辰之口御返答に、右は全く下田に残り居候異人之風説にて、一

向不取留義に候處、浦賀奉行早まりて細川等へ達候由、たとへ横濱へ参り候事有之候共、當春使節へ約定致候義、應接は勿論一切取合ず、追歸し候思召之由、辰之口御咄御座候趣、高松より申越、不取留事にさへ御座候へば、重疊に候得共、萬一参り候段に相成候ては、右様當春之約定申聞候ても不聞入、乘入候も難計、兎角此方之目論見通りに不参候が異情に候間、右御咄し位成御居りにては、不成就引場に及、兵端を引出間敷ものにも無之、此事は何くまでも不相成義に付、左候は、是又豫め御考置、如何様に異情相變じ候共、御手を突不被申様、夫々御手筈肝要と奉存候、此後之處御不手際御座候ては、當年之國持衆騷立可申、是一大事に候間、深く御考置願上候事、

と、細川は、熊本侯細川越中守なり、當時幕命に由りて本牧附近を警衛せり、高松は、同席の高松侯松平讃岐守なり、辰之口は、老中阿部伊勢守なり、其役宅辰之口に在り、故にしかいふ、此書に由りて當時人心の恟々たりし有様を見るべく、又直弼が幕閣に對して不安心の情ありしを窺ふべしなり、